



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿					
							H21	H22	H23	H24～H30		
I ともに支え合う地域づくり	(1) 地域で支え合う仕組みづくり	◆人口減少と高齢化 (国勢調査7年～17年) ・人口816千人→796千人 (▲20千人) ・高齢化率20.6%→25.9% (+5.3%)	◆あったかふれあいセンターの整備促進(H21～) ・H21 22市町村28箇所(新規雇用76人) ・H21～23の全体計画 34市町村44箇所予定 (新規雇用126人) [H22 1～四半期 実績] ・平成21年度事業実績報告 22市町村 28ヶ所 新規雇用者 76人 ・平成22年度事業分交付決定 29市町村 39ヶ所 新規雇用者 109人(H22.4.1) ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(5/10～11) ・事業分析にあたってのデモ版を5ヶ所実施 (宿毛、西土佐、北川、馬路、中土佐(ついで)) [2～四半期 実績] ・平成22年度事業分交付決定及び変更交付決定 29市町村 38ヶ所 新規雇用者 110人(H22.7.1) 30市町村 39ヶ所 新規雇用者 113人(H22.9.29) ・他県でのフレキシブル支援センターの取り組み開催(7月) ・第1回あったかふれあいセンター推進協議会開催(7/7) ・日本福祉大学への事業分析等委託契約締結(8/27) ・事業分析利用者調査実施(8月) ・あったかふれあいセンター等全国セミナー開催(9/11) [3～四半期 実績] ・平成22年度事業変更交付決定 30市町村 39ヶ所 新規雇用者 114人(H22.10.28) ・厚生労働省及び内閣府への政策提言(10/19、12/6) ・日本福祉大学事業分析中間報告(11/15) ・第2回あったかふれあいセンター推進協議会開催(11/29) [4～四半期 実績] ・平成22年度事業変更交付決定 30市町村 39ヶ所 新規雇用者 113人(H22.12.20) ・事業分析利用者調査実施・2回目(12月) ・福祉保健所地域支援室ごとの協議(1/7～2/4、3/8～16) ・日本福祉大学事業分析調査研究報告書(2/28)	誰かが安全で安心して暮らせる地域コミュニティの再生・強化	◆あったかふれあいセンターの整備促進 ◆全市町村での取り組みと制度化の実現 ○取り組みの拡大と拡大に伴うフォローアップの実施 ・継続した仕組みづくり ・国への制度提案による新たな制度化の実現	市町村 県民	4月交付決定 29市町村 38ヶ所 雇用109人 7月変更交付決定 29市町村 38ヶ所 雇用110人 9月交付決定 30市町村 39ヶ所 雇用113人 10月変更交付決定 30市町村 39ヶ所 雇用114人 12月変更交付決定 30市町村 39ヶ所 雇用113人	立ち上げ支援 (実施) 22市町村 28箇所 雇用 76人 (実施) 30市町村 39箇所 雇用113人 (H22～開始8市町村11箇所) ○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日、第2回11月29日実施)	(実施予定) 31市町村 40箇所 雇用122人 (～H22終了 1市町村) (H23～開始 1市町村2箇所) ○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日実施)	○国への政策提言による新たな制度化の実現(基金終了後の事業継続のしきみ) ○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けていく	○県下全域であったかふれあいセンターを拠点とした新たな官民協働の支え合い活動が継続的に行われる ○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている	
		◆中山間地域では全国一律の規制の福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービスが提供されにくい状況となっている	○子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを受け、安心して暮らせる仕組みづくりが遅れている	○美いの場の充実に加えて、相談や訪問活動などをきめ細かく行い、地域ニーズを把握柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動の充実・強化が必要	○今後の取り組み ・あったかふれあいセンター推進協議会の開催 ・事業分析 全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援 ・市町村の地域福祉計画等へあったかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 ・県民の研修等の情報提供	○民間協働による運営体制づくり ○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成	○今後の取り組み ・あったかふれあいセンター推進協議会の開催 ・事業分析 全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援 ・市町村の地域福祉計画等へあったかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 ・県民の研修等の情報提供	6月 事業分析のデモ版 5ヶ所実施 8月・12月 事業分析利用者調査 39ヶ所 2月 日本福祉大学より事業分析報告書	○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日、第2回11月29日実施)	○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日実施)	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けていく	○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている
		◆中山間地域では全国一律の規制の福祉サービス基準では子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないためサービスが提供されにくい状況となっている	○子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で必要なサービスを受け、安心して暮らせる仕組みづくりが遅れている	○美いの場の充実に加えて、相談や訪問活動などをきめ細かく行い、地域ニーズを把握柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点(地域福祉の拠点)としての活動の充実・強化が必要	○今後の取り組み ・あったかふれあいセンター推進協議会の開催 ・事業分析 全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援 ・市町村の地域福祉計画等へあったかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 ・県民の研修等の情報提供	○民間協働による運営体制づくり ○コーディネーターや新規雇用スタッフ等の人材育成	○今後の取り組み ・あったかふれあいセンター推進協議会の開催 ・事業分析 全事業所での利用者等の実態を分析し、財源も含めた継続の形を検討していく。 ・市町村毎の地域資源の把握・整理 ・運営協議会の設置に向けた支援 ・市町村の地域福祉計画等へあったかふれあいセンター(地域福祉の拠点)や地域包括支援ネットワークシステムを位置づけるよう支援 ・コーディネーター等の人材育成のために、研修を実施 ・県民の研修等の情報提供	6月 事業分析のデモ版 5ヶ所実施 8月・12月 事業分析利用者調査 39ヶ所 2月 日本福祉大学より事業分析報告書	○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日、第2回11月29日実施)	○あったかふれあいセンター推進協議会の開催 (第1回7月7日実施)	○市町村の地域福祉計画に、地域福祉の拠点として位置付けていく	○福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えている
(2) 地域福祉推進の基盤づくり	◆社会福祉協議会を通じた基盤づくり ○社会福祉協議会の活動支援 ＜県社協＞ ・運営活動費の助成 ・ふくし交流プラザ管理運営委託(H20～22) ・プラザ駐車場の確保(H21) ＜市町村社協＞ ・活動ステップアップ実践研修の実施(H20～21 9市町村)	○県社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるためのステップアップ (地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え職員にも現業務での手一杯感)	◆活動の活性化支援 ○県社協 ・人事交流等組織機能強化支援 ・プラザの指定管理のあり方検討 ○市町村社協 ・組織機能強化支援 ・指導監督による体制と事業内容の協議等 ・意欲的な社協の集中支援 ・地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の策定支援等 ◆取り組みのPR方法、実施方法含む改善と関係機関との連携活動強化	○県社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉推進の拠点としてのプラザの利用拡大 ○市町村社協 ・組織機能の強化 ・地域福祉の推進役となるためのステップアップ (地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会の意識、体制の弱さに加え職員にも現業務での手一杯感)	○県社協 ・人事交流等組織機能強化支援 ・プラザの指定管理のあり方検討 ○市町村社協 ・組織機能強化支援 ・指導監督による体制と事業内容の協議等 ・意欲的な社協の集中支援 ・地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画の策定支援等 ◆取り組みのPR方法、実施方法含む改善と関係機関との連携活動強化	県社協・市町村社協	指定管理のあり方の検討 新たな指定管理 12月議会提案 指導監査のマニュアルづくり 指導監査 県社協と連携した指導監査の実施 16市町村 16市町村 16市町村(予定) 三原市、土佐清水市、仁淀川町、土佐市、田野町、越知町、北川町、津野町、高岡町、中土佐町、高岡町、本山町、大豊町、南島市、芸西村、安芸市	○社会福祉協議会の体制が充実し活動が活発化	○社会福祉協議会を中心とした地域の社会福祉活動が活発になり住民主体のまちづくりの基盤ができる			
(3) 地域福祉を支える人づくり	◆福祉人材・ボランティアの育成・確保支援 ○ボランティアセンターの活動支援 ○ボランティアコーディネーターの支援 ・福祉教育、ボランティア学習推進 H21香美市、北川町 H22香美市、土佐清水市 ○災害ボランティアセンター等体制づくりの支援 ・災害ボランティアの育成、市町村の体制づくり支援 H19:3市町村(安芸市、須崎市、四万十市) H20:5市町村(高知市、南国市、香美市、中土佐町、黒潮町) H21:7市町村(土佐市、土佐清水市、東洋町、大豊町、四万十町、大月町、三原市) H22:8市町村(香南市、奈半利町、田野町、安田町、北川町、馬路村、佐川町、津野町) [H22 1～四半期 実績] ・災害ボランティアセンター体制づくり検討会の開催 4月～5月にかけて情報交換会を開催(22社協参加) [H22 2～四半期 実績] ・災害ボランティアセンター運営協議会の実施(県社協) 8月開催…参加者 49名 10月開催…参加者 66名 [H22 4～四半期 実績] ・災害ボランティアセンター中核スタッフ 実践講座の開催 1/31～2/1 参加者24名 ○バーチャルボランティアセンターの運営助成 ・訪問者と登録のボランティア団体数の増加 H22:14,150/月・588団体 ○福祉人材センターの運営助成 H19:紹介467→就職168件、H20:紹介310→就職106件 H21:紹介253→就職86件、H22:紹介217→就職83件 ○介護福祉士修学資金貸付(H21～) 21年度申込者 21人→貸付21人、22年度申込み28人→貸付27人	○目標を持った計画的な育成・確保ができていない ○制度や仕組み、ボランティア活動のPR、関係機関との連携、参加者の増の取り組みが弱い	○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり ○今後の取り組み ・平成23年度立ち上げ予定の6社協への支援 (市町村未定) ・※年間を通しての支援 ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり ○今後の取り組み ・平成23年度立ち上げ予定の6社協への支援 (市町村未定) ・※年間を通しての支援 ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり ○今後の取り組み ・平成23年度立ち上げ予定の6社協への支援 (市町村未定) ・※年間を通しての支援 ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	○地域のボランティアコーディネーターの育成・支援 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 H22香美市、土佐清水市 H23土佐清水市、未定(5/30現在) ○災害ボランティアセンターの全市町村での体制づくり ○今後の取り組み ・平成23年度立ち上げ予定の6社協への支援 (市町村未定) ・※年間を通しての支援 ○バーチャルボランティアセンター運営充実(訪問者と登録団体の増) ○介護福祉士の養成	市町村社協・県民・学生	1ヶ所、受講者約30名 1ヶ所、約30名 1ヶ所、約30名 2校/2か年事業、受講者約30名 2校/2か年、約30名 2校/2か年、約30名 7市町村 8市町村 6市町村(予定) 5市町村(予定) 21人 29人 26人	○福祉人材が育ち県内で活躍が活発化	○人材ネットワークが形成され県内全域で地域福祉活動が活発化		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

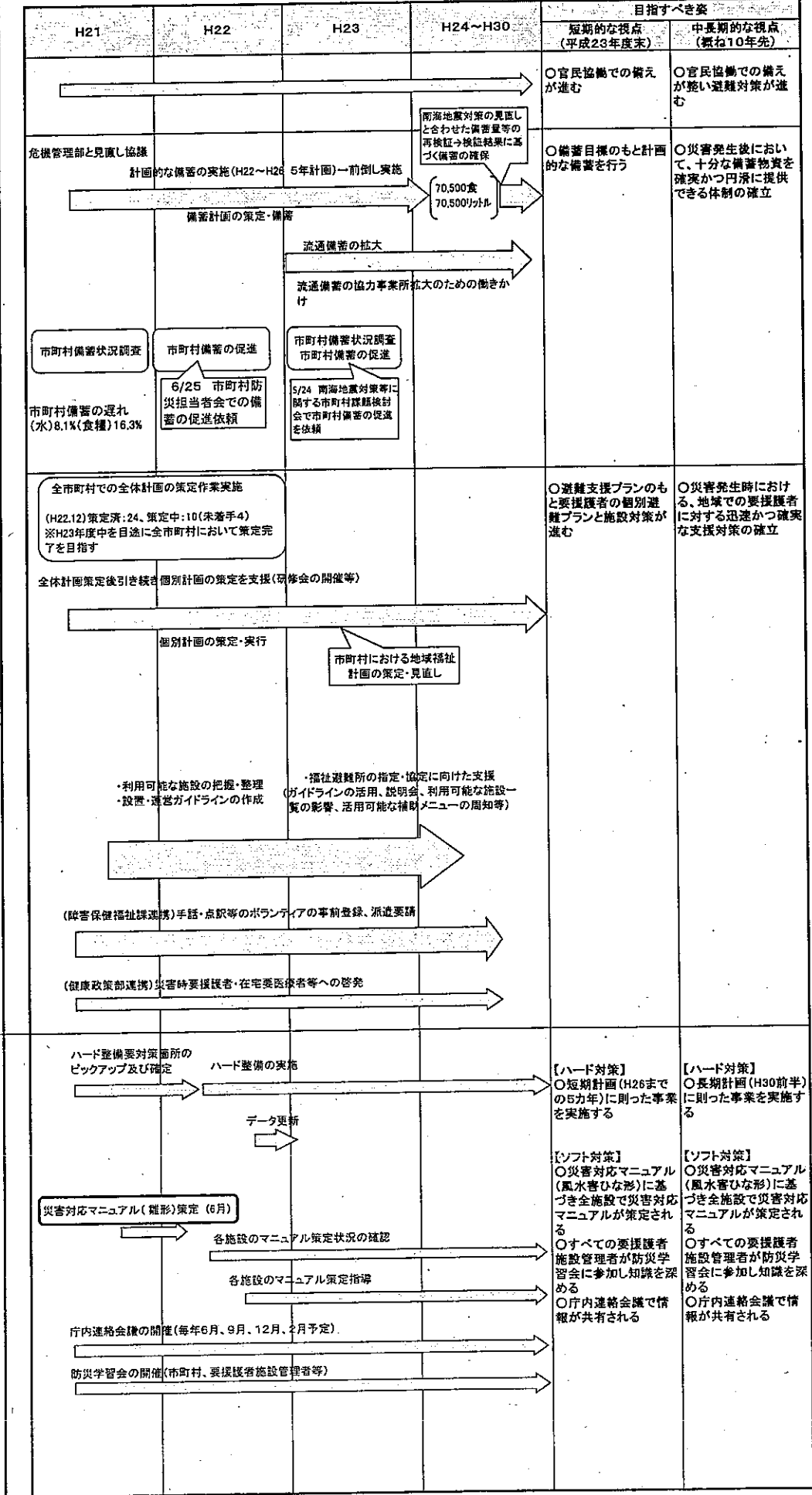
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者		
					区分	年齢	
(4)遺家族等の援護対策	<p>○中国残留邦人 69人 中国からの帰国時において年齢が30代、40代以上であり、現在、高齢化が進む。 居住地:高知市56人、室戸市1人、安芸市4人、香南市1人、四万十市3人、土佐清水市1人、仁淀川町1人、佐川町1人、四万十町1人</p> <p>(参考)支援の対象となる国籍同伴帰国した親族約90名</p> <p>◆収入や資産形成が不十分</p> <p>◆社会への適応が不十分</p> <p>①日本語が不自由</p> <p>②市町村役場のサポートが不十分</p> <p>③就労問題、生活上の問題発生</p>	<p>◆中国帰国者援護対策国の援護対策を基本にした支援</p> <p>・老齢基礎年金の満額支給と併せての生活支援給付金の支給 (H20～)(国3/4)</p> <p>・日本語教室の開催 潮江南教室 3コース 入門、初級、中上級 北竹島教室 中上級 横浜教室 初級 計3教室 5コース (H21～国10/10)</p> <p>・自立支援通訳の派遣 5名 (H20～)(国10/10)</p> <p>市町村職員に対する研修 (H20～)(国10/10)</p> <p>就労生活相談室の設置場所:県保健衛生総合庁舎2階 週4日 10時～16時 相談員2名</p> <p>支援・相談員の派遣 3名(高知市以外を担当) (H20～)(国10/10)</p>	<p>帰国者は、中国において受けた教育のレベルや日本語の習熟の程度にバラつきがあり、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応が必要</p> <p>市町村職員の理解の程度が十分と言えない</p>	<p>個人ごとの習熟の程度に応じたきめ細かい教育体制の整備</p> <p>県から市町村への業務移管により、身近な所で支援を実施する。支援が必要な帰国者が多数居住している高知市において、高知市による地域生活支援事業(国10/10)の実施、拡充を進める。</p>	<p>生活支援給付金支給の継続 ※各市福祉事務所、県福祉保健所において支給</p>	中国残留邦人(高齢者)	62～95
	<p>◆高齢化と会員の減少団体としての活動も難しくなりつつある。 ・(財)高知県遺族会 正会員(妻)1,010人 準会員(子等)5,640人</p> <p>・(財)高知県傷痍軍人連合会 会員 190人 (H23法人解散予定)</p> <p>・高知県軍遺連盟 会員 1,722人</p>	<p>◆戦傷病者、戦没者遺族等援護 ・全国戦没者追悼式へ参列 8/15 参列者80名</p> <p>・高知県戦没者追悼式の実施 11/1 参列者800名</p> <p>・沖縄「土佐之塔」慰霊祭へ参列 11/12 参列者30名</p> <p>・団体等慰霊祭へ参列 護国神社慰霊祭 (4/2, 11/2) 2回 海洋会等団体主催10回 市町村等主催 42回</p> <p>・援護団体へ事業費助成 (参考)国 ・相談員の配置 戦傷病者相談員 16名 戦没者遺族相談員23名 特別弔慰金、特別給付金等の支給</p>	<p>関係者の高齢化に伴う対象者及び行事等参加者の減少</p>	<p>援護事業の継続</p> <p>戦傷病者、戦没者遺族への特別給付金・特別弔慰金等の請求指導、速やかな裁定事務</p> <p>戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加</p> <p>特別給付金の支給を行う平和祈念事業特別基金の業務への協力 (却留期間に応じて25万～150万円支給)</p>	<p>援護事業の継続</p>		

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>生活支援給付金の支給 4世帯5人 7,858千円</p>	<p>生活支援給付金の支給 4世帯5人 7,932千円</p>	<p>生活支援給付金の支給 3世帯4人</p>		<p>帰国者の不安の解消と生活の安定</p>	<p>帰国者の不安の解消と生活の安定</p>
<p>きめ細かな教育の実施 ・潮江南教室 13名 ・北竹島教室 26名 ・横浜教室 18名 H21受講生計67名</p>	<p>日本語教室の拡充(習熟度別) 5コース → 6コース</p>	<p>きめ細かな教育の実施 ・潮江南教室 6名 ・北竹島教室 25名 ・横浜教室 15名 H23受講生計46名</p>			
<p>通訳の派遣 35回</p>	<p>通訳の派遣 33回</p>	<p>通訳の派遣</p>			
<p>市町村職員研修の実施 1回/年</p>	<p>高知市における地域生活支援事業の開始。 ・教による日本語習得教室 2回/月 ・家庭料理、屋外行事参加など交流事業 4回/年</p>	<p>高知市における地域生活支援事業の継続。</p>	<p>高知市における地域生活支援事業の拡充、内容の充実</p>		
<p>就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の実施 (相談実績) 就労生活相談室 596件 支援・相談員 4件</p>	<p>就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の実施 (相談実績) 就労生活相談室 416件 支援・相談員 3件</p>	<p>就労生活相談室、支援・相談員による相談事業の実施</p>		<p>県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識の向上</p>	<p>県を挙げての追悼と県民の平和を祈念する意識の向上</p>
<p>援護事業の継続</p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族への特別給付金・特別弔慰金等の請求指導、速やかな裁定事務</p> <p>戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加</p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族への特別給付金・特別弔慰金等の請求指導、速やかな裁定事務</p> <p>戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加</p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族への特別給付金・特別弔慰金等の請求指導、速やかな裁定事務</p> <p>戦没者追悼式等の慰霊事業の実施、他団体主催事業への参加</p> <p>シベリア特措法施行 (H22.6.16)への対応</p> <p>・軍歴等確認調査実施 ・基金事業の広報協力</p>		
				<p>平和祈念事業特別基金の特別給付金支給業務へ協力し、県内居住の受給権者の受給を進める。</p> <p>請求受付期間 H22.10.25～H24.3.31</p>	

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
					区分	年齢					短期的な視点 (平成23年度末)	中長期的な視点 (概ね10年先)
3 セーフティネット施策の充実・強化  (1) 低所得者等の生活支援の充実・強化		<p>◆セーフティネット機能の充実(生活自立支援)</p> <p>○生活福祉資金の貸付(低所得者・障害者・高齢者世帯)</p> <p>・H20貸付決定 67件 80,312千円 H21貸付決定 479件 266,735千円 H22貸付決定 538件 351,481千円</p> <p>【H22 1～四半期実績】</p> <p>・高知県生活福祉・就労支援協議会 (5月31日)</p> <p>【H22 1～四半期実績】</p> <p>・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員10名を配置(高知市2名)</p> <p>【H22 2～四半期実績】</p> <p>・生活福祉資金窓口の各市社協に相談員1名を配置(計11名)</p> <p>・県社協窓口へ貸付相談員を配置(1名)</p> <p>※H21.10制度改正</p> <p>・資金種類の整理、統合(10種類→4種類)</p> <p>・連帯保証人要件の緩和</p> <p>・貸付利率の引き下げ</p> <p>○日常生活自立支援事業(認知症高齢者、精神・知的障害者の日常の金銭管理等)</p> <p>H22 専門員10名 H20契約 94人 H21契約 132人 H22契約 124人</p> <p>◆地域生活定着支援事業</p> <p>○地域生活定着支援センターの運営委託 H23.6.1センター開設</p>	<p>○制度の周知 制度が十分知られているとは言えない</p> <p>○必要な援助となるまでに時間を要する</p>	<p>◆セーフティネット施策の利用促進</p> <p>・国等と連携した円滑な利用促進</p> <p>◆制度の周知と利用促進</p> <p>・積極的な広報</p> <p>・市町村社協の相談支援体制の強化</p> <p>○今後の取り組み</p> <p>1 国の相談体制への支援が補正予算によりH23も継続となったため、H23も引き続き生活福祉資金の窓口、相談体制の強化をはかっていく。</p> <p>◆体制の充実</p> <p>◆関係機関等の恒常的な連携の構築</p> <p>・運営推進委員会(効果的な運営を協議)</p> <p>・連絡協議会(実務者レベルの支援全体の協議)</p> <p>・合同支援会議(個別ケースの支援協議)</p>	県社協 市町村社協	矯正施設 退所者	<p>制度の周知と関係機関との連携</p> <p>10月</p> <p>・ワンストップサービスの実施 ・制度改正のチラシ配布 市町村、社会福祉協議会、ハローワーク、ジョブカフェこうち、ローソン、ファミリーマート等 ・広報誌(さんSUN高知)へ掲載 ・インフォメーションタワーでの掲示等</p> <p>高知県生活福祉・就労支援協議会の開催(5/31)</p> <p>・制度周知のためのチラシ配布(ファミリーマート)</p> <p>相談支援体制の強化 (市町村社協の相談員の拡充)</p> <p>10市の社協に窓口対応の相談員11名を配置(高知市2名)</p> <p>須崎管内の専門員を増員</p> <p>専門員1名増員</p> <p>地域生活定着支援事業の実施検討</p> <p>地域生活定着支援センターの委託による事業実施(H23.6～)</p> <p>関係機関との連携体制構築</p> <p>コーディネート業務 フォローアップ業務 相談支援業務 連携体制構築</p>	<p>○制度が知られるとともに円滑で迅速な対応が図られる</p> <p>○生活福祉資金や生活保護を必要とする人が利用しやすくなる</p> <p>○矯正施設退所者に制度が知られるとともに、必要な福祉支援が行われる。</p> <p>○必要な福祉支援が行われることにより、再犯者が減少する。</p>				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
4 災害援護対策の推進	(1)災害救助対策	<p>◆災害救助基金(H23.4.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○残高 257,138千円</li> <li>・現金 256,737千円</li> <li>・物資 401千円</li> </ul> <p>◆県との供給協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水:6事業者</li> <li>・物資供給:15事業者等</li> </ul>	<p>◆基金運営と流通備蓄の促進</p> <p>【H22 1-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の選定、購入時期、保管場所の調整等</li> <li>・市町村担当者との開催(6月25日)</li> <li>・市町村備蓄の促進要請</li> </ul> <p>【H22 2-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の購入</li> <li>・食糧 ……アルファ米 14,100食</li> <li>・水 ……7,050本(2Lペットボトル)</li> <li>・保管場所 ……県内6ブロック11ヶ所(県の総合庁舎や一部市町村)</li> </ul> <p>【H22 3-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業者と飲料水の流通備蓄協定締結(1件)</li> </ul> <p>【H22 4-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災による被災地への支援により、現在、県及び市町村の備蓄がほとんど無い状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の整備が遅れている</li> <li>・東日本大震災において、被災地へ支援物資を拠出した結果、ストックがない状態なので、早急な備蓄が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村と役割分担した計画的な備蓄</li> <li>・県としての一定量の備蓄の確保(5年計画)</li> <li>・市町村備蓄の促進要請</li> <li>・流通備蓄について、協力事業所の拡大を図る。</li> <li>・早急な備蓄物資の購入</li> </ul> <p>○今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の事例を研究・分析し、備蓄量や備蓄ルールなどについて見直しの検証及び市町村との協議を行う。</li> </ul>	県民	
		<p>◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国策定目標年次(21年度中)</li> <li>・現策定率70.6%(H22.10現在)</li> <li>(策定済24市町村)</li> </ul> <p>◆市町村災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の作成(H22.10現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定着手済20市町村</li> </ul> <p>◆要援護者台帳の整備状況(H22.10現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備済 5市町村</li> <li>整備中 24市町村</li> </ul> <p>◆福祉避難所の指定・協定(H22.10現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3市町5箇所</li> </ul>	<p>◆避難支援プラン策定要請</p> <p>【H22 1-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老後協働会での福祉避難所の説明と協力依頼(4月16日)</li> <li>・福祉避難所調査依頼(1回目)</li> <li>・母子児童福祉施設 10ヶ所</li> <li>・介護老人福祉施設 51ヶ所</li> <li>・介護老人保健施設 32ヶ所</li> </ul> <p>【H22 2-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所調査結果(1回目)の公表</li> <li>・福祉避難所調査依頼(2回目)</li> <li>・老人ホーム 61ヶ所</li> <li>・通所介護事業所 227ヶ所</li> <li>・障害者福祉施設 144ヶ所</li> </ul> <p>【H22 3-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン作成、市町村への配布</li> </ul> <p>【H22 4-四半期 実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所調査結果(2回目)の公表</li> </ul> <p>・手話、点訳等ボランティアの養成</p> <p>・啓発用ビデオの作成</p> <p>・在宅要医療者災害支援マニュアルの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の意識不足と庁内の連携不足</li> <li>・県としての実態確認と支援の不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村での全体計画の策定を支援するとともに個別計画に順次移行・実行</li> <li>・全体計画策定中市町村への支援(H23年度までには策定予定 10市町村)</li> <li>・個別計画の策定支援</li> <li>・要援護者台帳の整備促進</li> </ul> <p>○今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・実践活動の推進による要援護者等を地域で支援する地域の支え合いの再構築を通じて、災害発生時の要援護者に対する迅速かつ</li> <li>・福祉避難所の確保・協定促進</li> <li>・福祉避難所としての活用可能な地域交流スペースの整備促進</li> <li>・福祉避難所の広域調整・連携のための他県や社会福祉施設・団体との連携協定の締結等</li> <li>・情報伝達に配慮を要する方への支援体制の整備</li> <li>・災害時要援護者等への啓発の推進</li> </ul>	市町村等	
		<p>◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設への対応</p> <p>◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設数 627施設(H23.3 農林所管を含めると673施設)</p> <p>◆対策工施工済施設数148施設(H23.3)</p> <p>◆危険箇所内の要援護者施設及び対策工施工済施設</p> <p>高齢者施設 (179施設) 40 障害者施設 ( 89施設) 27 児童福祉施設 ( 7施設) 0 保育園等 ( 99施設) 26 幼稚園 ( 13施設) 1 小学校 (106施設) 25 養護学校 ( 4施設) 1 保護施設 ( 2施設) 0 医療施設 (134施設) 27</p>	<p>◆土砂災害等への対応要請(地域福祉政策課) 7/28</p> <p>◆土砂災害危険箇所内の要援護者施設の調査 8/4(地域福祉政策課・防災砂防課)</p> <p>◆庁内連絡会議の開催(メンバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理課: 危機管理・防災課</li> <li>健康政策課: 医療政策課</li> <li>地域福祉部: 福祉、高齢、障害、児童、福祉</li> <li>文化生活部: 福祉・大学支援課</li> <li>農業振興部: 農業政策課</li> <li>林業振興・環境部: 治山林道課</li> <li>土木部: 防災砂防課、河川課</li> <li>教育委員会: 小中学校課、幼保支援課、特別支援教育課</li> </ul> <p>【開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回 H21.8月</li> <li>第2回 H22.2月</li> <li>第3回 H22.6月</li> </ul> <p>以降、危機管理、防災課、防災砂防課、地域福祉政策課の三者で定期的な協議を実施</p> <p>◆風水害に対する災害対応マニュアルの策定(地域福祉部4課:福祉、高齢、障害、児童)</p> <p>◆災害対応マニュアル(雛型)策定状況調査(高知市を除く)</p> <p>◆施設監査等での策定状況の確認と策定指導</p> <p>◆マニュアル策定状況調査(H22.9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定済・策定予定 164施設</li> <li>策定未定 237施設</li> <li>未回答 272施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害等に対する備えが不十分</li> <li>・対策工施工済施設が少ない。施工済みは約22%(148/673)</li> <li>・土砂災害危険箇所内へ新設される要援護者施設の設置状況が十分に把握できない。(法定外施設等)</li> <li>・ほとんどの施設が風水害の避難計画未策定</li> <li>・防災に対する学習機会が少ない</li> </ul>	<p>【ハード対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災砂防課、農業政策課、治山林道課</li> <li>・ハード対策が必要な箇所の確定</li> <li>・今後の事業実施方針の策定</li> </ul> <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所内の要援護者施設再調査(更新)</li> <li>・危険箇所内の災害時要援護者施設の情報共有(庁内連絡会議メンバー)</li> <li>・各施設での災害対応マニュアルの策定支援(地域福祉部3課:高齢、障害、児童)</li> <li>・個別の標準で進捗管理を実施</li> <li>・施設監査等での策定状況の確認と策定指導(地域福祉部4課:福祉、高齢、障害、児童)</li> <li>・連絡会議での情報共有と今後の対策協議</li> <li>・防災学習会の実施(地域福祉部関係課、防災砂防課)</li> </ul>	社会福祉施設等の要援護者施設・市町村	



予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
1	いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進-1	<p>介護予防事業の取り組み状況</p> <p>☆高齢者人口は増加しているが、特定高齢者の割合及び事業への参加者数は減少(国調査平成20年→21年) 高齢者人口215千人→239千人 基本チェックリスト実施率 19.4%→19.4% 特定高齢者数3,771人(1.76%)→4,099人(1.72%) 特定高齢者施策事業参加状況 502人→477人</p> <p>※平成21年度介護予防事業報告によると、平成21年度基本チェック実施率(全国平均)は30.1%、特定高齢者の決定率(全国平均)は2.23%であり、ともに全国平均を下回っている。</p> <p>☆介護予防特定高齢者施策の取り組みについて、運動器の機能向上プログラムは多くの市町村で取り組まれているが、その他のプログラムはほとんど取り組まれていない(国調査平成20年→21年)</p> <p>運動器:22市町村→21市町村 栄養改善:1市町村→1市町村 口腔機能:3市町村→3市町村 その他:5市町村→5市町村 ※n=30</p> <p>☆介護予防一般高齢者施策(普及啓発事業)については、実施市町村が増えてきている (県調査平成20年→21年)</p> <p>運動器20市町村→29市町村 栄養改善14市町村→10市町村 口腔機能9市町村→21市町村 閉じこもり3市町村→6市町村 認知症予防11市町村→18市町村 うつ予防実施なし1市町村 ※n=30</p> <p>☆研修参加者(平成22年度)市町村等:81名 介護サービス従事者:98名</p>	<p>1. 介護予防の充実</p> <p>①介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催</p> <p>より効率的な介護予防事業の実施が図られるよう、高齢者保健福祉推進委員会に設けられた介護予防事業評価のための部会を開催 →平成20年度は専門部会を各々1回開催</p> <p>②介護予防事業の普及啓発を目的として、平成20年度は介護予防に関するパンフレットを作成し、配布。</p> <p>③介護予防事業に関する市町村ヒアリングにより、各市町村ごとの実施状況の把握→平成20年度は10市町村に対してヒアリングを実施</p>	<p>1. 県下の介護予防事業の実施状況や課題の把握が十分ではなかった。</p> <p>2. 地域で継続的に介護予防事業に取り組めるようなくみ作りの検討が必要(事業の効果判定も含めて)</p> <p>3. 基本チェックリスト実施率、特定高齢者決定率ともに全国平均を下回り、効率的な対象者の把握が出来ていない。また、特定高齢者の事業参加者も少なく(特定高齢者と決定されても元気な方が多い)、国の特定高齢者把握事業に課題がある。</p> <p>4. 介護予防事業の普及啓発が不十分(県から市町村への情報提供、及び市町村から住民への普及啓発)特に、運動器以外の取り組みについての普及啓発が課題であるが、国のマニュアルにも明確に方法論が示されていない。</p>	<p>1. 介護予防事業に関する市町村ヒアリングを全県下的に実施し、課題整理を行う。</p> <p>※福祉保健所との連携が必要(将来的には福祉保健所が中心に事業整理ができるように)</p> <p>2. 県下で最も取り組まれている運動器の機能向上プログラムを中心に、運動・口腔・栄養の複合的で効果的な介護予防事業の実施に関するしくみ作りの検討を行う ※運動器の機能向上に関する評価検討会</p> <p>3. 特定高齢者の決定方法について、「生活機能評価を受診した者」だけではなく「市町村職員(事業参加が必要と認められた者)等の市町村職員を有する市町村」への要望を検討していく。</p> <p>4. 運動器以外の取り組みについて、市町村職員・介護予防事業従事者対象に研修会を開催し、介護予防の重要性の認識を高めてもらう。また、先進地事例の紹介等を行い、市町村で取り組めるよう支援する。 ※平成21年度は口腔機能向上をテーマ</p>	<p>■地域の課題把握</p> <p>○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況課題整理</p> <p>取りまとめた情報を各市町村にフィードバック、及び福祉保健所ごと(ブロックごと)の課題整理</p> <p>■介護予防の推進に関する評価検討会</p> <p>・評価検討会の立ち上げ ・モデル市町村の選定</p> <p>連携先:医師会・高知県リハビリテーション研究会・高知県理学療法士会・高知市</p> <p>■介護予防事業に関する市町村ヒアリングを通じて県下の課題把握</p> <p>平成21年度市町村ヒアリング結果から、「特定高齢者と決定されても元気な方が多い(判定基準に問題があるのではないか)」「アクセスの問題等で生活機能評価を受診できない人が多い」との意見が多く聞かれる。</p> <p>■介護予防に関する普及啓発(市町村職員への普及啓発)</p> <p>口腔機能向上をテーマに、介護予防事業従事者への研修会を開催</p> <p>市町村職員対象→高知市で考案された「かみかみ百歳体操」に関する研修(県下4ブロックで開催)</p> <p>介護予防サービス従事者→高知市・幡多ブロックにて口腔ケアに関する研修会を開催</p>	<p>■住民主体のしくみづくりに向けた課題整理と個別支援</p> <p>○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/17～7/2 全市町村で実施</p> <p>福祉保健所と課題や今後の方針について共有(8/4～8/11)</p> <p>個別市町村の支援</p> <p>■介護予防の推進</p> <p>○介護予防事業の推進に関する評価検討会⇒5/20,2/15 *効果検証、プログラム開発についての方針の確認</p> <p>○介護予防の効果検証 ⇒高知市、津野町のデータ収集及び効果の分析 *介護予防に取り組むことにより、身体機能だけでなく生活機能の改善が多かった。 *運動だけでなく口腔も併せて複合的に取り組んだ方が効果が明確であった。 *介護予防に積極的に取り組んでいる地域では、そうでない地域に比べ新たに介護認定を受ける方が少ない傾向がみられた。</p> <p>○効果的な介護予防プログラムの検討 ※津野町において複合プログラムの実施 ⇒栄養改善・口腔機能向上検討会の開催(各3回開催)</p> <p>介護予防手帳の作成</p> <p>ツールとして活用</p> <p>■住民主体のしくみづくり</p> <p>※介護予防市町村支援事業費補助金 ⇒室戸市、中土佐町※補助金なし その他、8市町村において事業目的の明確化や体系化について協議</p> <p>■介護予防従事者の育成</p> <p>○介護予防従事者への研修会 ・市町村職員:認知症予防に関する研修会 ⇒9/4実施、47名参加 ・施設職員:口腔機能向上に関する研修会(幡多地区) ⇒10/9 56名参加 11/7 42名参加 ・福祉保健所職員対象「介護予防実践講座」 ⇒9/8 34名参加</p> <p>口腔機能向上については、歯科医師会や歯科技工士会等と連携して積極的に開催</p>	<p>■住民主体のしくみづくりに向けた支援</p> <p>○福祉保健所・地域福祉政策課との取り組み方針の協議 ○市町村ヒアリングの実施 ・介護予防事業の取り組み状況、課題整理 ⇒6/13～6/23 実施</p> <p>ツールを活用した支援</p> <p>■介護予防実践講座(地域リーダーの養成) *圏域ごとに、介護予防手帳を活用し地域リーダーの養成 ■介護予防推進連絡会議 *圏域ごとに介護予防担当者を開催</p> <p>■介護予防手帳を活用した普及啓発</p> <p>○県連と連携し、リーダー養成研修を実施 ○民生委員・児童委員活動の場での普及啓発 ■広報番組の制作放送 ○住民が主体となっている取り組みについて、テレビ等を通じて視覚的に紹介</p> <p>■介護予防の推進に関する評価検討会</p> <p>■介護予防市町村支援委員会及び専門部会の開催</p> <p>高齢者保健福祉計画及び介護保険事業(支援)計画の策定</p> <p>■住民主体のしくみづくり ※介護予防市町村支援事業費補助金 地域リーダー養成等と連動させながら実施</p> <p>■介護予防従事者の育成</p> <p>○認知症予防に関する研修会 ⇒8/5開催 23名参加 ○口腔機能向上に関する研修会 ⇒4/16,17(幡多)、41名参加 4/21(津野町)、33名参加</p> <p>県内の市町村が運動器の機能向上プログラムだけではなく、総合的・複合的に介護予防事業に取り組めるような支援</p> <p>市町村ヒアリング等を通してニーズを把握し、テーマや内容を決定</p>	<p>介護予防事業の効果を各市町村が認識し、効果的で効率的な事業展開の支援</p> <p>保健分野や介護保険分野との連携を図り、一貫したサービス・支援の提供ができる状況への支援</p> <p>単に事業をこなすだけではなく、事業評価の仕組みを含めた体制作りの検討</p> <p>単に個々の事業を実施するだけではなく、事業の効果判定を踏まえて(モデル市町村における)効果的な介護予防事業の展開についてのしくみ作り</p> <p>モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り</p> <p>モデル市町村の取り組みを参考に、県下各市町村でしくみ作り</p>	<p>短期的な視点(平成23年度末)</p> <p>中長期的な視点(概ね10年先)</p> <p>複合的な介護予防プログラムの実施市町村 20保険者</p> <p>複合的な介護予防プログラムの実施市町村 30保険者</p>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
					区分	年齢					短期的な視点(平成24年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
1 いつまでも元気で暮らせる地域づくり (1) 介護予防の推進-2	<p>県下の地域包括支援センター設置状況</p> <p>設置数:34ヶ所(高知市5箇所、中芸広域連合1箇所、その他は市町村ごとに1箇所。うち、5カ所が社協委託)</p> <p>☆高齢者人口・要支援者数ともに増加(国調査平成20年→21年) 高齢者人口215千人→239千人 要支援者数0,721人→1,192人</p> <p>☆地域包括支援センター職員数は減少(国調査平成20年→21年) 職員数157.6人→153.9人(非常勤職員含む)</p> <p>(H22.5.1現在: 65歳以上人口3,000人以上で主任ケアマネ不在 佐川町、宿毛市)</p> <p>☆介護予防支援(予防給付プラン)については介護報酬単価が低く(1件4120円)、居宅介護支援事業所への委託が困難な状況にある。</p> <p>一地域包括支援センター職員は介護予防支援(プラン作成)に追われ、包括的支援事業の取り組みが不十分。</p> <p>一方、介護予防支援専従職員を配置し、上記課題を改善している事業所も増えてきている。(国調査平成20年→21年) 専従職員を配置している事業所数17ヶ所→24ヶ所</p> <p>☆包括的支援事業の取り組み状況(国調査平成20年→21年)</p> <p>包括的支援事業-任意事業費(平成20年度→21年度) 178,981,705円→165,551,217円</p> <p>総合相談件数27,278件→34,898件(うち、平成21年度権利擁護に関する相談は1,893件)</p> <p>処遇困難事例等への支援(国調査平成21年度実績) 25市町村で696回開催</p> <p>研修会の開催(国調査平成21年度実績) 22市町村で164回開催</p> <p>ケアマネジメント支援(国調査平成21年度実績) 18市町村で601回開催</p> <p>地域包括支援センターが抱える連携課題(国調査平成21年度実績) 医療機関との連携課題あり→25市町村 地域のインフォーマルサービスとの連携課題あり→22市町村</p>	<p>2 地域包括支援センターの機能強化</p> <p>①地域包括支援センター職員研修(初任・現任)</p> <p>地域包括支援センターでの業務(予防プランや困難事例への対応等)についての研修に参加することで人材育成を図ることを目的。</p> <p>→(財)長寿社会開発センターに研修を委託。</p> <p>平成17年度→52名 平成18年度→初任研修6名、現任研修30名 平成19年度→初任研修15名、現任研修19名 平成20年度→初任研修8名、現任研修16名 平成21年度→初任研修11名、現任研修15名</p> <p>②介護予防支援指導者研修</p> <p>介護予防支援従事者研修における講師として、必要な知識及び技術を習得してもらうことを目的。</p> <p>→(財)長寿社会開発センターに研修を委託。</p> <p>平成17年度→6名 平成18年度→6名 平成19年度→4名 平成20年度→3名</p> <p>③介護予防支援従事者研修</p> <p>地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に研修会を実施。</p> <p>平成17年度→362名 平成18年度→226名 平成19年度→53名 平成20年度→98名 平成21年度→85名</p>	<p>1. 地域包括支援センターの現状や課題が把握・整理出来ておらず、人材育成のための研修開催(委託)だけにとどまっていた。</p> <p>2. 研修受講者のフォローアップの機会がなく、研修参加がどのようにスキルアップにつながった等の把握ができていない。</p> <p>3. 主任介護支援専門員研修や介護支援専門員実務者研修等の他の研修事業との連携が図れていない。</p>	<p>1. 地域包括支援センターの取り組み状況について、現状と課題を整理する。</p> <p>※地域ケア担当及び各福祉保健所との連携が必要</p> <p>2. 研修の開催方法について、外部委託だけではなく、地域包括支援センターのニーズに応じた研修企画の検討。</p> <p>3. 主任介護支援専門員研修・介護支援専門員実務者研修等と連携し、一貫した研修・人材育成体制の検討。</p> <p>※介護人材担当との連携が必要</p>	<p>系の方針(案)</p> <p>地域包括ケアシステムを支えるコーディネート機関として地域包括支援センターの機能強化を図る。</p>	<p>☆課題整理・方向性の確認</p> <p>地域包括支援センターの現状と課題の整理</p> <p>地域包括支援センターの現状を把握するため、(国)運営状況調査の取りまとめやヒアリングを行う →ブロック(福祉保健所圏域)ごとの課題整理</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する</p> <p>※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1</p> <p>⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく *地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ⇒9月 神戸市・門真市・前橋市視察研修 ⇒10/15 第2回検討会議開催 *アンケート集計結果の報告 *視察研修報告 *介護予防支援の簡素化+負担の大きい権利擁護業務についての支援強化へ ⇒12/24 第3回検討会議開催 ⇒1/20 第4回検討会議開催 *介護予防支援業務の負担を軽減させるための介護予防ケアマネジメントマニュアルの完成 *アンケート調査から得られた課題をもとに、次年度事業計画を立案</p> <p>☆研修内容の検討 *現任者研修参加者が初任職員研修の講師を務める等の仕組みの再検討 *研修内容についてのニーズ確認</p> <p>☆ニーズに応じた研修会の企画・検討</p> <p>●介護予防従事者等研修事業費(地域包括職員・介護予防支援研修)</p> <p>☆一貫した研修・人材育成体制の検討</p> <p>⇒6/8～12/10 実施12名受講</p> <p>ケアマネジメントリーダー養成研修(新規) H22～24</p> <p>フォローアップ研修 H23～</p>	<p>■地域包括支援センターの機能強化</p> <p>☆ブロック単位で課題に対する取り組みの実施 *介護予防事業市町村ヒアリングと一体的に実施(6/17～7/2)</p> <p>☆地域包括支援センター職員研修の開催(10/16 82名参加)</p> <p>・地域包括ケアシステム構築に向け、地域包括支援センターに期待される役割等についての研修</p> <p>福祉保健所を中心に、地域包括支援センター体制強化への支援</p> <p>果たすべき機能について、具体的な事例を通じて検討していく</p> <p>☆プロジェクトチームによる検討会議を開催し、介護予防支援業務の簡素化(高知県としての雛型)を作成することで、地域包括支援センター職員が包括的支援業務に専念出来るよう支援する</p> <p>※チーム: 主任ケアマネ3、保健師1、大学1</p> <p>⇒6/4 第1回検討会議開催 *介護予防支援業務の簡素化のみならず包括支援センターの業務全体について検討していく *地域包括支援センターの業務に関するアンケートの実施 ⇒9月 神戸市・門真市・前橋市視察研修 ⇒10/15 第2回検討会議開催 *アンケート集計結果の報告 *視察研修報告 *介護予防支援の簡素化+負担の大きい権利擁護業務についての支援強化へ ⇒12/24 第3回検討会議開催 ⇒1/20 第4回検討会議開催 *介護予防支援業務の負担を軽減させるための介護予防ケアマネジメントマニュアルの完成 *アンケート調査から得られた課題をもとに、次年度事業計画を立案</p> <p>●介護予防従事者等研修事業費(ケアマネジメントリーダー養成研修)</p> <p>☆一貫した研修・人材育成体制の検討</p> <p>⇒6/8～12/10 実施12名受講</p> <p>ケアマネジメントリーダー養成研修(新規) H22～24</p> <p>フォローアップ研修 H23～</p>	<p>●機能強化</p> <p>☆地域包括支援センターの役割の明確化 *包括的4事業のみならず、地域包括ケアの拠点としての役割の明確化</p> <p>●新 地域包括ケア推進</p> <p>事業 H23予算:3,037千円 *地域ケア会議の実証研修 *地域包括支援センターが地域包括ケアの中核機関としてのコーディネート機能を発揮できるような体制整備への支援を行う。</p> <p>・南国市をモデルとし、保健所を通じて成果を県下の各市町村に周知する。</p> <p>・事前打合せ(4/28)、第1回(6/4)、第2回(7/8)、第3回(公開講座)(7/31)、第4回(8/15)実施</p> <p>報告書の配布や、「介護予防支援指導者・従事者研修」を通じて県下に普及・啓発していく</p> <p>検討会議での取組を踏まえた福祉保健所との協議の場の設定</p> <p>●第5期介護保険事業計画策定過程において、各市町村の「地域包括ケア」のあるべき姿を明確にし、そこで果たすべき地域包括支援センターの役割を検討できるよう支援</p> <p>●人材育成</p> <p>●新 地域包括支援センター研修企画会議 H23予算:499千円</p> <p>☆職員に対する研修の体系化より専門的で効果的な研修の実施を協議する。一第1回(5/30)第2回(8/30)</p> <p>●新 地域包括支援センター職員研修</p> <p>H23予算:499千円 *企画会議での協議内容をもとに、職員が、センターの役割・意義等について理解を深めるための研修会の実施。</p> <p>H23予算:159千円</p> <p>●一貫した研修・人材育成体制の確立に向けた取組み</p> <p>・機能発揮のための研修の実施</p> <p>H23予算:532千円 (6/24、7/8、7/25、8/19、8/26)開催</p>	<p>地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点として体制の検討</p> <p>地域包括支援センターが介護予防支援だけではなく包括的支援事業に適切に取り組めるような体制への支援</p> <p>地域の高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護を包括してケアする仕組みの拠点としての位置づけの明確化</p> <p>県下全域での実践にむけた取組み</p> <p>*地域包括支援センターに求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能が最大限に発揮できるような機能強化。</li> <li>インフォーマルサービスとの連携や、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員など地域資源や人材をコーディネートする役割。</li> <li>関係者間のネットワーク構築する。</li> </ul> <p>【地域包括ケアの5つの視点】 ①医療との連携強化②介護サービスの充実強化③予防の推進④見守り、配食、買い物など生活支援サービスの確保や権利擁護など⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備</p> <p>一貫した研修・人材育成体制の確立</p>			

# テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿						
							H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
1	いつまでも元気で暮らせる地域づくり (2) 生きがいづくりと 在宅生活の支援	<p>・高知県の高齢化率は全国平均より先行している。 高知県 27.8% / 全国 22.1% ・団塊の世代が大量退職の時期を迎える。この世代は多様な価値観を持つ「(新)高齢者」であるため、柔軟な事業展開で、生きがいづくりを支援していく必要がある。</p>	<p>●高齢者の生きがい・健康づくり ・1～4の事業への参加人数の拡大による生きがいづくりの促進 ・1～5の事業を実施、広報することで、高齢者やその地域民への生きがいの重要性の啓発 ・6の事業は高齢者の生きがいづくりと併せて地域での支え合いを促進 ●各参加者数の推移 (H19→H20→H21) 1. うちシニアスポーツ交流大会の開催 (1,146名→1,176名→1,132名) 2. ねんりんピックへの選手派遣 (1,233名→977名→1,266名) 3. シニア健康づくりリーダー講習会開催 (3,722名→5,144名→1,966名) 4. オールドパワー文化展の開催 (出品数4,955点→4,800点→5,333点) (来場者数4,994名→4,805名→4,892名) 5. 高齢者情報誌「五手福」の発行 (発行部数 毎年5,000部×4回) 6. シルバー介護士活動支援事業 (総会75名→72名→53名) (研修55名→97名→77名) 7. 各種団体との連携・協力による生きがいと健康づくり支援事業</p>	<p>・これから事業の対象者となる「(新)高齢者」のニーズに対応するための見直しが必要 ・事業が高知市内、近郊に偏る傾向にある ・事業のマンネリ化 ・参加者の固定化、高齢化</p>	<p>・事業の活性化、効率化 ・「(新)高齢者」を活用した事業展開 →企画から参加して、各自の力を発揮してもらう等「(新)高齢者」の今までの経験を活用する。 ・どの地域に住んでいても、事業に関わることのできる環境の構築 ・平成25年のねんりんピック高知開催に向けた、事業参加人口の拡大 ・ねんりんピックに向けての社会福祉協議会との連携の強化 ・高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で生活を送ることを介護予防につなげ、地域の活性化、健康長寿を目指す。</p>	<p>おおむね60歳以上</p>	<p>参加者の拡大を目標に、事業を見直しながら実施 ねんりんピック、「(新)高齢者」対策を視野に入れ、各事業の内容を見直し</p>	<p>⇒6/18 県社協 地域・いきがいの担当者との協議 ・実務者レベルの協議の場を持つ</p>	<p>うちシニアスポーツ交流会・オールドパワー展等の開催(社会福祉協議会への補助 高齢者生きがい対策費:高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費) H22予算:39,405千円</p>	<p>(H23予算:37,004千円) 新たに、生きがい情報拠点機能整備事業、地域生きがい活動推進事業を実施。</p>	<p>平成25年度ねんりんピック高知開催</p>	<p>・多様化する高齢者の生きがいづくりに対応する施策の構築 ・世代を超えた交流の場の整備の促進 ・団塊の世代が高齢者となる時期に対応した生きがいづくり事業の構築 ・生きがいづくり活動への参加促進のための幅広い情報提供</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける社会の構築 ・介護予防事業の取組もふまえた生きがいづくりの構築 ・高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくりにつなげていく</p>
							<p>県の方針 2013年開催のねんりんピックに向けて、取組を盛り上げていく。</p>	<p>・先導調査などねんりんピック開催に向けての準備の実施</p>	<p>ねんりんピック大会基本構想策定(全国健康福祉祭準備事業費) H22予算:3,076千円 基本構想策定委員会により基本方針策定(全5回開催) ・基本方針、テーマ、会期 ・競技種目、会場地市町村</p>	<p>実行委員会への補助(全国健康福祉祭うち大会実行委員会補助金) H23予算:17,628千円</p>	<p>〇準備組織体制の拡充 ・実行委員会の設置 ・総会、常任委員会、専門委員会 ・関係団体との協力体制の確立 市町村・競技団体等合同連絡会議 〇広報活動 ・キャラバン隊・HPIによる広報</p>	<p>大会運営に携わった県民が、それぞれの地域で様々な活動に引き続き取り組んでいき、活性化につなげていく</p>	
							<p>・高齢者の生きがいづくりや活動状況の多様化により、老人クラブの組織加入率低下傾向は進んでいる。 ・老人クラブの組織率は低下しているものの、県下では最大の高齢者の組織である。</p>	<p>●老人クラブの活動助成 概ね60歳以上の高齢者によって組織された老人クラブの活動を支援することで、高齢者の教養の向上、健康の増進、地域社会との交流活動等を促進し、高齢者福祉の向上を図った。</p>	<p>・地域で活動はしているが、県の補助事業からは外れている市町村がある。 ・市町村により、事業に対し温度差がある。 ・組織率の低下 ・市町村社協等に事業委託し、活動内容を把握していない市町村がある。 ・会員の高齢化</p>	<p>・事業の活性化、効率化 ・平成25年のねんりんピック高知開催に向けた、事業参加人口の拡大と組織の強化 ・老人クラブの枠にとらわれず、地域の活性化と高齢者自身の心身の健康づくりのために、事業を実施 → 会員の拡大と事業の活性化 → 地域の介護予防につながる</p>	<p>おおむね60歳以上</p>	<p>・市町村老人クラブ連合会の経費を高めるとともに、「若手高齢者組織化・活動支援事業」に重点を置いて活動するために、市町村への補助金交付要綱を改正</p>	<p>・県老連を通じ、市町村老連の事業のあり方や実施方法などの見直しを行う。 ・市町村担当者の意識改革(説明会の実施など)</p>
<p>・高齢者のいる世帯の持ち家は、全国平均を上回る。(平成17年国勢調査) 高知県83.2% 全国62.1% ・平成19年度の県民世帯調査では、「高齢になって介護が必要になった場合、住まいはどのようなにしたいか」の問いに対して「現在の住宅を改造して住みやすくする」が26.3%で、最も高かった。 ・都府では青ながらの家が多く、風呂トイレが別棟、台所が土間など、バリアフリー化にかなりの経費を要する。 ・介護保険制度の住宅改修は、金銭的にも工事内容的にも制約が多く、ニーズに応えることが困難。 ・公民館や地域の集会所は建物自体が古くバリアフリー化されていない所が多い。</p>	<p>●高齢者に配慮した「住みよいまちづくり」の推進 【住宅等改造支援】 補助先:市町村(中核市を除く) 補助対象事業: 1. 在宅での日常生活に支障のある方で、介護保険制度の要支援1～2、要介護1～5のいずれかと認定された方が居住する建築物の改修や改築を行う場合 2. 地域での総合的な在宅生活支援等に必要建築物の改修や改築を行う場合 住み慣れた地域で安心して生活を送るための支援 平成18年度 21,352千円 28市町村 82件 平成19年度 22,215千円 25市町村 88件 平成20年度 15,802千円 18市町村 63件 平成21年度 16,874千円 22市町村 65件 平成22年度 17,157千円 20市町村 66件</p>	<p>・事業を実施していない市町村があるため、受益者に偏りが見られる。 ・事業の認知度が不足(建築物の所有者が教育委員会などの場合、事業の存在を知らない可能性がある) ・対象者に本当に必要な改造かどうかの判断が困難な場合がある</p>	<p>・在宅生活支援の基礎となる事業なので、今後も継続していく。 ・市町村が事業を実施しない理由を把握し、事業実施の方向へのサポートを行う。 ・市町村の住宅改修担当者や生きがいづくりの事業にかかわる部署との連携。 ・市町村担当者、包括支援センター、ケアマネを対象とした、専門家による住宅改修の研修会の実施や、個別相談に対応できる環境の整備</p>	<p>介護保険制度要支援1～2 要介護1～5</p>	<p>・事業を実施していない市町村に対して、実施を働きかける。 ・研修会の実施 ・個別相談に対応できる環境の整備 ⇒H22 予算0:土佐清水市、佐川町 H21 未実施のうち窪戸市、土佐市、仁淀川町、梶原町、黒潮町で申請あり</p>	<p>・事業の継続実施 ・事業を実施していない市町村より情報収集を行う。</p>	<p>住宅等改造支援事業をより効果的に実施するための、アドバイザー派遣事業の検討 ⇒土佐市、中土佐町、窪戸市、黒潮町、大月町(2回)実施</p>	<p>H23予算:589千円</p>	<p>福祉住環境コーディネーター等を派遣し、身体状況に合わせた効果的な住宅改修の方法についてアドバイスをいただく。</p>	<p>・在宅の要介護者等が身体状況に応じて安全かつ利便性に優れた改修・改築補助を継続して実施 ・利用者にとって有益な事業となるよう所管要件、補助対象工事などを適宜見直す。 ・各市町村や要介護者への事業の周知の継続 ・要介護者等が居住する住宅を身体状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改修・改築し介護者の負担軽減を図り、要介護者の福祉の増進を図る。</p>			



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜうまく進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
2	介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (1) 地域ケア体制の整備	<p>○H18県民世論調査 介護が必要になっても約6割の方が自宅や住まいで生活したいと答えている。</p> <p>○住民座談会では、元気なうちは先のことがイメージできない、考えないようにしているといった意見がある。</p> <p>※H19県民世論調査 地域や住まいで安心して生活するために必要なことは?</p> <p>「入院から退院、在宅での療養まで医療や介護従事者が連携して対応すること。」との回答が最も多い。</p> <p>○認知症高齢者数 ⇒H23年26千人(H19年23千人)と増加する見込み。</p> <p>○施設系サービスができる限り一人暮らしの重度の高齢者などを中心に提供すると、在宅サービスへのニーズが上昇する見込み。特に要介護1の方のニーズは、2.3倍の見込み。</p> <p>○介護者の入院等による緊急受入申込みに対して、断った件数が149件に上っている。</p> <p>○見守りが必要と思われる方 ⇒H47年12千人を超える見込み(H17年約8.6千人の1.4倍)</p> <p>○介護保険の適用がある在宅医療的なサービス(居宅療養管理指導、訪問看護など)はH47にはH17の約2倍のニーズが生じると見込まれる。</p>	<p>○地域ケア体制整備の推進に向けた市町村・各種団体の地域での取り組みに対する補助金の創設。 ・H20=11団体12事業 ・H21=H20から継続10団体11事業 H21新規5団体6事業 ・H22=H21から継続4団体4事業 H22新規5団体5事業</p> <p>○地域ケア体制整備フォローアップ会議の開催 ・H20=1回 ・H21=3回 ・H22=2回</p> <p>○地域ケアの土台づくりとして、地域ケア構想の県民への普及・啓発 ・H20=シンポジウムの開催、各種団体の総会、勉強会への参加 ・H21=住民座談会の開催(各福祉保健所で実施) ・H22=シンポジウム、住民座談会の開催(各福祉保健所で実施)</p> <p>○認知症キャラバン・メイトの養成(H20～)</p>	<p>○療養病床数が全国一多く、施設への依存度が高い。(介護保険施設合計も全国7位)</p> <p>○地域包括支援センターは、プランづくりに追われ、業務に追われ、包括的・継続的ケアマネジメント(住み慣れた地域で暮らすことができるよう多職種や施設、地域の関係機関との連携等)が十分ではない。</p> <p>○ケアマネジャーは、医師の敷居が高いと感じており、高齢者の状態等に関する相談がしにくい。</p> <p>○必要としている介護サービスを組みたいが、事業所が市町村内にないなどによりサービスが組み合わない地域がある。</p> <p>○中山間地域では、家まで訪問するまでの移動に時間がかかり、経営が成り立たない。</p> <p>○ショートステイの空床状況を見ると、空床が点在しており、1週間といった一定期間の利用ができない。</p>	<p>○地域ケア体制整備補助金を活用した事業の継続実施や、他の地域・市町村での取り組みとなるようにつなげていく。</p> <p>○住民座談会を通して県民意識の高揚と見守り体制の構築などの支え合いの仕組みづくりにつなげていく。</p> <p>○地域包括支援センターの機能向上のための研修会の開催や関係機関との協議等によるサポートを行う。</p> <p>○在宅での生活を支える医療、介護の多職種連携や、地域住民による支え合いのしくみづくりを支援していく。</p> <p>○中山間地域に不足しているサービスを提供する事業者(社協含む)への赤字補てん補助や制度改正の要望。</p> <p>○地域医療再生計画で実施される在宅関係事業(薬剤師会、看護協会等)との連携。</p> <p>○高齢者が地域で安心して暮らせるよう緊急時にも対応できる体制をつくり、在宅生活の不安解消を図る。</p>	高齢者とその家族	<p>【H23予算】 6,000千円</p> <p><b>在宅での生活支援体制の構築に向け、短期的な取組に関する先駆的・モデル的な事業の推進</b></p> <p>短期的取組の達成状況の確認、課題を次年度の事業に反映</p> <p>「短期的な取組=6つの柱を重点的に実施」</p> <p>①在宅医療の充実・強化 ②在宅介護の充実強化 ③在宅医療と在宅介護の連携強化 ④高齢者の日常を支える仕組みづくり ⑤高齢者の住まいの確保 ⑥認知症対策の充実</p> <p>高齢者居住安定化計画、高齢者保健福祉計画との一体的推進</p> <p>【取り組み例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域リハビリテーション連絡票を活用した在宅復帰の事例検討(医療・施設等の連携)</li> <li>・市町村が主体となり、地域の高齢者の集う会等へ出向き連絡票を一人ひとりが記載、保管する取り組みの実施。</li> </ul> <p>今後、各市町村での取り組みへと繋げていきたい。</p> <p>【H22申請】 9件</p> <p>【H23申請】 5件 (23年7月末現在)</p> <p><b>県民への啓発、意識改革 ⇒ シンポジウム、住民座談会の開催</b></p> <p>シンポジウム開催(中央管内)</p> <p>自分たちが住み慣れた自宅や住まいでその人らしい生活ができるようにしていくために、ご自身の暮らし方(理想)、地域の現状はどうか?一人ひとりの力を合わせて出てくることはないか?を住民と一緒に考える機会として実施。 ※各福祉保健所ごとに開催。</p> <p><b>認知症キャラバン・メイトの養成</b> (キャラバンメイトへのフォローアップも含む)</p> <p>実施主体を市町村等へバトンタッチ</p> <p>認知症サポーターの養成(市町村等が主体となり実施)</p> <p><b>緊急用ショートステイ体制づくり</b></p> <p>【H23予算】 26,067千円</p> <p>在宅での介護者の「もしも」に備え、 ・緊急用ショートステイ受入に向けた相談・紹介を行う窓口の設置 ・特別養護老人ホームのショートステイ用ベッドを緊急用として確保 など</p> <p>22年度実績 ○緊急ショートステイ体制づくり協議会設立(4月21日) ○緊急ショートステイ確保可能な特養の意向調査、選定 ○緊急ショートステイ相談窓口の募集(～6月28日)、審査(7月21日) ○ケアマネへの事業説明実施(7月12日、15日) ○緊急用ショートステイベッドの確保事業開始(8月1日14施設17床) ○相談窓口の開設(契約9月7日 開設10月1日) ○居宅介護支援事業所等への緊急用ショートステイに関するアンケート調査(11月) 22年度利用者89名、利用日数569日</p> <p><b>訪問看護支援事業</b> (H22実施、地域医療再生計画) (H23～24実施予定、国費)</p> <p>【H23予算】 3,952千円</p> <p>訪問看護サービスの必要な人に必要な訪問看護を提供できる体制を整備し、在宅療養環境を充実していく。</p> <p>【事業例】(注)今後、事業内容を要検討。 ・コールセンター支援事業(利用者、ケアマネジャー等からの相談内容に応じ、訪問看護ステーションへ連絡) など</p> <p>22年度実績 ○訪問看護相談窓口の設置(4月1日) ○市町村への広報資料提供(6月3日) ○ケアマネへの資料配付(7月12日、15日) ○県政出前講座での資料配付(10月15日) 22年度実績:相談件数85件 コンサルテーション回数14回</p>	<p>【短期的な視点】</p> <p>◆地域での生活支援体制の構築</p> <p>①在宅医療の充実強化 ・在宅療養支援診療所の届出促進 ・訪問看護ステーションの充実・強化 ・医療機関、訪問看護ステーションなどのネットワーク化</p> <p>②在宅介護の充実強化 ・地域の在宅高齢者を支える拠点として老人保健施設や特別養護老人ホームの機能の充実 ・高齢者の様々なニーズに対応できる在宅介護サービスの充実</p> <p>③在宅医療と在宅介護の連携強化 ・ケアカンファレンス体制の確立 ・地域リハビリテーション連絡票の活用促進 ・地域包括支援センターの機能強化</p> <p>④高齢者の日常を支える仕組みづくり ・社協、民生委員・児童委員等による見守り活動の強化</p> <p>⑤高齢者の住まいの確保 ・地域のニーズに即した多様な住まいの整備</p> <p>⑥認知症対策の充実 ・認知症に対する正しい知識の普及と啓発 など</p>	<p>【中長期的な視点】</p> <p><b>地域ケア体制の整備(H47年に向けて)</b></p> <p>高齢者が医療や介護を必要状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅や住まいで、個人として尊厳を保ち、生きがいを持ってその人らしい生活ができるような体制を構築されている</p> <p>◆様々な選択肢の医療や介護のサービスがあり、本人や家族の希望に応じて、お互いに不安や負担を感じることなく最後まで自宅や住まいで自分らしく生活ができる。</p> <p>◆いつまでも地域での生活者として暮らせるように、高齢者の社会参加や生きがいづくりの場が十分に確保されている。</p> <p>◆医療や介護の関係者、県、市町村だけではなく、地域の様々な人々が手をつなぎ連携して高齢者の暮らしを日常的に支えている。</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:高齢者福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
	<p>療養病床転換推進計画に基づく療養病床の円滑な再編成の推進</p> <p>入院患者の医療や介護の必要性に即した施設への転換を促進する。</p> <p>住み慣れた自宅や地域で暮らしたいという県民の希望にできる限り応える。</p> <p>65歳以上人口当たり療養病床数は、全国最多</p>	<p>○療養病床数(H23.3月現在) 医療療養 4,019床 介護療養 2,428床 計 6,447床</p> <p>・介護療養病床からの転換はなし。</p> <p>転換済み(医療療養病床から介護老人保健施設へ転換)</p> <p>・療養病床の転換意向状況(平成22年4月時点)では、未定・検討中の病床数は38.9%</p> <p>未定・検討中の病床割合 ⇒医療療養25.7% 介護療養60.6%</p>	<p>○療養病床の再編に向けた医療機関との意見交換、個別面談等</p> <p>○国への提案・要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設基準の緩和(老健、特養の面積基準)</li> <li>老人保健施設の体制の強化</li> <li>特別養護老人ホームの設置主体の規制緩和</li> </ul> <p>○介護療養病床を特別養護老人ホームへの転換を促進するため補助金の創設</p>	<p>○H24年度の介護報酬、診療報酬の同時改定の動向が気になる。</p> <p>⇒H21年度の介護報酬改定で介護療養と介護療養型老健の報酬差は小さくなっているが、依然、介護療養の方が高い状況にある。</p> <p>○特別養護老人ホームへの転換については、社会福祉法人でなければ設置できないため、社会福祉法人立ち上げを要する医療機関は、時間的余裕がない。</p>	<p>○療養病床再編に関する国の動向を注視し、情報収集を行う。また、入手した情報を医療機関、福祉保健所、市町村へ提供していく。</p> <p>【転換計画の見直しとなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H18年10月の医療機関アンケート(入院患者の状態にふさわしい施設)の結果をもとに介護療養病床の必要数を再度検討。</li> <li>課題:医療機関のヒアリングの際に、患者の介護度が上がっているという声があり、同じ%でよいのか要検討。</li> <li>しかし、再度、同様のアンケートを実施した場合は、患者の状態以外の面での回答があると予想される。</li> </ul> <p>県の方針</p> <p>国の方針変更があった場合も、高齢者個々の状態にふさわしい施設へ医療機関の自主的転換を支援する。</p>	<p>療養病床を有する医療機関及び市町村</p>			<p>医療機関への転換意向調査(H21年6月1日及びH22年1月31日現在)</p> <p>医療機関への転換意向調査(H22年5月～6月実施)</p> <p>※転換意向調査結果概要(H22.4未現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未定、検討中の病床:38.9%</li> <li>未定、検討中の病床割合: (医療療養)25.7% (介護療養)60.6%</li> </ul> <p>【国】患者等の実態調査を実施。介護療養病床では低介護度の若い患者の占める割合が医療療養病床よりも高かった。機能分担が進みつつある。介護療養病床において、今後の適切な療養場所として介護療養病床を選択した割合は7.5%、介護施設や自宅を選んだ割合は32.3%。</p> <p>(国の考え) 介護療養病床の平成23年度末の転換期限は6年間延長(閣議決定)</p> <p>介護療養病床の転換期限を平成30年3月31日に延期するとして、介護保険法が改正された(6/15)。</p> <p>医療機関の転換意向の把握</p> <p>個別相談の実施 (国の転換支援策が明確になり次第)</p> <p>療養病床転換に関する国の動向の情報収集及び提供</p>	<p>【H23予算】148,700千円</p>	<p>転換の促進・転換支援の実施 → 今後の動向を注視!</p>	<p>○急性期病院から医療ニーズの高い患者の受け入れ、介護施設からの急性増悪の患者の受け入れ機関としての役割を担う。</p> <p>○退院後に円滑に地域での生活へ移行することができるよう、関係の職種が連携して治療や退院調整に取り組むことができる。</p>	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
(1)地域で支え合う仕組みづくり	中山間地域における介護サービス等の確保対策	<p>高知県の老年人口比率は、県全体で28.2%だが、町村部では36.4%にも達しており、地域での支え合いも限界。 (H23.4末 住民基本台帳)</p> <p>サービス提供の民間参入が十分でない市町村では、社会福祉協議会がサービスの提供を担っているが、平成19年度に介護保険サービスを実施した25社協のうち約8割の19社協が赤字。</p> <p>住み慣れた地域で暮らしたくても、必要とするサービスが受けられないため、域外の施設の利用や都市部へ転出せざるを得ない。</p>	<p>中山間地域介護サービス等あり方研究事業(日本福祉大学との共同研究)</p> <p>○日本福祉大学と共同して、介護サービスや福祉ニーズの調査を実施。調査対象：大豊町、土佐町、日高村、仁淀川町</p> <p>○市町村社協の事業活動の実態把握のため、現地調査を行うとともに、経費、移動時間等の調査を行った。</p> <p>○市町村、県社協、市町村社協、福祉関係機関と、中山間地域での課題について整理を行うとともに、介護保険と地域福祉の連携や生活支援等の方法について協議を行った。</p> <p>○介護保険サービスと地域福祉を総合的・一体的に提供していくための人材養成へ向け、研修、意見交換等を行った。</p> <p>○全保険者において、介護給付実績調査を実施し、それぞれの特徴を分析、検討を行った。</p>	<p>介護保険を実施している市町村社協の介護サービス提供時の移動時間等について調査を行ったが、記録が整理されていない、つけられていなかったことから、詳細な分析ができなかった。</p> <p>市町村の財政悪化により住民の福祉ニーズに対する施策の実施が困難。</p> <p>道路事情が悪く、夜間の対応や重度の在宅介護者を支えるしくみづくりが困難。</p> <p>少子化、若年層の流出により、高齢化が進み、介護従事者の確保が困難。</p> <p>中山間地域に暮らす高齢者の介護サービスへのニーズは都市部と同様にあると考えられるが、利用者密度が希薄なうえ、移動コストがかかり、介護サービス事業者の人員基準等が同一であることから、採算性が悪く、必要とするサービス事業者が参入しにくい。</p>	<p>県独自で、中山間地域の介護サービスを支える事業者に対する支援策を創設。</p> <p>今後、中山間地域であっても、必要な介護サービスが十分に行き届くよう、事業を実施していく。</p> <p>中山間地域での介護サービスを維持継続していくために、サービスを支える事業者に対して、県独自の支援策の実施効果を踏まえ、国に提案していく。</p> <p>国への提案や制度の修正等のため、定期的な事業の実績把握や事業者からの意見をもとに、課題検証を行っていく。</p>	中山間地域の高齢者、家族介護者、介護サービスを行う事業者	<p>中山間地域における施設・在宅ケアバランスの変化と在宅維持のソフト面の支援のあり方の検討(給付データ時系列分析、家族介護者ニーズ調査)</p> <p>中山間の生活様式に応じた支援方法の検討(ひとり暮らし高齢者ニーズ調査、社協職員研修会)</p> <p>中山間地域における介護サービスの提供の確保と安定的な経営方法の検討(社協の赤字構造の分析、地域ケア会議等でニーズ調査結果をフィードバック)</p> <p>中山間地域介護サービスあり方研究事業報告会実施(調査研究結果について各社協等へ周知、課題解決の方向性について有識者との意見交換等)</p>	<p>H21までの調査検討を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ要望</p> <p>県独自の支援策検討: ○中山間地域における介護サービスの現状把握のため、調査実施(6月～9月)</p> <p>調査内容: ・訪問、通所サービスの提供状況、課題 ・介護職員の雇用状況</p> <p>調査方法: ・中山間地域の7市町村の訪問介護6事業所、通所介護8事業所にアンケート、ヒアリング等を実施</p> <p>・事業所所在市町村との検討会実施(6月～10月) サービス確保のための支援策とりまとめ(10月)</p> <p>県独自の中山間地域での介護サービスの維持継続のための支援策を検討し、予算化。</p>	<p>市町村の対応状況: (対象:28市町村)</p> <p>○当初予算で実施:8市町村</p> <p>○6月補正対応:5市町村</p> <p>○9月補正検討:2市町村</p> <p>○他、実施検討中</p> <p>事業実施に向けたフォロー: ○年度末～4月初旬補助要綱発出 市町村要綱参考案の提示、個別支援</p> <p>○4月12日 当初予算計上市町村への説明、意見交換実施</p> <p>○4月20日 全市町村に対して事業説明実施</p>	<p>中山間地域における介護サービス確保のための支援事業(補助金)実施</p> <p>(8～9月) 事業実施状況の確認 効果検証、課題抽出</p> <p>実績を踏まえた、新たな支援策の創設等を国へ提案</p>	<p>中山間地域においても、高齢者が必要なサービスを受けられるしくみの充実、確保のための制度の整備。</p> <p>中山間地域における介護、福祉サービス制度が確立し、住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしているしくみの構築</p>		

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:高齢者福祉課 】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
					区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり  (2) 施設サービスの充実	<p>◆県内特別養護老人ホームの待機者 H22年11月末で、3,047人(うち在宅555人)</p> <p>◆県内の介護3施設の整備状況 介護療養型医療施設が全国一の反面、他の2施設は全国で下位と、アンバランスな状況 特別養護老人ホーム全国35位 介護老人保健施設 全国44位 介護療養型医療施設全国 1位 (平成22年3月末現在)</p> <p>◆個室ユニット型特養の整備状況 整備率 9.6%(平成21年度)</p> <p>◆介護コストへのはね返り ◇一人当たりのサービス費 全体 209.0千円 (全国 2位) 居宅 121.3千円 (全国 16位) 施設 318.1千円 (全国 1位)</p>	<p>1 介護サービスの充実・確保</p> <p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p>	<p>●特養入所待機者の解消</p> <p>●バランスの取れた施設整備 ◇個人個人の状態に相応しい施設サービスの提供 ◇地域の実情に応じた施設整備</p> <p>●施設の居住環境の向上 ◇個室・ユニット化の推進 ◇スプリンクラー等防火安全設備の整備</p>	<p>◆介護基盤緊急整備事業費補助金</p> <p>◆介護保険施設等スプリンクラー整備事業費補助金</p> <p>◆認知症グループホームスプリンクラー等整備事業費補助金</p>			<p>・小規模特別養護老人ホーム 2カ所</p> <p>・小規模ケアハウス 2カ所</p> <p>・認知症グループホーム12カ所</p> <p>・小規模多機能型 22カ所</p>				<p>高知県高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業支援計画の着実な推進</p>	<p>・県内どこに住んでいても必要な介護サービスが受けられる。</p> <p>・在宅でも施設でも状態に応じた質の高いサービスが受けられる。</p>
							<p>・介護予防拠点施設 2カ所</p> <p>・認知症対応デイサービス11カ所</p>	<p>◆22年度末実績 ・小規模特養 1カ所 ・小規模ケアハウス 1カ所 ・認知症GH 10カ所 ・小規模多機能型 2カ所 ・介護予防拠点施設 2カ所</p>	<p>・市町村第5期介護保険事業計画の策定を支援</p>	<p>設置義務のある全施設がSPを設置する。</p>		
							<p>・特別養護老人ホーム 1カ所</p> <p>・小規模多機能型 11カ所</p> <p>・有料老人ホーム 7カ所</p> <p>・老人保健施設 2カ所</p>	<p>◆22年度末実績 ・特養 1カ所 ・小規模多機能型 3カ所 ・有料老人ホーム 4カ所 ・老人保健施設 1カ所</p>		<p>全ての認知症グループホームにSPを設置する。</p>		
							<p>・スプリンクラー 24カ所</p> <p>・自動火災報知設備 17カ所</p> <p>・消防機関通報設備 9カ所</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかった、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
					区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり  (3) 介護サービスの充実と向上	◆少子高齢化に伴い、福祉・介護を支える人材の確保が緊急の課題。  ◆介護福祉士等の資格を取得しながら、介護・福祉分野で働いていない者が多数存在する。  ◆養成校での定員割れにより、若い人材の参入が減少している。 ※H22定員充足率64.4%  ◆介護の分野の仕事は、きつく、収入も少ないといったネガティブなイメージが先行している。	1 福祉・介護人材の確保対策  ◆事業者を対象とした取組 ・複数事業所連携事業 県社協にコーディネーターを配置するとともに、複数事業所が共同で行うキャリアアップのための研修等に対して補助を行う。  ・福祉介護人材マッチング支援事業 県社協に支援専門員を配置し、職場の開拓や事業所と求職者とのマッチングを行う。  ◆従事者を対象とした取組 ・21年4月介護報酬のアップ  ◆介護の仕事に関心のある人を対象とした取組 ・進路選択学生等支援事業 養成校に配置された専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の内容や魅力を伝える。  ◆県民への意識啓発 関係機関が連携して、啓発を行うため、21年度に福祉・介護人材確保推進協議会を立ち上げ。	事業所間の連携及び関係機関との連携が十分でなかった。  一定の処遇改善が図られたが、充分ではない。  ・職員のモチベーションを上げるため、キャリアアップを支援する研修などの取り組みが必要  ・職員が外部研修等に出やすい環境作りの支援が必要	事業の周知と、事業所間のコーディネートに力を入れ、小規模事業所が連携して事業が実施できるよう、環境づくりを進める。			・複数事業所連携事業  ・福祉介護人材マッチング支援事業	・複数事業所連携事業 1ユニット(H21)→7ユニット(H22)→10ユニット(H23) H22 4ユニットが事業実施 研修参加者数:1,388人(延べ) H23予算額:9,297千円 社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1) 2ユニットに対し交付決定(H23/7/5)  ・福祉介護人材マッチング支援事業 アドバイザー1名(H21)→3名(H22)(H23) H22 ハローワークでのセミナー開催(72回)・職場訪問・職場紹介・研修会の開催・パンフレット作成 H23予算額:11,785千円→社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1) ハローワークでのセミナー開催・職場訪問・職場紹介・研修会の開催・パンフレット作成・高校生へのセミナーの実施			短期的な視点(平成23年度末) ・福祉・介護サービスの仕事に少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会に認知される。  ・若い世代を中心に、福祉・介護サービスの職業を選択する人材を増やしていく。	中長期的な視点(概ね10年先) 増大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材の安定的な確保。
		・一定の処遇改善が図られたが、充分ではない。  ・職員のモチベーションを上げるため、キャリアアップを支援する研修などの取り組みが必要  ・職員が外部研修等に出やすい環境作りの支援が必要	・処遇改善対策事業の実施  ・キャリア形成訪問指導事業の実施 養成校の教員等が事業所を訪問し、研修を実施。  ・緊急雇用創出介護職員養成支援事業(代替職員の派遣)				・処遇改善対策事業 546/705事業所 (H22.3月現在)  ・キャリア形成訪問指導事業 579/746事業所 (H23.3月現在)	・キャリア形成訪問指導事業 補助先 介護福祉士養成専門学校他 1校(H21)→3校(H22)→2校(H23) H22 2団体が17事業所に実施(研修参加者:1,176人)				
		・福祉・介護の仕事のイメージアップ対策の実施  ・進路選択学生等支援事業 養成校に配置された専門員が高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の内容や魅力を伝える。	・福祉・介護の仕事のイメージアップ対策の実施  ・早期離職を防ぐため、就職希望者にあらかじめ職場体験を行う機会の提供が必要  ・県社会福祉協議会に配置された、キャリア支援専門員が、県内の高校の就職アドバイザーに福祉・介護の仕事の説明するとともに、高校生に職場体験事業の参加を勧める。				・進路選択学生等支援事業 ・職場体験事業 ・潜在的有資格者等支援事業  ・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業	・進路選択学生等支援事業 派遣時間:5,627時間(H21)→29,557時間(H22) H22 人材派遣会社と委託契約(7/1) 60名の派遣により延べ2,795名が研修を受講 H23予算額:74,244千円 委託契約(4/26)  ・職場体験事業 4人(H21)→75人(H22)→100人(H23) H22 46人が体験実施(うち23人が福祉・介護現場に就職) H23予算額:3,404千円 社会福祉協議会と委託契約(H23/4/1) 12人が体験実施(うち1人が福祉・介護現場に就職)(H23/7/31)  ・潜在的有資格者支援事業 補助先 介護福祉士養成専門学校 2校,1団体(H21)→2校,1団体(H22) H22 3事業あり,2校(延べ),3団体が事業実施 研修参加者:延べ583人  ・緊急雇用創出「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム事業 介護福祉士 H21～H23 51名 6名減の45名で実施(うち1年雇用5名) 介護福祉士 H22～H24 47名 6名(1年雇用),1名減の41名(2年雇用)で実施 ※H23予算額:266,763千円 ※H24債務負担行為:144,677千円	・進路選択学生支援事業 補助先 介護福祉士養成専門学校 3校(H21)→3校(H22)→3校(H23) H22 2校が高校訪問や広報事業等を実施 H23予算額:11,100千円 1校に補助交付決定(6/8)  ・介護福祉士等養成支援事業補助金 H23予算額:600千円 2介護福祉士養成専門学校に対する補助 2校に補助交付決定(H23/6/8)			
		◆県民への意識啓発 関係機関が連携して、啓発を行うため、21年度に福祉・介護人材確保推進協議会を立ち上げ。	・関係機関が連携した取組体制の確立  ・県民向けの啓発事業の実施	・福祉・介護人材確保推進協議会の定期的な開催  ・県民に仕事の内容や魅力を伝えるための啓発事業を行っている。			・福祉・介護人材確保推進協議会において、イメージアップを図る取り組みを検討  ・福祉・介護の仕事広報・調査事業(22年度) 1.介護の日の啓発イベント実施 ◎委託契約(8/19), こうち介護フェア2010 高知ホール(11/6), 中央公園(11/7) 2.啓発パンフレットの作成・配布 ◎委託契約(8/5), 90,000部作成, 9月～配布 3.福祉・介護従事者に対する実態調査 ◎委託契約(8/16), 報告書及びパンフレットを作成・配布  ・外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業 H22 12月に交付決定(3名) ※H23予算額:1,880千円(8名に補助予定)	・障害者就労・キャリアアップ支援事業に名称変更 補助先 介護福祉士養成専門学校等11団体 H23予算額:6,534千円 ⇒1団体に補助交付決定(H23/5/17)	・福祉・介護の仕事広報事業(23年度) 予算額:29,250千円 1.介護の日の啓発イベント実施 こうち介護の日2011 委託契約(7/8) 県民文化ホール(11/5), 中央公園(11/6) 2.啓発パンフレットの作成・配布⇒70,000部作成 配布(7月) 3.福祉・介護広報番組制作放送 委託契約(7/7)			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上げようとしたこと、できなかったこと)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進-1		<p>・県内の認知症高齢者 H20:22,500人 H27:27,100人(いずれも推計)</p> <p>・認知症サポーター養成講師となるキャラバン・メイト 927名養成(H23.3月現在)</p> <p>・企業向け認知症サポーター養成講座 178企業(店舗) 1779名養成(H23.3月現在)</p> <p>・認知症相談窓口の不足 認知症コールセンター相談件数:306件(H22)</p> <p>・認知症高齢者施設での認知症ケアの質が十分でない</p> <p>・認知症の早期発見、早期治療につなげるための専門医が不足 かかりつけ医研修修了者数 543名 認知症サポーター医 14名 (いずれもH23.3月末現在)</p>	<p>【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発パンフレットの作成、配布</li> <li>認知症キャラバン・メイトの養成研修を福祉保健所単位で開催</li> <li>キャラバンメイトフォローアップ研修会の開催(H21 2福祉保健所 75名参加)</li> <li>企業向け認知症サポーター養成講座を開催</li> <li>アルツハイマーデー記念講演会の開催</li> <li>アルツハイマーデー街頭活動</li> </ul> <p>【介護者への支援と相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症コールセンターの開設</li> <li>電話相談員に対する研修会の開催</li> <li>専門家を交えた事例検討会</li> </ul> <p>【認知症高齢者に対する在宅ケアの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援体制構築にかかるモデル地域での取り組み 高知市:H19.20 土佐市:H20.21 四万十市:H21～H22 安芸市:H22 土佐市:H22 四万十市:H22</li> <li>認知症の方と家族を支援するネットワークの構築</li> <li>地域住民への認知症の啓発</li> <li>認知症予防の啓発</li> <li>在宅介護を行う家族を対象とした研修、交流会の開催</li> </ul> <p>【認知症高齢者を支援する人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症介護現場職員のケアの質向上に向けた研修(H22年度) 実践者研修:195名 実践リーダー研修:23名 管理者研修:97名 小規模多機能計画作成者研修:9名 開設者研修:20名</li> </ul>	<p>・地域での認知症に関する理解不足</p> <p>・養成されたキャラバンメイトについて一部のメイトのみが講座を開催</p> <p>・将来的には各市町村が主体となって講座を展開し、地域での支援体制につなげる</p> <p>・県内企業への講座開催の働きかけ</p> <p>・認知症コールセンターの周知不足により、認知症の相談体制が県下全域に浸透していない</p> <p>・専門家を交えた事例検討会が、専門家への参加になっており、電話相談員の参加がなされていないため、相談員の資質向上が図られていない</p> <p>・地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足</p> <p>・モデル地域で得られた事業成果の他市町村への波及が不足している</p> <p>・地域家族の会の普及が遅れていることにより、地域の認知症高齢者とその家族の支援体制が不足</p> <p>・医療と介護の連携による適切なケアの普及</p> <p>・家族の負担軽減に向けた取り組み</p> <p>・認知症研修について、介護専門職が受講すべき研修を体系的にまとめ、施設、事業所に研修受講の必要性を説明する</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の地域包括支援センターへの情報提供がされていないことにより、認知症の早期発見、早期治療に結びつかない</p> <p>・サポート医研修修了者の修了後の活動が把握されていないことにより、地域との連携など効果的な取り組みに結びつかない</p> <p>・認知症の方が安心して歯科治療を受けられるよう歯科医師等に対する研修等を実施していない</p> <p>・認知症高齢者支援事業の中で、現在予防に関する取り組みがなされていない</p> <p>・認知症疾患医療センター設立の遅れにより、医療、介護、福祉等が連携して認知症の治療や支援に当たることが困難</p>	<p>・県内企業への認知症サポーター講座開催への働きかけ</p> <p>・福祉保健所への本事業の現状説明、今後の協力依頼</p> <p>・県職員に対する講座の開催 →部内研修として実施 福祉保健所単位でメイト研修を実施</p> <p>・各市町村内でキャラバンメイトを養成し、講座を展開できる体制づくりを行う</p> <p>・市町村が主体となった県全域へのサポーター養成の普及</p> <p>・キャラバンメイト H22予算:1,038千円 H23予算:969千円</p> <p>・企業向け認知症サポーター H22予算:379千円 H23予算:3,200千円</p> <p>・認知症啓発CM制作放映 H23予算:3,200千円</p> <p>・コールセンターの相談機能の充実</p> <p>・若年性認知症にも対応できるよう機能強化を図る</p> <p>・コールセンター H23予算:2,477千円 H22予算:2,437千円</p> <p>・相談内容の取りまとめを行い今後の相談体制の強化につなげる</p> <p>・県下各市町村主体で地域支援のネットワークづくりを構築する</p> <p>・高知県支部と連携のうえ、地域家族の会を地域住民の相談支援の拠点とする</p> <p>・在宅介護支援 H23予算:839千円</p> <p>・県下の認知症介護現場のケアの質向上</p> <p>・認知症介護実践者養成研修事業 H22予算:6,547千円</p> <p>・介護実践研修(実践リーダー研修)では、研修目的を「理解いただくため申込者及びその管理者に説明会・ヒアリングを実施」</p> <p>・かかりつけ医研修修了者の増加一全医師に占める割合を5割とする →修了者の情報公開(公表承認 152名)</p> <p>・地域医療支援事業 H22予算:618千円</p> <p>・歯科医師等への研修に向けて、歯科医師会と内容、講師等を検討する</p> <p>・認知症疾患医療センターの設立の検討→障害保健福祉課と連携</p> <p>・若年性認知症の現状把握および支援に向けた検討→障害保健福祉課と連携</p>	<p>・認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大</p> <p>・各市町村主体での認知症サポーター養成講座の展開</p> <p>・キャラバンメイトが地域支援の核となって活動できる体制づくり</p> <p>・県全域へのサポーター養成の普及</p> <p>・電話相談員の対応技術の強化</p> <p>・地域住民への周知によりコールセンターの認知度を高め、相談件数の増加につなげる</p> <p>・モデル地域の中で、認知症の方やその家族を中心とした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する</p> <p>・地域住民のニーズを把握することにより、よりの確かな認知症支援が展開</p> <p>・認知症の人と家族の会の存在、取り組み状況についての認知度を高める</p> <p>・認知症介護研修をトータルで展開できるよう研修機能の充実強化を図ることにより、認知症介護の質向上を目指す</p> <p>・かかりつけ医研修を修了した医師が、認知症の早期発見、早期治療に結びついていることのできるような仕組みづくり</p> <p>・地域包括支援センターとかかりつけ医研修修了医師及びサポート医との連携の強化</p>	<p>・住民が主体となり、認知症高齢者やその家族を地域で見守り、支援するしくみづくり</p> <p>・認知症サポーター養成講座を受講した企業と地域の関係機関が連携した認知症の方を支援する体制づくりの充実</p> <p>・コールセンターの体制強化</p> <p>・コールセンターの周知が図られ増加した相談件数をデータベース化しケーススタディにつなげ、相談業務の質の向上を目指す</p> <p>・県下各市町村で認知症の方やその家族を中心とした、個別支援が可能となるような地域支援体制を構築する</p> <p>・家族の会高知県支部の機能強化</p> <p>・各市町村ごとに地域家族の会を設立し、地域住民の相談支援の拠点とする</p> <p>さらなる認知症介護現場の質向上</p> <p>地域住民のかかりつけ医すべてが認知症に関する意識を高め、早期発見、早期治療の推進につなげる</p>			

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
2 介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり (4) 認知症高齢者対策の推進-2 (高齢者の権利擁護の推進)		<p>高齢者虐待件数 H19年度 養介護施設従事者3件 養護者81件 H20年度 養介護施設従事者5件 養護者112件 見守りNW構築への取組 市町村数18 H21年度 養介護施設従事者2件 養護者118件 見守りNW構築への取組 市町村数23</p> <p>介護施設等で、身体拘束のみならず不適切なケアなどの虐待につながるケースがある。 身体拘束廃止に関する研修会は県社協でも類似のものを実施している。</p> <p>成年後見制度の取組みが不十分</p>	<p>県民・介護従事者・市町村への啓発研修 高知県社会福祉協議会への総合相談事業委託</p> <p>総合相談件数 H21:1,050 件 H21:1,038 件</p>	<p>権利擁護事業を行う市町村包括支援センターが、他業務多忙のため、権利擁護事業に取り組めない状況である。</p> <p>虐待が起らない体制の構築</p>	<p>地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p> <p>地域での虐待防止ネットワークの構築</p>	高齢者	おおむね65歳以上	<p>高知県社会福祉協議会委託事業による、研修会等の開催 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援</p>	<p>包括支援センターでの、権利擁護事業への取り組みに対する支援 高齢者見守りネットワークへの支援</p>	<p>困難事例への対応 県内ネットワークの強化</p>	<p>全市町村において、高齢者虐待防止・権利擁護の取り組みの充実 全市町村において、高齢者見守りネットワークの整備。</p>	<p>高齢者が認知症等により判断能力が衰え、介護が必要になった場合でも、その人らしい尊厳ある生活と人生を送るために、介護者等からの虐待を防止するとともに、高齢者の権利を擁護する仕組みの確立 ・市町村における虐待防止体制の確立と充実</p>
								<p>身体拘束廃止研修会等の開催(管理者 1回、施設職員 2回、医療機関 1回) ⇒7/1 身体拘束廃止推進会議の開催 * 研修内容の協議 ⇒10月施設職員・管理者対象研修の開催 * 533名受講 研修の目的・対象により関係機関との役割分担を検討 H22予算:認知症高齢者支援事業費:身体拘束廃止推進事業費813千円</p> <p>身体拘束廃止推進会議の充実 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置 医療機関に向けた身体拘束廃止の啓発</p>	<p>⇒2/11高齢者虐待を考える講演会開催 * 146名受講</p> <p>⇒8/2高齢者の権利擁護研修会開催 * 241名受講</p>	<p>⇒8/2高齢者の権利擁護研修会開催 * 241名受講</p>	<p>⇒8/2高齢者の権利擁護研修会開催 * 241名受講</p>	<p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修事例検討会の実施 ⇒7/7～8/23 県内5か所で事例検討会実施 ⇒11/24～12/17県内5ヶ所で事例検討会実施 弁護士・司法書士・医師を交えて 高齢者総合相談の実施 困難事例への対応 ⇒助言相談8件(うち専門相談員によるもの1件) H22予算:認知症高齢者支援事業費:権利擁護推進支援事業14,711千円</p>	<p>成年後見制度利用についての支援 包括支援センターへの研修事例検討会の実施 組織的な連携方法の検討 ⇒「高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議」設置</p>

テーマ【日本の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名: 障害保健課 】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に取組まなかった できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
<b>事業名</b> 2 こころの健康対策の推進 (1) 自殺・ひきこもり対策 自殺対策の推進 ・自殺対策費 ・自殺対策緊急強化事業費 ■自殺者の年齢別では、50歳代及び60歳代が49人で最も多く、次いで30歳代が36人で続いている。 ■自殺の主な原因は、①健康問題(37.7%) ②経済・生活問題(21.7%) ③家庭問題(16.1%)で、特に健康問題ではうつ病によるものが最も多く、全件数の15.6%、次いで、経済生活問題では負債によるものが全件数の9.2%となっている。 ■精神保健福祉センターにおける自殺に関連した相談件数は、平成19年度電話3件、面接4件の合計7件、平成20年度電話11件、面接3件の合計14件、平成21年5月12日に開設した自殺予防情報センターの平成21年度の相談件数は、電話484件、来所29件の合計513件、平成22年度の相談件数は、電話665件、来所61件の合計726件 ■高知のいのちの電話の相談件数は、平成20年4,911件に対し、平成21年6,498件、平成22年8,203件と大幅に増加している。	○福祉保健所モデル事業の実施(H18～20) ○自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会の設置(H19～) ○高知県自殺対策行動計画の策定(H21.4) ○地域自殺対策緊急強化基金設立 115,558千円(H21～23年度) 【普及啓発】 ・ホームページ、パンフレットによる普及(H18～) ・シンポジウムの開催(H19～) ・基金事業を活用し、自殺予防週間(9/10～9/16)自殺対策強化月間(3月)を中心とする普及啓発の促進(H21～) ・自殺対策シンポジウム ・テレビCM、ラジオCM、高知新聞広告 ・換扇設置(県本庁舎、各合同庁舎、市町村庁舎) ・帯屋アーケード吊り広告、*ターゲティング画面電車の運行 ・高知新聞社、四国銀行電光掲示板 ・県立図書館でのパネル展示等 自殺予防街頭キャンペーン県内7か所 【心の健康づくりとうつ病の早期発見・早期治療の促進】 ・かかりつけ医とうつ病対応力向上研修の実施(H20～) ・かかりつけ医と精神科医ネットワークづくり事業(H22～) ・睡眠キャンペーンポスターの作成・配布(H21～) ・心の健康無料相談会の開催(H20～) 【相談・支援体制の充実】 ・自殺予防情報センターの設置(H21.5～)と専門員の配置 ・いのちの電話活動強化のための支援(H21～) ・自殺予防関係機関連絡調整会議(H21～) ・民生委員や行政機関担当者等対象の人材養成研修の実施(H19～) 【自死遺族支援】 ・自死遺族の分ちあいの会の開催(H20～) ・自死遺族の分ちあいの会の隔月日曜開催(H21.9～)	○自殺や精神疾患に対する正しい理解の促進 ○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見 ○自殺の大きな要因となる、うつ病対策と失業や借金、多重債務等の社会的要因に対する取り組みの充実とともに、年代に応じた対策が必要 ○相談支援体制の充実・強化 ○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ○多重債務の相談機関やハローワークとの連携した取組 ○高齢者と在宅介護者に対する支援 ○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の人材養成が必要 ○市町村及び民間団体における自殺対策の実施が不十分 ○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成が必要	○基金事業等を活用した普及啓発の促進 ○自殺予防週間等を活用した県民参加による普及啓発活動の展開 ○相談支援体制の充実・強化 ○うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ○多重債務の相談機関やハローワークとの連携した取組 ○高齢者と在宅介護者に対する支援 ○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の人材養成 ○市町村及び民間団体の取組に対する支援の強化 ○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成	精神障害者 全年齢	
<b>目指すべき姿</b> 短期的な視点(平成23年度末) 相談窓口、「気づき」、「つなぎ」、「見守り」の「自殺予防のための行動-3つのポイント」の周知 自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実 うつ病の早期発見・早期治療の体制構築 【研修計画】 ・かかりつけ医とうつ病対応力向上研修: H22～H24、200名×3年=600名 ・患者側対応力向上: H23、30名×3年=90名 ・職員の研修: H23～H25、50名×3年=150名 ・認知行動療法研修: H23～H24、80名×2年=160名 中長期的な視点(令和10年先) 高知県自殺対策行動計画における目標の達成。目標が達成された場合には、更なる減少に努める 【数値目標】 平成28年までに、人口10万人あたりの自殺死亡者を平成17年と比較して20%以上減少させる。 (参考) 自殺死亡率: H17 29.7→H28 23.7以下 自殺者数: H17 236人→H28 176人以下	地域自殺対策緊急強化基金 H23年度 56,921千円 【予算額 20,200千円】基金事業を活用したテレビ・ラジオCM、新聞広告、自殺予防週間等、自殺予防シンポジウム、市町村庁舎、帯屋アーケード吊り広告、*ターゲティング画面電車の運行、高知新聞社、四国銀行電光掲示板など 【予算額 322千円】(416千円) 地域自殺対策緊急強化基金による市町村支援 13市町村 【予算額 3,629千円】(4,144千円) 地域自殺対策緊急強化基金による市町村支援(全市町村における実施を目標)【予算額 5,338千円】16市町村申請済み 【予算額 5,361千円】(5,000千円) 民間団体が実施する自殺対策事業への支援(公募による5団体の申請、上層100万円)4団体交付決定				

現状	課題	これからの対策	対象者
<b>自殺予防情報センターの相談件数(※)</b> H21 513 H22 726 ※平成21年度は、自殺予防情報センター開設(5/12)から3月までの相談件数	○相談支援体制の充実・強化	○相談支援体制の充実・強化	精神障害者 全年齢
<b>高知のいのちの電話相談件数</b> H20 4,911 H21 6,498 H22 8,203	○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成が必要	○いのちの電話の相談員養成の支援	全年齢
<b>H21、22年の自殺者数</b> (警察庁データ) H21 全国 32,845人 高知県 262人 H22 31,690人 224人 H22-21 -1,155 -38 減少率 -3.5 -14.5	○自殺や精神疾患に対する正しい理解の促進	○自殺は個人の自由な意思や選択の結果である等の誤った認識や、精神疾患に対する偏見	全年齢
<b>自殺死亡者数の年次推移</b> 自殺者数:厚生労働省 人口動態統計 * 200人を下回るのは平成9年以来	○自殺未遂者及び自死遺族に対する支援	○自殺未遂者支援事業、自殺未遂者の再発の防止や家族等の身近な人の見守りに対し支援	全年齢
<b>自殺者の年代別(高知県・平成22年)</b> 20歳未満 3% 20～29歳 6% 30～39歳 15% 40～49歳 15% 50～59歳 15% 60～64歳 10%	○市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等の相談従事者の人材養成	○市町村等担当者研修: 1回20名 ○自殺予防・相談対応研修: 4回48名 ○人材養成研修 市町村等担当者研修: 1回42名 ○自殺対策・相談対応研修: 3回 電話相談員研修: 1回86名 ○自殺対策・相談支援専門研修1回114名 ○暮らしと心の健康の相談支援研修: 5回210名 ○自殺危機初期介入スキルワークショップ: 1回18名 ○相談ボランティアの養成(香美市、大豊町、四万十市、90名)	全年齢
<b>自殺予防情報センターの相談件数(※)</b> H21 513 H22 726	○市町村及び民間団体の取組に対する支援の強化	○地域自殺対策緊急強化基金による市町村支援 13市町村 ○地域自殺対策緊急強化基金による市町村支援(全市町村における実施を目標)【予算額 5,338千円】16市町村申請済み ○民間団体が実施する自殺対策事業への支援(公募による5団体の申請、上層100万円)4団体交付決定	全年齢
<b>高知のいのちの電話相談件数</b> H20 4,911 H21 6,498 H22 8,203	○いのちの電話の24時間相談体制確保に向けた相談員の養成	○いのちの電話の相談員養成の支援	全年齢



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

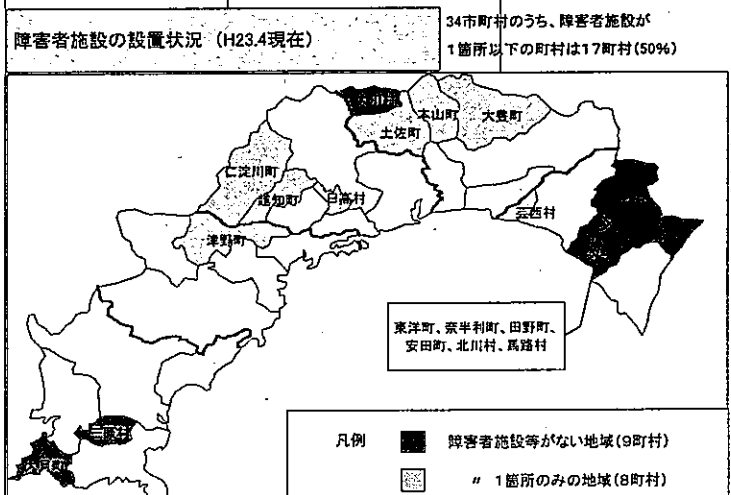
【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組		対象者	
			これからの対策	区分 年齢		
2	こころの健康対策の推進 (1) 自殺・ひきこもり対策 ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 ひきこもり自立支援対策費	<p>■若年無業者(ニート)数:約3,200人(平成17年国勢調査)出現率は全国第2位 平成20年度に病気や経済的な理由以外で学校を30日以上欠席した不登校の県内小中学生数:小学生184人中学生66人 平成20年度県内公立高校の不登校生徒数:高校生213人</p> <p>■精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関連した相談件数は、平成19年度電話5件、面接9件の合計14件 平成20年度電話7件、面接12件の合計19件</p> <p>■平成21年5月12日に開設したひきこもり地域支援センターの平成21年度の相談件数は、電話149件、来所101件の合計250件</p> <p>■ひきこもりの背景には、うつ病、発達障害、不登校などの様々な要因があるため、「ひきこもり」問題に悩んでいる本人及び家族への援助は難しく、社会的な課題となっている。</p>	<p>ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～) ひきこもり支援者連絡会議の開催(H21.6～) ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会(H21.11～) 家族サロンの開催(H21.4～、毎週火曜日のPM) 青年期の集いの開催(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後、H22.9～、毎週金曜午後回数増加。月2回→月4回へ) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(毎月1回) カード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布(H21年度) 相談機関リーフレット1,000部及び啓発ガイドブック1,500部の作成・配布(H22年度)</p>	<p>○「ひきこもり」は、様々な要因から生じるものであり、保健福祉・医療・教育・就労などの各関係機関が連携して取り組む必要があるが、支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。</p> <p>○専門的な支援ができる人材が不足している。</p> <p>○本人や家族の社会参加につながる居場所が不足している。</p> <p>○ひきこもりに関する正しい理解や必要な情報が不足している。</p> <p>○ひきこもりに関する正しい知識の普及や啓発や相談機関の周知を図る。</p> <p>○ひきこもり専門外来の確保が県内にない。</p>	<p>○ひきこもり地域支援センターにおいて、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう連絡会議を定期的に開催し、ネットワークの構築・強化を図る。特に、教育委員会との連携を図る。</p> <p>○市町村の保健師をはじめ各種相談機関を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、人材養成を行う。</p> <p>○個別支援(アウトリーチ)の充実</p> <p>○ひきこもり地域支援センターや各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」を行う。</p>	<p>精神障害者等 全年齢</p>
		<p>ひきこもり地域支援センターの相談件数</p> <p>注) 1. H20年度は精神保健福祉センターで受けた件数 2. H21年度は5月12日～3月31日の件数 3. H22年度は4月1日～3月31日の件数</p>				
		<p>ひきこもり地域支援センターの概要</p>				

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<p>ひきこもり地域支援センターの開設(H21.5～)</p>	<p>ひきこもり自立支援対策費 H22予算:6,074千円</p>	<p>ひきこもり自立支援対策費 H23予算:6,244千円</p>		<p>ひきこもり地域支援センターを中心とするひきこもり本人及び家族を支援する体制の構築</p>	<p>ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムの確立</p>
<p>ひきこもり地域支援センターを中心とするネットワークの構築・強化</p>					
<p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(10回)</p>	<p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催(19回)</p>	<p>ひきこもり支援者連絡会議の開催(3回予定) 若者サポートステーションとのケース会議及び情報交換会の開催</p> <p>継続</p>			
<p>市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施</p>					
<p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回) 参加者:152名</p>	<p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(2回実施)参加者:163名,18市町村</p> <p>ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(いの町、須崎市、高知市の3回実施)参加者:95名 家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援 ケース会議、事例検討会の開催(1回)</p>	<p>ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催(4回予定) ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催(3回予定) 家庭訪問等によるひきこもり本人及び家族の支援</p> <p>継続</p>	<p>平成23年度末までに未受講の市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター職員等に対する養成研修を実施予定 【22年度末現在】未受講:全34市町村中16市町村</p>		
<p>家庭訪問等によるひきこもり本人・家族の支援</p>					
<p>多職種チームによるアウトリーチの体制を整備</p>					
<p>「家族サロン」の開設(H21.4～、毎週火曜日のPM) 参加者:延べ412名(1回当たり約9名)</p>	<p>「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM)48回</p>	<p>「家族サロン」の開催(毎週火曜日のPM)</p> <p>継続</p>		<p>各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」</p>	
<p>ひきこもり本人が集い活動ができる場の整備</p>					
<p>「青年期の集い」の開設:精神保健福祉センターグループ室(H21.12～、毎月第1、3金曜日の午後) 参加者:実人員7名(1回当たり約2名)</p>	<p>「(新)ひきこもり本人の居場所の環境の整備(「青年期の集い」での活動:料理、室内スポーツなど)37回 H22.9から4回に回数増加 参加者:1回当たり6～7名</p>	<p>「青年期の集い」での活動:料理、室内スポーツなど(月4回)、自主的活動(月2回)、SST(月2回)</p> <p>継続</p>		<p>各圏域に「集いの場」の開設を検討(高知市内、種多圏域(黒瀬町)での活動の拡充)</p>	
<p>普及啓発の促進</p>					
<p>ひきこもり地域支援センターのカード型リーフレット及び思春期精神保健ガイドブックの作成・配布</p>	<p>相談機関リーフレットの作成・配布(H22.6) ひきこもり支援ガイドブックの作成・配布(H23.2)</p>	<p>ひきこもり支援ミニガイドブックの作成・配布 ひきこもり社会資源集の作成・配布</p> <p>継続</p>		<p>ひきこもりに関する正しい知識の普及</p>	
<p>ひきこもり普及啓発地域講演会の開催(1回)対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者。参加者71名</p>					
<p>ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催(3回予定)対象者:当事者、家族、民生委員、各種相談機関の担当者</p> <p>継続</p>					
<p>ひきこもり専門外来の確保</p>					
<p>ひきこもり専門外来について高知医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会を検討を進める。</p> <p>継続</p>					
<p>(参考)H21.7「子ども・若者育成支援推進法」の公布</p> <p>H22.4「子ども・若者育成支援推進法」の施行 H22.7「子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進大綱)」の策定 県・市町村の子ども・若者計画の策定予定(努力義務)</p>					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢
1 身近な地域における障害福祉サービスの確保 (1)地域での自立生活の支援 中山間地域における障害福祉サービスの確保 ・地域生活支援事業費(中山間地域小規模拠点事業所支援事業)	●サービスが不足している地域(H23.7現在) ・障害者施設がない地域 9町村 東洋町、中芸5町村(奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村)、大川村、大月町、三原村 ・障害者施設が1箇所のみ地域 8町村 芸西村、大豊町、本山市、土佐町、日高村、越知町、仁淀川町、津野町 ・市町村役場がある中心部に事業所があるが、周辺部にはないため、身近な地域でサービスを受けられない地域 いの町、仁淀川町など ●都市部に比べて高い入所率 都市部(高知市):周辺部(高知市以外)=1:1.55	●県独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●事業者の採算性 障害特性に応じて様々な福祉サービスを利用したい方がいるが、その人数が少ないため、現行の日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。 ●利用者の交通手段 自宅から事業所まで通う交通手段も乏しいため、障害者が住み慣れた地域での生活を望んでも十分実現できない。	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業を行う事業への助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	障害者 全年齢層
中山間地域における居宅サービスの確保	●国独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●国独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●国独自の補助制度の創設 ・中山間地域小規模拠点事業所支援事業 送迎付きサービス事業を行う事業への助成 H21.1ヶ所(大豊町) ●国への要望等 利用者の少ない中山間地域においてもサービス事業所が育ち、事業継続ができる支援策の実施を要望	●中山間地域における支援拠点の整備促進 ・送迎付きサービス事業を行う事業への助成の継続 ・国に対する報酬の「特別地域加算」の要望の継続	障害者 全年齢層



【課名: 障害保健福祉課】					目指すべき姿	
H21	H22	H23	H24~H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
中山間地域小規模拠点事業所支援事業を活用した中山間地域におけるサービス拠点の整備				県内どこでも身近な地域でサービスが受けられるようになる	高齢者、子ども、障害者など全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる「高知型福祉」の実現	
●公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに利用者の自宅とサービス事業所との送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して、一定期間、運営費の一部を補助する。 ◆事業所の開設 ・大豊町 「ワークセンターファースト」	◆事業所の開設 ・中芸地域 県立特別支援学校の再編により、平成23年度には中芸高校施設内に山田養護学校の分校が併置されることから、卒業後の働く場の確保など、福祉サービスの充実が求められている。 ◆事業所の開設 ・大豊町 「ワークセンターファースト」	◆事業所の開設 ・中芸地域 関係町村(広域連合)や自立支援協議会と連携を図り、利用者の確保や定着、仕事の確保といった課題と一緒に取り組む。 【今後の主な検討項目】 (1)仕事の確保 (2)場所(建物)の確保 (3)利用者のニーズ把握 (4)運営主体 (5)事業所指定の手続	◆事業所の開設 ・その他の地域 合併市町村の周辺地域におけるサービス確保の取組を継続	◆事業所の開設 ・その他の地域 合併市町村の周辺地域におけるサービス確保の取組を継続	◆事業所の開設 ・その他の地域 合併市町村の周辺地域におけるサービス確保の取組を継続	
小規模多機能型基準該当事業所(規制緩和された国の制度)の設置(H21.7~)				◆その他個別な支援 ・三原村の小規模作業所「わらわら」(H21.2~)小規模作業所開設支援補助金(運営費補助:年間370万円)は、H24.1まで。それまで、他の事業所との統合も含め、三原村との連携を図りながら、新体系サービスへの円滑な移行を支援	◆その他個別な支援 ・三原村の小規模作業所「わらわら」(H21.2~)小規模作業所開設支援補助金(運営費補助:年間370万円)は、H24.1まで。それまで、他の事業所との統合も含め、三原村との連携を図りながら、新体系サービスへの円滑な移行を支援	
あったかふれあいセンターの整備				◆利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるように国に要望	◆利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるように国に要望	
中山間のホームヘルプのサービスの確保(H23.4~)				◆利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるように国に要望	◆利用者定員の緩和の特例を、振興山村、離島のほか、過疎地域においても適用できるように国に要望	

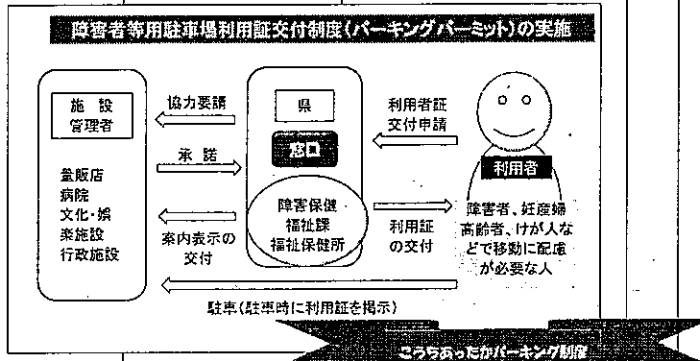
テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

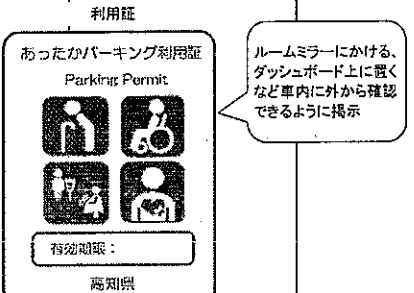
予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
地域生活の充実 (2) 難聴児補聴器購入助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害を早期に発見し、早期の療育支援につなげるため、新生児聴覚スクリーニングが行われている。</li> <li>早期に適切な療育支援と補聴器装用による情報保障を行うことにより、難聴児のコミュニケーションの発達を促され、言語の発達・獲得につながっている。</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の対象にならない聴力レベルの難聴児は、補聴器として補聴器の給付を受けることができないため、保護者の経済的な負担が大きい。</li> <li>難聴児の健やかな成長と発達を支援するためには、補聴器購入にかかる保護者の負担軽減が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成を行う。</li> </ul>	聴力レベル 30dB以上 70dB未満	難聴児 (18歳未満)
(3) 障害者福祉思想普及啓発事業費(駐車場利用証制度導入事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者専用駐車区画に、利用の対象とならない人が駐車している</li> <li>駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正な利用をしているかどうかを判断することは困難(注意できない)</li> </ul>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者専用駐車場の適正利用に関する普及啓発が十分でない</li> <li>障害者専用駐車場の適正利用を促進する仕組みが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者専用駐車場利用証交付制度(パーキングパーミット)の実施</li> </ul>		

H21	H22	H23	H24~H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用に対する助成(市町村への補助事業)</li> <li>難聴児補聴器購入助成事業【予算額 2,750千円】</li> <li>市町村において対象児の把握</li> <li>助成制度の周知・広報</li> <li>国への政策提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の対象とならない、聴力レベルの難聴児の保護者が、補聴器を購入する場合の経済的負担が軽減される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の対象とならない難聴児の聞こえの確保と言語の発達につながり、難聴児の健やかな成長が図られる。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうあったかパーキング制度の実施 → 適正利用を支援</li> <li>駐車場利用証制度導入事業【予算額 9,967千円】</li> <li>H22.7~ 制度のPR、広報</li> <li>H22.8 事業所への協力要請</li> <li>H22.10 パブリックコメント実施</li> <li>H23.1~ 制度要綱策定</li> <li>H23.1~ 協力事業所の登録</li> <li>H23.2~ 登録事業所の周知</li> <li>H23.2~ 利用制度開始</li> <li>中国四国各県との相互利用協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場利用証制度導入事業【予算額 37,155千円】</li> <li>制度のPR、利用についての広報</li> <li>協力事業所の登録</li> <li>H23.4~</li> <li>県有施設へ路面標示シートの設置業務委託発注</li> <li>協力施設(民間事業所・市町村等)の路面標示シート、立て看板等への助成開始</li> <li>H23.5~香川県制度導入(中国四国相互利用拡大)</li> <li>H23.7~広島県制度導入(中国四国9県全てにおいて相互利用開始)</li> <li>H23(予定)全国の制度実施県での相互利用協定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な啓発・広報を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者専用駐車場の適正な利用が図られる。</li> <li>障害のある人もない人も安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現</li> </ul>	

- 実施都道府県 13県3市(H22.4月現在)
- 岩手県(H22.4)
  - 山形県(H19.6)
  - 福島県(H21.7)
  - 栃木県(H20.9)
  - 群馬県(H21.8)
  - 福井県(H19.10)
  - 鳥取県(H21.10)
  - 島根県(H20.12)
  - 徳島県(H21.7)
  - 佐賀県(H18.7)
  - 長崎県(H19.8)
  - 熊本県(H19.1)
  - 鹿児島県(H21.11)
  - 茨城県神栖市(H19.)
  - 埼玉県川口市(H20.1)
  - 山口県萩市(H21.12)
- 平成22年度中に開始  
静岡県、岡山県、山口県、愛媛県



- 利用対象者の範囲
- 身体障害者 障害種別ごとの対象等級の方(視覚4級以上、下肢6級以上、内臓障害4級以上など)
  - 知的障害者 療育手帳の障害程度「A」の方
  - 精神障害者 精神保健福祉手帳の障害区分「1級」の方
  - 発達障害者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた方
  - 高齢者 介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上の方
  - 難病者 特定疾患患者受給者
  - けが人 けが等により一時的に車いすや杖を使用する必要がある方
  - 妊産婦 妊娠7ヶ月から産後3ヶ月の方



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

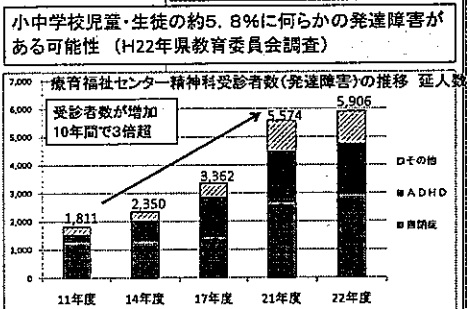
【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで何より取り組んできていなかったか)	これからの対策	対象者 区分・年齢	年度				目指すべき姿	
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<b>3 障害者の就労促進と工賃アップ</b> <b>(1) 障害者の就労支援</b> 障害者就労支援策事業 ・(精神障害者社会適応訓練事業) ・障害者生産活動支援事業費 ・障害者職業訓練費 ・障害者自立支援対策臨時特別基金事業費(就労支援に関する事業分)	<b>●障害者の就労状況</b> ①就職者数(人) H20 H21 高知県: 293→333 全 国: 44,463→45,257 ②雇用率(H22.6.1) ・民間企業(1.8%) 高知県: 1.90%(全国11位) 全 国: 1.68% ・公的機関(法定雇用率) 知事部局: 2.19%(2.1%) 全国36位 教育委員会: 1.97%(2.0%) 全国14位 公営企業局: 2.81%(2.0%) 警察本部: 2.83%(2.0%) 全国4位 市町村等: 1.86%(2.0%) 達成割合55.8%(25/38) 全国平均2.40% 全国最下位 ・ほぼ全てが身体障害者	<b>5年連続で過去最高を更新</b> 障害者就労支援チームにより就労支援 ●啓発活動等 ・企業への啓発活動 ・企業採用担当者セミナー開催 ・保護者対象雇用セミナー開催 ・企業採用担当者セミナー開催 ・保護者対象雇用セミナー開催	<b>●雇用促進</b> ・障害者の能力・意欲に合わせた知識・経験の不足 ・厳しい経営環境による採用枠自体の少なさ ・就労支援機関(ハローワーク、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等)の連携・協働が弱い <b>●公的機関での雇用</b> ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減に加え、障害者雇用に対する認識不足により、市町村等が全国最下位 ・アクトリンクにより知的障害者に適した仕事が少ない <b>●一般就労できる障害者は施設にとっても必要</b> <b>●発達障害者の就労支援</b> 発達障害者の就労支援のノウハウの蓄積が少ない <b>●発達障害者の就労支援</b> 就労移行事業所等を対象にスキルアップ研修を実施	<b>就労促進</b> ●啓発活動等 ・企業への啓発活動 ・企業採用担当者セミナー開催 2回 ・PTA総会、勉強会等での啓発活動 3回 <b>●働く場の確保等</b> ・企業訪問 約360社 ・公的機関での雇用促進 ・市町村等への雇用要請 ・人事担当者対象のセミナーの開催 1回 ・A型事業所の設立促進 2か所(定員40人) ・障害者就業・支援センターの新設促進	障害者 全年齢層	<b>障害者が能力を活かして働くことができる社会の実現に向けた支援</b> [H23予算]39,686千円 <b>企業への啓発活動・働く場の確保、就労の支援</b> ●啓発活動等 ・企業への啓発活動 約408社 ・企業採用担当者セミナー開催 1回 ・PTA総会、勉強会等での啓発活動 3回 <b>●働く場の確保等</b> ・企業訪問 約408社 ・公的機関での雇用促進 ・市町村等への雇用要請 ・人事担当者対象のセミナーの開催 1回 ・A型事業所の設立促進 2か所(定員30人) ・特別支援学校生にヘルパー2級課程の講習を実施 14名資格取得(うち関係職場へ5名就職)	①特別支援学校在校生にヘルパー2級課程の講習を実施 15名程度 ②障害者就業・生活支援センターの支援(4か所) ③精神障害者の社会的自立支援 ④啓発活動等による働く場の確保等 ⑤(新)農福連携障害者就労支援 ⑥就労移行事業所等を対象にスキルアップ研修 ⑦A型事業所の設立促進 ⑧特例子会社の設立支援	公的機関及び民間企業で法定雇用率達成 ・企業への啓発活動 ・公共団体への雇用要請 ・働く場の確保、職域の拡大 法定雇用率未達成市町村等の障害者雇用の促進 A型事業所定員300名	「高知県障害福祉計画」福祉施設から一般就労へ移行: 99人 ・A型事業所: 定員300名 ・職場実習先: 200人枠 障害者一人ひとりの能力を活かして働くことができる社会の実現(公的機関及び民間企業で法定雇用率達成)		
法定雇用率を突破 市町村等は全国最下位の雇用率 自主製品の製造・販売で地力up	<b>●福祉施設から一般就労</b> H21: 52人	●働く場の確保等 ・企業訪問(延べ400社) ・公的機関での雇用促進 ・A型事業所の設立促進(15ヶ所、定員275名) ・障害者就業・支援センターの新設促進 ・関係機関の連携強化 ・アクトリンク等との連絡会の開催 ・就労移行支援事業所等との連絡会の開催	●公的機関での雇用 ・厳しい財政状況や長年にわたる人員削減に加え、障害者雇用に対する認識不足により、市町村等が全国最下位 ・アクトリンクにより知的障害者に適した仕事が少ない ・一般就労できる障害者は施設にとっても必要 ●発達障害者の就労支援 発達障害者の就労支援のノウハウの蓄積が少ない ●発達障害者の就労支援 就労移行事業所等を対象にスキルアップ研修を実施	<b>就職に向けた職業訓練の実施</b> ●関係機関の連携強化 ・進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 実務担当者会 4回 ・就労支援機関を対象としたセミナー開催 1回 ・企業での職場訓練 実践能力習得訓練 修了24人→就職22人 特別支援学校 修了12人→就職10人 ●職場実習先の確保 2社(9人枠) 合計147人枠 ・特例子会社の設立支援	障害者 全年齢層	<b>就職に向けた職業訓練の実施</b> ●関係機関の連携強化 ・進路担当教員、ハローワーク等との連絡会の開催 実務担当者会 4回 ・就労支援機関を対象としたセミナー開催 1回 ・企業での職場訓練 実践能力習得訓練 修了33人→就職29人 特別支援学校 修了5人→就職5人 ●職場実習先の確保 1社(4人枠) 合計151人枠 ・特例子会社の設立支援	①(拡充)委託訓練 ○知識・技能習得訓練 40人 ○実践能力習得訓練 H22: 30人→35人へ ○特別支援学校早期訓練 20人 ②職場への適応訓練 ③訓練手当 実践能力取得 ・修了生の約9割が就職 ・特別支援学校 ・修了生の100%が就職	一般就労への移行支援、職場実習先の確保 障害者一般就労移行等促進事業費補助金 ①職場実習・職場見学促進事業 ②施設外就労等支援事業 ③一般就労・職場定着促進支援事業 ④離職・再チャレンジ支援助成事業 ⑤就労支援ネットワーク強化・充実事業 ⑥職場実習設備等整備の補助金枠の拡大 H22: 7社→10社	実践能力取得 ・修了生の約9割が就職 ・特別支援学校 ・修了生の100%が就職		
日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～	<b>●工賃の状況</b> ・22年度: 16,275円 対前年+1,142円、+7.5% ・21年度: 15,133円 ・20年度: 15,585円 時給: 141円<642円(歳賃) ・全国との比較(H21) 第6位(H20は4位) 全国平均: 12,695円	<b>●利用者工賃のアップ</b> 「高知県工賃増5か年計画」に基づく支援 ・施設へ経営コンサルタントを派遣 ・施設職員の経営感覚の向上 ・工賃アップの具体策の検討・実施 ・施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 ・(新)自主製品開発の支援 ・施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり ・ホームページによる施設や製品のPR ・福祉版アウトソーシング ・公共団体から施設への優先受注の促進	<b>●経営ノウハウの蓄積</b> ・施設では利用者の作業を確保する際、利益のことをあまり考えていなかった(経営感覚が希薄) ・施設の状態に応じた工賃アップの検討・実施が不十分だった ・営業力が弱く、製品の販売先や新たな仕事の確保ができていない ●内部留保の活用 ●施設の製品などの情報が知られていない	<b>●利用者工賃のアップ</b> 「高知県工賃増5か年計画」に基づく支援 ・施設へ経営コンサルタントを派遣 ・施設職員の経営感覚の向上 ・工賃アップの具体策の検討・実施 ・施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 ・(新)自主製品開発の支援 ・施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり ・ホームページによる施設や製品のPR ・福祉版アウトソーシング ・公共団体から施設への優先受注の促進	施設 全年齢層	<b>日本一の工賃水準の確保 ⇒ 経済的自立の実現</b> [H23予算]23,037千円 <b>工賃アップの支援</b> ●利用者工賃のアップ 「高知県工賃増5か年計画」に基づく支援 ・施設へ経営コンサルタントを派遣 ・施設職員の経営感覚の向上 ・工賃アップの具体策の検討・実施 フォローアップ 本格4、簡易4 新規 本格2、簡易4 ・施設職員の経営感覚の向上のための講座の実施 基礎講座 工賃アップセミナー ・施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり ・ホームページの開設 委託先: 高知県社会就労センター協議会 ・福祉版アウトソーシング 3事業所(18件) ・公共団体から施設への優先受注の促進 施設の活用を市内、地域支援企画員、市町村へ要請	①障害者施設の工賃アップの支援 施設への経営コンサルタントの派遣 本格診断フォローアップ2施設 簡易診断フォローアップ4施設 本格診断: 2施設 簡易診断: 4施設 基礎講座: 4回 ②障害者施設の製品等のPR 企業訪問: 183社 施設・市町村訪問: 291か所 販売促進会: 14日 件数: 11件 共同受注の仕組みづくり ・ホームページの充実 ③福祉版アウトソーシングの推進 ④市内及び市町村に対して受注増の要請 ⑤(新)就労継続支援B型事業所での工賃引上げの取組みを支援 ○工賃を20%以上引き上げた1施設に助成	①障害者施設の工賃アップの支援 施設への経営コンサルタントの派遣 本格診断フォローアップ2施設 簡易診断フォローアップ4施設 基礎講座: 2回 ②(新)障害者施設が農作業等を受注できるよう農業者等と施設の仕事の橋渡しを行う(再掲) ③(新)商品開発アドバイザー派遣による施設の自主製品の商品開発、販路開拓を支援 ④障害者施設の製品等のPR、仲介及び共同受注の仕組みづくり、HP充実 ⑤福祉版アウトソーシングの推進 ⑥市内及び市町村に対して受注増の要請 ⑦就労継続支援B型事業所での工賃引上げの取組みを支援	施設の利用の促進 ・製品等のPR ・公的機関での利用の促進 施設の経営改善への支援 ・製品等のPR ・公的機関での利用の促進		
経営コンサルタント派遣の施設状況(うちカッコ内は工賃アップ、新設を除く) OH19 本格2(2) OH20 本格4(3) 簡易9(5) 基礎10(2) OH21 本格2(1) 簡易4(2) 基礎2(2) OH22 本格4 簡易8 基礎4	●施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり ・ホームページによる施設や製品のPR ・福祉版アウトソーシング ・公共団体から施設への優先受注の促進	●施設の製品などの情報が知られていない	●(新)自主製品開発の支援 ・施設の製品や受注可能な作業のPR、受注の仲介と共同受注の仕組みづくり ・ホームページの開設 委託先: 高知県社会就労センター協議会 ・福祉版アウトソーシング 3事業所(18件) ・公共団体から施設への優先受注の促進 施設の活用を市内、地域支援企画員、市町村へ要請	147人利用	日本一の工賃水準の実現 「高知県工賃増5か年計画」に基づく目標工賃(H23)月額32,000円	日本一の工賃水準の実現 障害者基礎年金とあわせて経済的自立を実現					
官公庁からの発注状況(千円) H19 H20 H21 ・高知県 16,789 18,756 22,000 ・市町村等 39,716 65,324 71,806 ・国の機関 166 640 1,185 合計 56,671 84,720 94,991						「高知県工賃増5か年計画」の見直し					

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：障害保健福祉課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿				
						H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)
<b>4 早期発見・早期療育の支援体制づくり</b>  <b>(1) 発達障害者支援の推進</b>  ・発達障害者支援事業費	<b>●発達障害者支援センターの実績(H22)</b> 【診断名別の対象者(実人数)】 ・自閉症 290人 ・広汎性発達障害 134人 ・AD/HD 58人 ・LD 16人 ・その他 15人 ・不明 86人 合計 599人  ◆年齢別 0歳～6歳児(乳幼児) 237人 7歳～12歳児(小学生) 192人 0歳～12歳で全体の72%  ◆市町村別 高知市 322人 高知市が全体の54%  【診療件数(外来利用者)】 ・精神科 自閉症スペクトラム 2,019 ADHD 1,505 学習障害(LD) 87 その他 716 ・小児科 自閉症スペクトラム 952 ADHD 260 学習障害(LD) 19 その他 348 合計 5,906	<b>●療育福祉センターに精神科常勤医師の配置(H11～)</b>  <b>●発達障害児・者支援体制整備検討委員会のまとめ(H17.11～H19.12)</b> ・発達障害児の早期発見とその後のフォローアップ体制の構築 ・ライフステージに応じた「個別支援計画」の作成 ・就労・生活面における支援方法の確立等  <b>●発達障害者支援センターの設置(H18～)</b> ◇精神科医師 1名 ◇ソーシャルワーカー 2名 ◇心理判定員 5名 ◇教員 1名 ◇保育士 7名 ・全国トップレベルの充実した体制  <b>●発達障害者支援センターにおける支援の実績(H22)</b> 【支援延べ件数】 ・相談 818 ・発達支援 719 ・就労支援 213 合計 1,750  【普及・啓発・研修活動】 ・ステップアップセミナー 7回 158人参加 ・発達障害啓発セミナー 2回 491人 ・実践報告会&トーク会 1回 145人 ・発達支援部主催による研修会(上記以外) 13回 957人 ・各機関の依頼による研修会(上記以外) 60回 2,365人  <b>●発達障害者支援開発事業(H19～H21)</b> ①早期発見のチェックリスト検証と早期療育の体制づくり ②一貫した支援のための「個別支援計画」の作成 ③就労等の支援 ※上記事業を行うため企画・推進委員会と発達障害者支援ワーキングを設置。 ※①②は香美市に委託、③は障害福祉サービス事業所に委託  <b>●高知発達障害研究プロジェクト(H20～)</b> ・高知大学医学部・教育学部と療育福祉センター等との連携	①発達障害が疑われる乳幼児に対する身近な療育支援の場の確保が必要。  ②発達障害を診断できる医療機関(医師)が少ない。(初診の予約が3～4ヶ月先になる。) また、発達障害支援のスキルは療育福祉センターにあるが、市町村保健師に十分普及していない。  ③早期療育の内容を保育所から、小中学校・高等学校へ適切につながるシステムが必要。  ④障害福祉サービス事業所における発達障害者への理解の促進、支援方法の普及が必要。特に、就労移行支援事業所等に発達障害者に対する就労支援のノウハウの蓄積が少ない。  ⑤発達障害児を受入れ可能な短期入所事業所や児童デイサービス事業所が少ない。	①香美市での早期発見・早期療育の取り組みの成果を他の市町村や圏域に展開し身近な地域に必要な療育支援が受けられるようにする。  早期発見・早期療育の取組み ①乳幼児健診におけるチェックリストの活用 ②親カウンセリング ③早期療育親子教室  ②発達障害者に専門的に対応できる医師の養成を行う。  早期発見のポイントについて、視覚的教材を用いて、乳幼児健診に従事している小児科医や市町村保健師等への研修を実施していく。  ③具体的に個別支援計画を使う場面を増やし、実際の支援場面や支援会議で活用。  ④サービス管理責任者研修や、相談支援従事者研修等に、発達障害に対する理解を深めるメニューを追加し、適切なサービスを提供。特に、就労移行支援事業所等を対象にスキルアップ研修を実施  ⑤小規模多機能型基幹該当(規制緩和された国の制度)を活用した児童デイサービス事業所の設置。併せて、発達障害に理解を有する人材の育成や研修等を実施	発達障害児者 全年齢	<b>H21</b> ●乳幼児健診におけるチェックリストを活用し、早期発見につなげる。(香美市) ●発見後のフォローアップとして、親カウンセリング(香美市)、早期療育親子教室(中央東)を開催  発達障害者支援センター(心理担当職員等)による市町村への専門的・技術的支援 H19～H21 香美市 H22～ 土佐市、いの町、高知市 H23～ 圏域の拡大に向けた取組  発達障害者支援センター(心理担当職員等)による福祉保健所への専門的・技術的支援 H20～H21 中央東 H22 中央東、中央西、高知市 H23～ 圏域の拡大に向けた取組  ●クリニカルチェックポイントの視覚的教材の作成(冊子・DVD)  ●関係機関が使いやすい個別支援計画の様式を作成  ●障害福祉サービス事業所等を対象に、発達障害の特性を理解させるための研修会を開催	<b>H22</b> ●早期発見・早期療育の取組みを県内2圏域に拡大(香美市、土佐市、いの町、高知市)  ●乳幼児健診、親カウンセリング ・香美市 ・高知市 ・土佐市 ・いの町  ●早期療育親子教室 ・中央東 7/7～ 15回 ・中央西 9/8～ 14回 ・高知市 10/13～ 月4～8回  ●研修会への参加者 H22.3～6月13回 H23.1～2に5回 県内5圏域で合計13回開催 合計394名(うち医師56名)	<b>H23</b> ●早期発見・早期療育の取組みを県内3圏域に拡大  ●乳幼児健診、親カウンセリング ・香美市 (安芸市) ・高知市 (閉居市) ・土佐市 (香南市) ・いの町  ●早期療育親子教室 ・中央東 ・中央西 ・高知市  ●個別支援計画を引き継ぐための支援会議へアドバイザー(相談支援員)を派遣  ●支援の記録を引き継ぐための個別支援計画の策定や個別支援会議の開催を支援(研修を実施。香美市、土佐市、いの町)  ●就労セミナーを実施 宇都宮大教授 梅永教授 ・第1回(11/1) 66名参加 「自閉症スペクトラムの人に対する職業指導」 ・第2回(3/6) 70名参加 「自閉症の人の就労支援～高機能自閉症・アスペルガー症候群を中心に～」	<b>H24～H30</b> H24:5圏域12市町村 H25: // 20市町村  発達障害者支援センター(心理担当職員等)による福祉保健所への専門的・技術的支援 H20～H21 中央東 H22 中央東、中央西、高知市 H23～ 圏域の拡大に向けた取組  ●早期療育親子教室 ・中央東 ・中央西 ・高知市  ●DVDなどの教材を用いて、乳幼児健診に携わる小児科医や市町村保健師を対象にした研修会を開催  ●引き続き就労セミナーを開催(2回)  ●県の産業構造(1次、1.5次産業)に適した発達障害者の職業教育や雇用創出(高知発達障害研究プロジェクト)	①圏域単位で、発達障害の早期発見・早期療育の体制の構築  ②ライフステージに応じた支援体制の確立  ②学校と関係機関との連携を図り、個別支援計画の作成や、支援の記録を引き継ぐ仕組みづくり  ③児童デイサービスなど、発達障害者支援のニーズに応じたサービスの確保



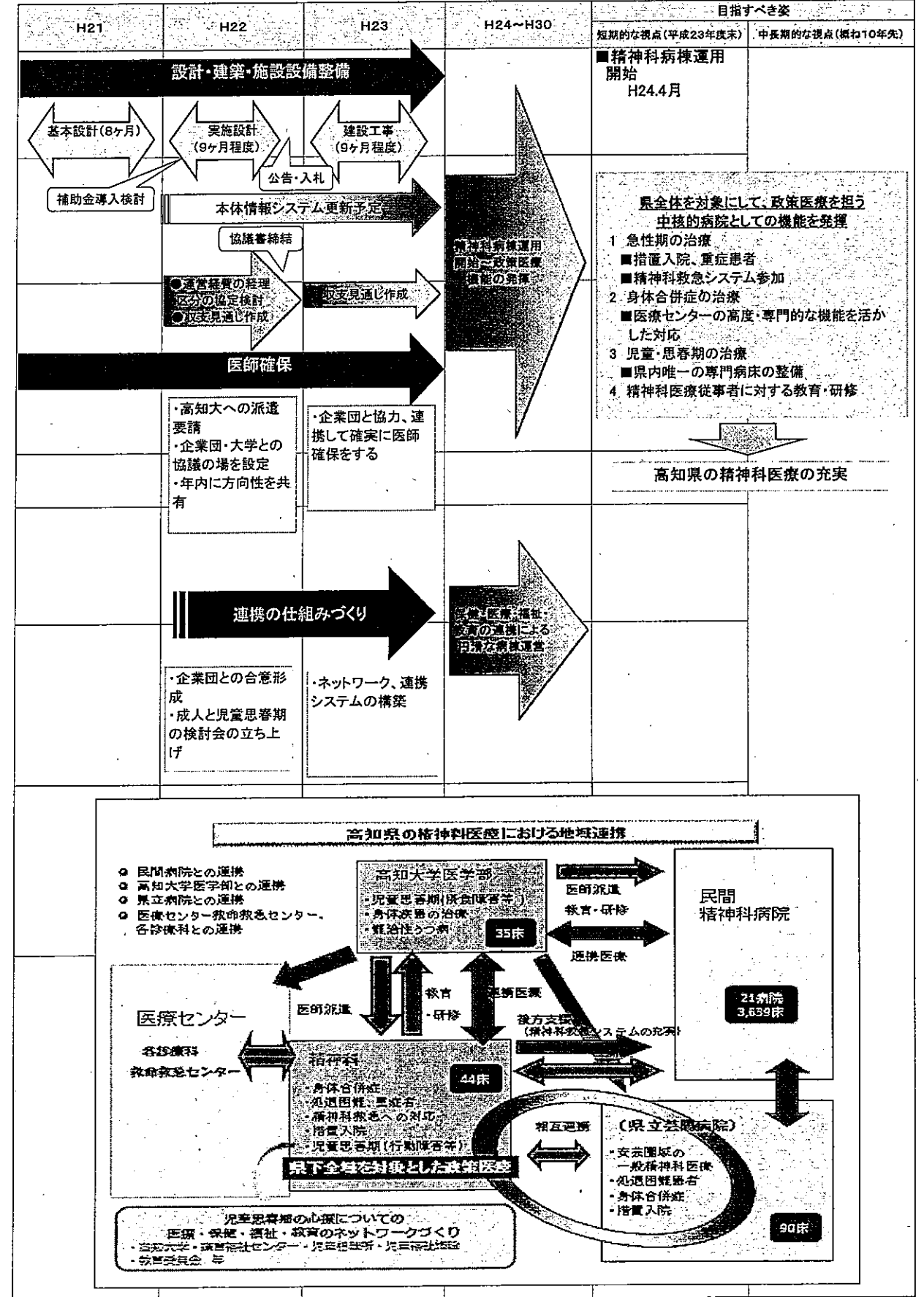
●全国トップレベルの専門家が作成  
●全国に発信できる先進的な取組み  
●模倣や表紙、呼びかけへの反応などを比較

発達障害児者 全年齢

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:障害福祉課 】

予算体系項目	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に課題があった できなかったのか)	これからの対策	対象者		
					区分	年齢	
2 ところの健康対策の推進 高知医療センター精神科 病棟整備	1 設置場所 高知医療センター本館西 側「野鳥の森」敷地 2 病床規模 病床数 44床 ○成人30床 ○児童・思春期 14床 1階:外来、院内学級等 2階:病棟 3階:屋上広場 3 延床面積 2,461.04㎡ ○1階 = 938.02㎡ ○2階 = 1467.82㎡ ○屋上階 = 55.2㎡ (屋上広場400㎡) 4 建築単価 329千円/㎡ ■ 耐震構造 5 本体建築費 809百万円 ※地域医療再生臨時特別 交付金からの補助 50百万円	1 H19年度 ●H20.3【第5期高知県保健医療計画】芸陽病院の建て替えを機に、中央圏域への設置も含めて検討を進める。 ●H20.3【芸陽病院のあり方検討委員会】新たな県立病院は、中央圏域への設置が望ましい 2月議会:芸陽病院移転反対の請願採択「芸陽病院の移転を取りやめ、安芸に存続させること」 2 H20年度 ●H20.6 文化厚生委員会:中央圏域・安芸圏域の両方に病棟設置、中央圏域は医療センターに精神科病棟設置を提案→企業団に正式に病棟設置要請 ●H20.12 企業団から病棟設置要請について回答:「病棟の建設経費及び運営にかかる収支不足について、病院企業団として最大限の企業努力はするが、それでもなお不足する額については、高知県において全額負担することが条件」 ●2月議会:精神科病棟整備基本設計補助金予算計上補助率10/10 3 H21年度 ●基本設計(H21.8.10～H22.3.17) (株)佐藤総合計画 ●医師確保 医学部地域医療支援委員会に医師支援依頼 4 H22年度 ●実施設計(H22.5.10～H23.2.28) (株)佐藤総合計画 ●精神科病棟建築工事一般競争入札(H23.3.17) ●岸之上・ネクスト・オカモト特定建設工事共同企業体 ●建築工事着工(H23.3.29)	1 精神科病棟整備費・運営費負担の協定 精神科病棟に関する費用のうち、病院企業団が最大限の企業努力をしてもなお不足する額(起債の元利償還金及び運営費の不足等)については、県立病院としての位置づけから、全額県が負担することになっている。 このことについて、経費負担のルール化が必要。構成団体である県と市で協議を行い、協議書を交わす。 県議会報告 収支見通しの作成	2 医療スタッフの確保 (1)医師確保 ア 開院前の常勤派遣医師 イ 精神科病棟開院後の医師 専修医1名を含む医師5名 (2)看護師等の確保 (1看護単位) ・看護師28名、医療技術者5名の計画 ・看護師の23年度採用及び研修派遣 企業団・高知大学等との調整	3 精神科医療における連携の仕組みづくり ■大学・県立・民間精神科病院等との連携システム ■児童思春期の心療についての医療・保健・福祉・教育のネットワークづくり 検討会の立ち上げ	精神科 障害者等	全年齢



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目 事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
					区分	年齢
<b>I ともに支えあう地域づくり</b>						
<b>1 誰もが安心して暮らせる支えあいの仕組みづくり</b>						
(5) 施設サービスの充実 ◎社会福祉施設職員等退職手当給付事業	社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の退職手当資金は、共済契約者と国、都道府県の補助金によりまかなわれている。 共済契約者＝施設経営法人 補助先：独立行政法人福祉医療機構 補助率：定額(国の定める基準単価×4月1日現在の被共済者数)	◆社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、独立行政法人福祉医療機構の行う退職手当共済事業に必要な経費を補助 ・共済契約者 1/3 ・国1/3 ・県1/3	特になし	特になし	独立行政法人福祉医療機構を経由して社会福祉施設職員	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金額 201,209千円</li> <li>◆退職手当支給総額 903,574千円</li> <li>◆退職手当支給人員 448人</li> <li>◆県内社会福祉施設等職員数 4,544人</li> <li>◆都道府県補助金単価 44,280円</li> <li>◆対象施設数【392】(H21.4.1現在) 保護施設(2) 児童福祉施設(118) 老人福祉施設(13) 障害者自立支援法関連施設(60) その他社会福祉施設(1) 特定社会福祉事業(53) 特定介護保険施設(145)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金額 177,732千円</li> <li>◆退職手当支給総額 835,728千円</li> <li>◆退職手当支給人員 465人</li> <li>◆県内社会福祉施設等職員数 4,614人</li> <li>◆都道府県補助金単価 38,520円</li> <li>◆対象施設数【409】(H22.4.1現在) 保護施設(1) 児童福祉施設(118) 老人福祉施設(12) 障害者自立支援法関連施設(56) その他社会福祉施設(1) 特定社会福祉事業(71) 特定介護保険施設(150)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆補助金額 135,975千円</li> <li>◆県内社会福祉施設等職員数 4,614人</li> <li>◆都道府県補助金単価 29,470円</li> <li>◆対象施設数【422】(H23.4.1現在) 保護施設(1) 児童福祉施設(117) 老人福祉施設(12) 障害者自立支援法関連施設(53) その他社会福祉施設(3) 特定社会福祉事業(78) 特定介護保険施設(158)</li> </ul>	<p>社会福祉施設の健全な経営・福祉サービス向上のため今後も継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆共済(掛金)・国・都道府県の3者の負担により一定水準の退職手当金を支給することで、社会福祉施設職員の処遇向上による職員の安心、社会福祉施設の健全な経営、福祉サービスの向上につながるため、今後も継続実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆共済(掛金)・国・都道府県の3者の負担により一定水準の退職手当金を支給することで、社会福祉施設職員の処遇向上による職員の安心、社会福祉施設の健全な経営、福祉サービスの向上につながるため、今後も継続実施</li> </ul>

IV 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり

<b>1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり</b>						
(1) 保護を要する子どもを守る環境づくり ◎児童福祉諸費	◆児童、妊産婦、知的障害者の福祉に関する調査審議を行うため、児童福祉審議会を設置	◆委員 15名(児童福祉法では20名以内)を委嘱 学識経験者：7名、社会福祉事業従事者：8名 部会 ・保育部会(委員9名) ・保護育成部会(委員8名) ・施設部会(委員10名) ・母子部会(委員8名) ・児童虐待検証部会(委員4名) 任期：2年(H22.6.14～H24.6.13) H19 5回開催 H20 6回開催 H21 7回開催 H22 4回開催	◆児童福祉法改正により、親の同意が得られない場合の家裁の承認を得て行う施設入所が、有期限化(2年)されたことにより、その後も措置を継続する必要がある場合は再度家裁に更新の承認申請が必要となったため、当初だけではなく更新の場合も審議会を開催することが必要となり、煩雑。	◆児童福祉審議会の開催が頻回になることから、審議による決裁等を検討する必要がある。	児童養護施設等	
		◆親権制度の見直しが行われ「民法等の一部を改正する法律」がH23.6.3公布、今後、1年以内に施行される予定。施行されれば、2か月を超えて一時保護を行う際に親権者等の同意が得られない場合は、延長することに、児童福祉審議会の意見を聞く必要がある。				

◆当初予算 17,794千円		◆当初予算 16,938千円		継続	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉審議会 ・総会 1回</li> <li>・里親認定委員会1回</li> <li>・子ども支援専門委員会 3回</li> <li>・保護育成部会 1回</li> <li>・児童虐待検証部会 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉審議会 ・総会(平成22年6月22日)審議会委員委嘱 任期：平成22年6月14日～平成24年6月13日</li> <li>・保護育成部会 (8月4日)</li> <li>・里親認定委員会 (8月23日)</li> <li>・児童虐待検証部会 (1月26日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉審議会 ・総会 1回</li> <li>・里親認定委員会 2回</li> <li>・子ども支援専門委員会 3回</li> <li>・母子部会 2回</li> </ul>	<p>「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」</p>	<p>すべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る。</p>	<p>すべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る。</p>
開催回数：1回 平成22年3月26日	開催回数：6回 予算額：2,071千円 第1回～第5回 ①障害児施設部門のあり方検討	開催回数：8回 第14回～第15回 ④障害児施設部門のあり方検討		平成24年度 開催回数：4回 (計19回開催)	
	第6回～第9回 ②児童相部門のあり方検討	第16回～第17回 ⑤障害児厚生相談のあり方検討			
	第10回～第11回 ③医療機能のあり方検討				
	第12回～第13回 中間報告			平成24年9月頃 第18回～第19回 最終報告	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今まで以上に手こずらなかったか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(1) 保護を要する子どもを守る環境づくり	◎児童養護施設等 児童措置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乳児院(1施設) 定員 35名 県内唯一の乳児院であり、常に満床に近い状態であったため、H23.4より定員を5名増員した。</li> <li>◆児童養護施設(8施設) 定員 431名 国の職員配置基準(加算分を含む)に対する職員定数超過率は123%である。常に定員まで措置されている訳ではない。</li> <li>◆情緒障害児短期治療施設(1施設) 定員 30名(暫定20名)(通所 暫定1名)</li> <li>◆児童家庭支援センター 3施設</li> <li>◆自立援助ホーム 1施設</li> <li>◆ファミリーホーム 3施設</li> <li>◆養育里親登録数 42名25世帯</li> <li>◆助産施設委託 6施設(定員 32名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ケア形態の小規模化の推進</li> <li>◆高知県里親連合会での制度説明の実施</li> <li>◆珠光寮と関係機関との連絡会を実施し、情報施設の役割と課題の整理や、措置児童の情報共有をし、より良い支援のあり方の検討を行う。</li> <li>◆自立援助ホーム(南風)の総会へ出席し、ホームの職員や入居児との交流(年1回)</li> <li>◆里親支援担当チームの配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被虐待児の措置が増える中で、よりきめ細かなケアが必要(児童養護施設基準超過率123%)</li> <li>◆珠光寮の通所のあり方について検討が必要</li> <li>◆小規模グループケアの推進</li> <li>◆里親やファミリーホームへの委託の推進</li> <li>◆措置費の実費分の使途が、各施設によって異なる。</li> </ul>	<p>「地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、児童福祉施設の設備・運営に関する基準については、平成24年4月1日から条例制定が必要となる。経過措置が一年あるため、施設職員等を交え検討を行ったうえで、平成25年4月1日施行を目指す。</p> <p>児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に対する国の動向を注視し、適切に対応。</p>	児童養護施設等	
	◎児童福祉施設等 代替職員雇用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童養護施設等については、障害者や高齢者の施設とは異なり、入所人員の動きが大きい。</li> <li>◆「児童福祉施設最低基準」により職員の職種や定数が定められている。</li> <li>◆職員が産休や病休で長期休暇を取得する場合、代替職員が必要となるため、その職員の代替として雇用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆昭和54年の事業開始以来、対象施設に補助し、施設における児童等の処遇の向上と職員の福利厚生を図ってきた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設によって、産休者等の給与が無給のところがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆同内容で実施している教育委員会幼保支援課と協議しながら、事業の継続について協議していく。</li> <li>◆産休中の職員の給料について、就業規則で無給としている施設に対して、有給にするよう指導していく。</li> </ul>	児童福祉施設等	

H23.4.1現在

	定員	入所児童数
聖園ベビー	35	20
天使園	75	63
博愛園	50	38
愛仁園	70	57
若草園	56	47
子供の家	70	49
愛童園	30	23
白蓮寮	50	32
南海少年寮	30	26
珠光寮	30	15

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆措置費加算について -35人以上の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に加算(3施設) -被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設) -入所から退所に至るまでの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) -6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置(7施設) -心理療法担当職員加算(3施設) -医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</li> <li>◆児童家庭支援センター(3施設)</li> <li>◆里親(初日現在籍月平均) 16名</li> <li>◆助産実績 17件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆措置費加算について -35人以下の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設) -被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設) -入所から退所までの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) -6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(6施設) -心理療法担当職員加算(3施設) -医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</li> <li>◆児童家庭支援センター(3施設)</li> <li>◆里親(初日現在籍月平均) 16名</li> <li>◆ファミリーホーム(4月1日現在) 1施設 4名</li> <li>◆助産実績 21件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆措置費加算について -35人以下の施設で職員定数及び3歳未満児、年少児定数を満たす施設に指導員特別加算(3施設) -被虐待児への手厚い処遇を確保するための職員への加算(10施設) -入所から退所までの総合的な家族調整を担う相談員配置加算(10施設) -6人単位のユニットを設け、ケアを行うための職員の配置加算(8施設) -心理療法担当職員加算(3施設) -医療的ケア及び健康管理を行うため職員加算(1施設)</li> <li>◆児童家庭支援センター(3施設)</li> <li>◆里親(4月1日現在) 16名</li> <li>◆ファミリーホーム(4月1日現在) 3施設 10名</li> <li>◆助産件数(8月末現在) 9件</li> </ul>	<p>継続</p> <p>職員配置基準見直し予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ケア形態の小規模化の推進と、それに見合う職員配置の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ケア形態の小規模化の推進と、それに見合う職員配置の実現</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業実績人数 産休 7人</li> <li>◆事業実績日数 産休353日</li> <li>◆事業実績施設件数 -児童養護施設 3件 -知的障害児施設 1件 -児童自立支援施設 2件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実績人数 産休12人 病休2人</li> <li>◆事業実績日数 産休 677日 病休 44日</li> <li>◆事業実績施設件数 -乳児院 1件 -児童養護施設 4件 -情緒障害児短期治療施設 1件 -知的障害児施設 2件 -重症心身障害児施設 2件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実績人数 産休 520日 病休 22日</li> </ul>	<p>施設の処遇向上 職員の福利厚生</p> <p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆引き続き対象施設への補助を行い、施設の処遇向上と職員の福利厚生を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆基準単価、補助率等他県の状況を参考に、適宜見直しを行い、継続して事業を実施していく</li> </ul>



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(一) 保護を要する子どもを守る環境づくり	◎入所施設振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童養護施設等に入所する児童への支援を充実するための取組みに対する助成のほか入所児童の権利擁護を推進するための取組みを実施</li> <li>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について助成をしていたが、安心子ども基金を活用できるようになり、H22はゼロ査定。H23は、予算要求していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童養護施設等が行う耐震診断、耐震対策の設備購入あるいは国庫補助の対象とならない小規模な緊急修繕などに要する経費への助成</li> <li>◆高知県児童養護施設協議会が行う研修会の経費への助成</li> <li>◆入所児童が就職した場合の祝い金の支給</li> <li>◆施設が行う入所児童の学習サポート(家庭教師の雇用)経費への助成も行ってはいたが、措置費の学習指導加算の対象枠が拡大されたため廃止。</li> <li>◆入所児童権利擁護ノート作成・内容を説明したうえでの配付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆厳しい財政状況のなかで、補助限度額等が少ない</li> <li>◆予算額の推移 H23: 610千円 H22: 895千円 H21: 2,191千円 H20: 3,860千円 H19: 2,428千円 ※H20は、寄附金を活用した限り予算あり</li> <li>◆児童養護施設等における国庫補助金等の対象にならない施設の増改築、修繕等について、安心子ども基金をH22から活用しているが、安心子ども基金が終了した後、施設の経営の安定並びに入所児童への処遇の向上を図るために、継続する必要がある。</li> </ul>	施設等のニーズを把握したうえで、対応の要否等を検討し、入所児童への支援を充実するための取組みに助成を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童養護施設等</li> <li>●祝金II施設等退所児童</li> </ul>	
	◎民間入所施設緊急整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心子ども基金を活用し、児童養護施設等入所児童等の生活向上のための環境改善への取り組みに対する助成や、施設職員の資質向上を図るための研修費用への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆老朽化した遊具や冷蔵庫等の更新・新設、入所児童の生活環境の改善のための施設改修等に対する助成や、施設職員の資質向上を図るための研修費用への補助を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心子ども基金の活用はH23年度末までであり、その後のニーズへの対応</li> </ul>	H23年度中に可能な限りの環境改善の推進と、その後のニーズへの対応の検討	児童養護施設等	

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助金額:222千円 21年9月4日 処遇技術向上専門研修 講師:あゆみの丘副園長 堀 健一 22年3月17日 処遇技術向上専門研修 講師:大阪大谷大学教授 農野 寛治</li> <li>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 10,000円×15人</li> <li>◆入所児童権利擁護ノート児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助率:定額 200千円×2回 実績なし</li> <li>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 13名</li> <li>◆入所児童権利擁護ノートの配付(児相職員が各施設に入所している子どもたち)に内容を説明して配付)</li> <li>◆被措置児童等虐待対応ガイドラン(案)を、児童養護施設等職員とのワーキンググループにて作成。 1回目:11月29日 2回目:2月7日 3回目:3月31日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所児童指導事務費補助金 補助先:高知県児童養護施設協議会 補助率:定額 200千円×2回</li> <li>◆退所児童自立定着指導事業(就職祝金) 予算:210千円</li> <li>◆サポートケアにおいて、子どもの権利保障について確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設のニーズにあった事業の実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">→ 継続 →</p>	施設のニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急修繕等に柔軟に、かつ直ぐ対応できる制度を国で実現 措置費という限られた財源で運営しており、修繕が必要となった場合、金額によっては対応が厳しい</li> <li>◆児童養護施設等については、児童を定員まで必ず措置できるものではないため、国庫補助金を活用できないような、緊急の修繕等について、県費にて事業実施をしていく。</li> <li>◆ケア単位の小規模化の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所施設緊急整備事業費 54,564千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等 12か所</li> <li>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 1,321千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助対象:職員研修(長期・短期) 補助施設:児童福祉施設 8施設29人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所施設緊急整備事業費 103,850千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等 21か所 111,878千円</li> <li>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 21,212千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助対象:職員研修(長期・短期) 児童福祉施設等 11施設124名 4,881千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間入所施設緊急整備事業費 40,774千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助区分 ・老朽化遊具の更新 ・食品の安全対策 ・生活環境の改善 ・学習環境改善 補助施設 児童福祉施設等</li> <li>◆民間入所施設職員研修事業費補助金 9,336千円 補助率:10/10(安心子ども基金) 補助先:児童福祉施設等補助対象:職員研修(長期・短期)</li> </ul>	◆基金活用による各施設の整備完了	◆施設のニーズに対応できるような柔軟な助成制度の確立	

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(1) 保護を要する子どもを守る環境づくり	◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費 ◎児童福祉施設整備助成事業費	◆児童養護施設等の耐震化の状況 乳児院(1施設)耐震化済み 児童養護施設(8施設)改築済み・4施設耐震化済み・1施設児童自立支援施設(1施設)現在改築中 情緒障害児短期治療施設(1施設) H18新築 ◆児童家庭支援センターの整備に対する補助	◆国の施設整備補助金を活用し、順次改築を進めてきた ※H15博愛園 H20愛仁園・若草園 H22愛童園	◆東日本大震災での津波による被害を教訓に、建て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築の検討が必要 ◆築40年を超える聖園ベビーホームと聖園天使園(いずれも耐震化済)の児童の生活環境の改善。	◆既存の補助制度より有利な「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」が条件付でH24まで延長されることとなったため、津波による被害を想定して立て替え高層化や浸水の心配のない地域への移転改築等再検討の必要な施設に対し、早急に検討するように働きかける。	児童養護施設等	
	◎児童虐待防止対策事業	◆18歳未満の子ども人口(9月30日現在住民基本台帳人口) H18 124,531人 ↓ H22 116,239人(8,292人減) ◆児童虐待相談対応件数 H18 受付 242件 対応 146件 H22 受付 312件 対応 142件 ◆子ども人口が減少している中で、虐待件数は高止まりにあり、子どもを取り巻く状況は悪化している。	◆官民協働によるオレンジリボンキャンペーンの実施 ◆人権啓発センターとのタイアップによるテレビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報	◆事業効果が目に見えない ◆啓発活動を行っているが、虐待件数は高止まり状態が続いている。	◆少ない費用で今以上に有効な啓発方法の検討 ◆H21年度に、民間施設が中心となって始めた虐待防止の意識啓発のためのオレンジリボンキャンペーンを官民協働で実施・拡充。	児童	18歳未満
	◎中央一時保護所費	◆一時保護が必要な児童の保護 ◆子どもの安全と最善の利益を優先し、一時保護に保護者の同意が得られない場合の職権による保護の積極的実施	◆一時保護所の環境改善 ◆子どもの安全と最善の利益を優先した取組の継続 ◆県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会において、子どもに関する総合的な相談機関のあり方について、検討を行う。	児童	18歳未満		

一時保護の状況

	H18	H19	H20	H21	H22
受付件数	167	219	280	225	262
うち虐待	39	74	103	76	102

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
				◆居室の個室化・ケア体制の小規模化等による生活環境の改善	◆居室の個室化・ケア体制の小規模化等による生活環境の改善
◆オレンジリボンキャンペーン(11月) ・児童虐待防止テレビ・ラジオスポット放送実施(11月) 高知放送テレビ高知 さんさんテレビ 高知放送ラジオ エフエム高知 ・さんSUN高知11月号お知らせに掲載 ・11月8日啓発活動(高知市内パレード及びはりまや橋商店街にて、ポスター・パネル展チラシ・ポケットティッシュ配布、オレンジリボン作り)	◆高知オレンジリボンキャンペーン(10月31日) ・パレード及び街頭キャンペーンの実施 啓発用チラシ・ポケットティッシュ・風船・クリアファイル・オレンジリボン配布 ・市町村等関係機関へのポスター・チラシ配布 ・啓発用のオレンジリボンのマグネットを配付し、虐待防止の意識啓発のために、市町村の公用車等に貼ってもらう。 ・県庁横断幕掲示 ・講演会(追手前高校芸術ホール) ◆さんSUN高知高知放送ラジオ県の広報媒体を活用して広報実施 ◆児童虐待防止月間テレビ・ラジオスポット(人権啓発センター)テレビスポットCM 31本ラジオCM 25本	◆安心子ども基金の拡充 官民協働によるオレンジリボン運動の拡充 ◆高知オレンジリボンキャンペーンの拡充 ・パレード及び街頭キャンペーン 11月3日 ・高知城のライトアップ ・スタッフジャンパーの製作 ◆カラー電車広告の実施(11月)	◆児童改築 【167,960千円】 白蓮寮改築 【277,360千円】 子供の家改築 【402,675千円】債務負担行為	◆居室の個室化・ケア体制の小規模化等による生活環境の改善	◆居室の個室化・ケア体制の小規模化等による生活環境の改善
◆一時保護 H21:225件 うち虐待 76件 ◆児童養護施設等への一時保護委託 H21:79件 うち虐待 26件	◆一時保護 H22:262件 うち虐待102件 ◆児童養護施設等への一時保護委託 H22:88件 うち虐待 33件◆ ◆環境改善(安心子ども基金) ・冷蔵庫 1台 ・物置 2台 ・パソコン 3台 ◆児童支援ホームの管理運営委託 サポーター 2名	◆環境改善(安心子ども基金) ・運動場スポーツ支柱 1台 ◆児童支援ホームの管理運営委託 サポーター 2名	◆一時保護が必要と判断したケースは、職権保護も含めた迅速かつ適切な対応	◆一時保護の取組みの県民への普及啓発による、児童虐待件数の減少	◆一時保護する必要のない社会づくり

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
(1) 保護を要する子どもを守る環境づくり	◎中央児童相談所費	<p><b>■児童相談所の組織・運営体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童及びその家庭について、専門職員等が調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、児童の援助方針を立て、支援を行っている。</li> <li>◆中央児童相談所職員の増員 34人→42人→43人 H20 H21 H22-23</li> <li>◆児童福祉司 H20:2名増(中央児相)</li> <li>◆児童虐待対応チーム拡充: 7→11名</li> <li>◆里親支援担当チームの配置</li> <li>◆児童心理司 H22:1名増(幡多児相)</li> <li>◆管轄区域の変更(四万十町)</li> <li>◆平成20年2月に起きた児童虐待死亡事件を受け、「高知県児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言に沿った取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実施手順の見直し</li> <li>◆毎月の定期点検</li> <li>◆児童福祉司マニュアルの作成・改訂</li> <li>◆アセスメントシート改訂</li> <li>◆計画的な人材確保</li> <li>◆児童虐待対応チームの設置</li> <li>◆外部専門家の定期的な招へい</li> <li>◆児童虐待対応の先進地への派遣研修</li> <li>◆裁判所への法的手続きを弁護士に委託</li> <li>◆幡多児童相談所の改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スーパーバイズや進行管理等マネージメント力の向上</li> <li>◆職員の専門性の確保と向上</li> <li>◆関係機関との連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門職のキャリア形成プランの検討</li> <li>◆ケース対応における関係機関との更なる連携強化</li> </ul>	児童 18歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中央児童相談所に児童虐待対応チームを設置(チーム長以下7名体制)</li> <li>◆里親(H21.4.1現在)登録里親数 64名34世帯(養育60名(うち専門1名)養子4名)委託里親 6世帯委託里子 15名</li> <li>◆里親制度改正に伴い、養育里親は研修受講が必須となったことから研修会を実施(未受講者は登録解除△22名 17世帯)</li> <li>◆「里親月間」に併せて市町村広報紙に里親募集記事の掲載依頼(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中央児童相談所児童虐待対応チームの強化(チームの配置及び担当3名増。計11名体制)</li> <li>◆里親支援担当チームの配置</li> <li>◆里親(H22.4.1現在)登録里親数 48名26世帯(養育38名(うち専門1名)養子のみ10名)委託里親 9世帯委託里子 16名</li> <li>◆里親訪問(フォロー実施)</li> <li>◆新たな里親の登録に向けチラシの作製・配布</li> <li>◆四万十町の所管見直し 幡多児相 1名増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆里親(H23.4.1現在)登録里親数 42名25世帯(養育42名(うち専門1名)養子10名)委託里親 10世帯委託里子 16名</li> <li>◆警察官OBの配置:2名</li> </ul>	<p><b>児童相談所の組織・運営体制の強化</b></p> <p>計画的な人材(児童福祉司、児童心理司等)の確保・育成 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村とともにケース対応が協働してできている</li> <li>◆児童相談所内の各課長が、ケースの適格なスーパーバイズができている</li> <li>◆入所児童等の心理ケアや自立支援を、施設・市町村・児童相談所が協働して実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆主体的な対応を行っている市町村に、専門機関として十分な後方支援ができています</li> <li>◆児童相談所内で、各チームが適格なスーパーバイズができています</li> <li>◆入所児童等の心理ケアや自立支援が、システムとして定着し、施設と市町村、児童相談所で活発に支援活動が実施されている</li> </ul>
	◎幡多児童相談所費						<p><b>■市町村への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門職員や専任職員の配置が少ない</li> <li>◆保健と福祉の連携が不十分</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会への登録児童数(H22.11.5現在)1,357名のうち、乳児は 22名(1.6%)特定妊婦 4名(0.3%)</li> <li>◆施設入所児童への関わりが少ない</li> <li>◆異動によりコーディネーターが育たない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要保護児童対策地域協議会設置への働きかけ(H21.3.31全市町村で設置)</li> <li>◆市町村児童家庭相談対応マニュアルの作成と改訂</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援・市町村職員向け研修会の開催</li> <li>◆共通のアセスメントシート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村職員等の主体性と専門性の向上</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の効果的運営・市町村の相談活動のための備品等整備</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会での、コーディネーターの育成</li> <li>◆「実務者会議」が十分機能していないところがある。</li> <li>◆虐待ケース以外の進行管理(非行・要支援)</li> <li>◆施設入所児の家庭復帰に向けた地域での取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心子ども基金を活用した相談体制の整備への支援</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営力向上に対する支援(児童相談所の参画)</li> <li>◆学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援</li> <li>◆人員・組織の充実についての要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 児相参加回数 -代表者会議 32回(奈半利町・安田町・中土佐町・大月町・三原村開催なし)</li> <li>◆実務者会議 102回(大月町・三原村開催なし)</li> <li>◆個別ケース検討会 375回(馬路村・大川村・三原村開催なし)</li> <li>◆市町村児童家庭相談担当新任研修(3コース) 33名</li> <li>◆市町村児童家庭相談担当研修(過去に新任研修を受講した職員を対象・4コース) 49名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援 児相参加回数 -代表者会議 31回</li> <li>◆実務者会議 89回</li> <li>◆個別ケース検討会 340回</li> <li>◆要保護児童対策地域協議会の運営支援及び地域支援者会議(高知市の中学校区)の立ち上げの支援 三里地区:10月28日実施 2月22日実施 一宮地区:11月4日実施 2月25日実施</li> <li>◆市町村児童家庭相談担当職員新任研修 50名受講</li> <li>◆市町村児童家庭相談担当職員後期研修(過去に新任研修を受講した職員を対象) 63名参加</li> </ul>

児童虐待相談対応件数

	H18	H19	H20	H21	H22
受付件数	242	279	302	270	312
対応件数	146	158	184	155	142
18歳未満人口	124,531	122,022	119,878	117,989	116,239
全国の対応件数	37,323	40,639	42,664	44,211	55,152

※18歳未満人口:住民基本台帳人口(毎年9月末)

**【幡多児相改築】**  
改築工事  
【185,906千円】  
-4月 仮庁舎移転  
-7-8月 解体工事  
-9-2月 改築工事  
-3月 引越

実施設計完了

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(一) 保護を要する子どもを守る環境づくり	◎家庭支援相談等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童の相談体制の強化のために、電話相談をアウトソーシング(H18～H22年度 相談件数 229件)</li> <li>◆人材育成のため児童福祉司任用資格取得講習会を開催</li> <li>◆外部専門家の招へい 児童相談所の運営を詳しい専門家を定期的に招いての指導を実施</li> <li>◆法的対応力の強化 法的対応力のスキルを補うため、相談や助言だけでなく、裁判所への法的手続きを弁護士に委託</li> <li>◆児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職や、アパート等の賃借ができるよう身元保証人の確保を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆電話相談事業を外部委託により実施</li> <li>◆毎年、市町村職員のほか児童問題関係職員を対象とした研修会を開催</li> <li>◆平成20年度から児童福祉司任用資格取得講習会の実施</li> <li>◆県外の児童相談所所長経験者を定期的に招いての運営力の強化</li> <li>◆裁判所への必要書類の作成等を弁護士に委託</li> <li>◆施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する身元保証人確保対策事業の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童相談所の運営力を強化するため、外部専門家の常勤雇用の実現 大阪府職員や定期的に招へいしている専門家を通じて紹介依頼するも実現せず</li> <li>◆児童家庭相談体制を強化するため、市町村職員をはじめとする関係者の資質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心こども基金を活用した相談体制の整備への支援</li> <li>◆児童相談所の運営力の強化に向けた継続的取組み(定期的な専門家の招へいの継続か、常勤の専門家の招致)</li> </ul>		

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～19:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 236件</li> <li>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか8月に2日間開催) 400名</li> <li>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月12月の6日間) 受講修了者 県 2名 市町村 5名</li> <li>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回</li> <li>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 1名</li> <li>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 溝淵悦子 2件</li> <li>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) 派遣職員 3名 (短期1・長期2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初予算 18,044千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会 相談件数 229件</li> <li>◆市町村児童家庭相談体制整備事業 予算額 2,742千円 ・補助先 市町村 ・補助率 1/2 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修受講経費を助成する(相談体制整備)(5市町)(職員資質向上)(4市町)</li> <li>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 8/25のべ142名参加 8・26のべ198名参加</li> <li>◆児童福祉司任用資格取得講習会(11月～12月実施) 受講修了者 県 4名 市町村 4名</li> <li>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定</li> <li>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名</li> <li>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 溝淵悦子 0件</li> <li>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) 派遣職員 2名(長期)</li> <li>◆児童虐待予防モデル事業 保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、播多地域でモデル的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初予算 66,911千円 ◆「子どもと家庭の110番」(年末年始を除く毎日、9:00～18:00まで) アウトソーシング先:社会福祉法人 みその児童福祉会</li> <li>◆市町村児童虐待防止対策緊急強化事業 予算額 30,400千円 ・補助先 市町村 ・補助率 10/10 安心こども基金を活用し、備品整備や職員の資質向上のための研修受講経費を助成する</li> <li>◆児童問題関係職員研修会(市町村職員ほか) 8月25・26日</li> <li>◆児童福祉司任用資格取得講習会</li> <li>◆児童相談システムの導入(開発)</li> <li>◆児童相談所機能強化アドバイザーの招へい(赤井先生) 20回予定</li> <li>◆児童虐待対応専門家委嘱 医師 1名 弁護士 2名</li> <li>◆司法手続きの弁護士への業務依頼 弁護士 溝淵悦子</li> <li>◆スーパーバイザー(心理)の招へい(年4回)</li> <li>◆CSPTトレーナー研修の実施 9月1・2・3日</li> <li>◆県外の先進地への職員派遣研修(大阪府中央子ども家庭センター) 派遣職員 2名(長期)</li> <li>◆児童虐待予防モデル事業 保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の発見や対応の仕方等についての研修(あまえ療法)をNPO法人カンガルーの会に委託して、播多地域でモデル的に実施。</li> </ul>	<p>継続</p> <p>市町村等への支援</p> <p>児童相談システムの導入(稼働)</p> <p>児相機能強化</p> <p>児童虐待の予防への取組み(「あまえ療法」)の普及等)</p> <p>播多地域以外の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童相談所及び市町村の職員の専門性の向上</li> <li>◆児童相談所にスーパーバイザーがしっかり行えるチームが配置できている</li> <li>◆市町村に要保護児童対策地域協議会のコーディネーターがしっかりできる職員が配置されている</li> <li>◆各市町村の保健と福祉の分野が十分に連携を図り、虐待予防の視点に立った取組みが仕組みとしてできている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要保護児童対策地域協議会における進行管理が、保健と福祉分野との連携により周産期からの取り組みとして実施されている</li> </ul>

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(2) 母子家庭等の自立支援	◎母子福祉推進費	◆母子家庭の母は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 56.2% 150万円～350万円 34.7%	◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援を行った。 22年度 就業相談件数 1552件 就職決定者 113人 (常用雇用 37%)	◆就業自立支援 雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯の問題や対象者のスキルが低さなどにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難し	◆就業自立支援 ◇職業訓練・研修 → スキルアップ ◇給付金の支給 → 訓練を受け易くする ※父子家庭への制度の拡大の要望 ◇託児サービス → 訓練を受け易くする	母子・父子・寡婦等	
	◎母子家庭等自立支援事業費	◆父子家庭も母子家庭同様、経済的に厳しい状態の家庭が増えている。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	◆母子家庭の母が職業訓練等を受ける際の生活費の給付等 22年度 自立支援教育訓練給付金 0件 高等職業訓練促進給付金 15件 21年度 自立支援教育訓練給付金 5件 高等職業訓練促進給付金 6件	◆就業自立支援 ◇移動相談数の増 → 対象者への自立支援増 ◆貸付金事業 ◇貸付金事業 ◇税外未収金対策(選別) 債権回収	◆就業自立支援 ◇移動相談数の増 → 対象者への自立支援増 ◆貸付金事業 ◇税外未収金対策(選別) 債権回収	母子・父子・寡婦等	
	◎母子寡婦福祉資金貸付事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 17年高知県ひとり親収入実態調査 0～150万円 18.3% 150万円～350万円 49.3%	◆母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸し付けることで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 S28年度～実施 22年度 貸付件数 141件 貸付額 77,358,644円 21年度 貸付件数 148件 貸付額 70,547,944円	◆貸付金事業 未収金が約4千500万円に上り、債権回収が困難な例もみられる。 20年度未収金 41,976,927円 21年度未収金 45,274,378円	◆貸付金事業 未収金が約4千500万円に上り、債権回収が困難な例もみられる。 20年度未収金 41,976,927円 21年度未収金 45,274,378円	母子・父子・寡婦等	
	◎ひとり親家庭医療費助成事業費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 ・保険診療による医療費の自己負担分等を給付 ・市町村が支払った額の1/2以内で県が補助	◆母子・父子家庭への医療費に助成する市町村への補助 22年度 受給者数 15,401人 補助額 246,969,000円 21年度 受給者数 15,995人 補助額 259,543,000円 実施時期 S51.7 (H19.10父子家庭も対象に)	◆父子家庭の利用が少ない 父子家庭の利用割合 (20, 21平均) 約3%	◆父子家庭の所得が母子家庭よりも高いこともあり、利用が少ないと思われるが、児童扶養手当の父子拡大と合わせ、制度の周知に向け一層の広報に努める。	母子・父子・寡婦等	
	◎児童扶養手当費	◆ひとり親家庭は、一般的に所得が低く、生活が非常に厳しい状態。 ※平成22年8月～父子家庭への児童扶養手当支給	◆母子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給 22年度 受給資格者数 1,474人 給付額 572,457,430円 21年度 受給資格者数 1,268人 給付額 531,435,630円 実施時期 S37.1～	◆障害基礎年金の子加算見直しに伴う児童扶養手当支給取扱い	◆23.4から障害基礎年金の子加算見直しが行われることに伴う児童扶養手当支給事務取扱について、市町村に対する支援を行う。	母子・父子等	

				目指すべき姿	
H21	H22	H23	H24～H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年後)
				◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
				◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
				◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
				◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左
				◆母子・寡婦・父子等の生活弱者が経済的自立をするとともに、扶養している児童の福祉の増進を図る	◆同左

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名：児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったのか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	目指すべき姿			
							H21	H22	H23	H24～H30
(3) 健全育成への環境づくり	◎青少年対策推進費 ◎こどもの環境づくり事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆有害情報の氾濫等、青少年をめぐる環境の悪化</li> <li>◆ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、青少年の抱える問題の深刻化</li> <li>◆家庭機能、地域機能の低下</li> <li>◆刑法犯少年は減少傾向であるが非行率は全国ワースト上位で推移 H20犯罪少年:768人 非行率ワースト3位 H20触法少年:191人 非行率ワースト7位</li> <li>◆不登校児童生徒 H20:848人 ワースト6位</li> <li>◆高校中退者 H20:227人 ワースト5位</li> <li>◆若年無業者数 H19 5,330人 15～34歳人口に占める割合3.3% (全国2.1%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会環境の変化に対応した青少年保護育成条例の改正等、青少年に悪影響を及ぼす環境からの保護</li> <li>◆非行予防のための少年補導活動への支援</li> <li>◆県民の非行防止、健全育成意識の高揚のための啓発活動</li> <li>◆各種機関による相談                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所</li> <li>・少年サポートセンター</li> <li>・教育相談機関</li> <li>・少年補導センター</li> <li>・若者サポートステーション</li> <li>・ひきこもり地域支援センター</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆青少年の健全育成は一朝一夕には難しく、継続した支援、県民への啓発活動が必要</li> <li>◆青少年の問題は多様化しており、各種相談機関等の連携による支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆有害環境からの青少年の護る活動や県民への啓発は現在の取り組みを息長く継続</li> <li>◆子ども・若者育成支援法の趣旨(目的)である社会生活を営む上での困難を有する青少年等を支援するためのネットワークの整備を検討</li> </ul>	18歳未満 中心	<p>・非行防止・健全育成の広報啓発 7月月間の実施 11月月間の実施 ・青少年保護育成条例の広報、啓発</p> <p>・児童館活動の支援 ・少年補導センターの支援</p> <p>・H21. 7「子ども若者育成支援推進法」交付</p>	<p>継続</p> <p>・青少年対策推進 【3,141千円】</p> <p>・青少年対策推進 【3,021千円】</p> <p>・こどもの環境づくり 【1,340千円】</p> <p>・こどもの環境づくり 【970千円】</p> <p>・H22年4月1日法律施行 ・H22年7月法に基づく国の大綱「子ども・若者ビジョン」の制定</p> <p>・子ども・若者育成推進法に基づく県計画の策定</p> <p>計画推進</p>	<p>◆県民全体で青少年が健全に育つ環境づくりを推進</p>	◆同左
	◎希望が丘学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関からの信頼と理解が十分でなく、施設の活用(入所措置)が低迷 定員40名に対し、月平均在籍児童数は ・H18 20名 ・H19 11名 ・H20 9名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童自立支援施設として、不良行為等により入所した児童に対し、個々の児童の状況に応じた教育や指導を行い児童の自立を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員の児童支援の力量不足 ・経験の浅い職員が多い ・行政経験のみの職員の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員の児童処遇技術の向上 ・専門性の向上 ・児童支援のノウハウを伝承できる中核職員の育成</li> </ul>	18歳未満 (小・中学生中心)	<p>専門性の向上 ・選考試験による職員採用 ・研修予算の確保</p> <p>・月平均在籍児童数 H21 10名</p>	<p>継続</p> <p>【38,040千円】 (人件費・改築関係予算を除く)</p> <p>・月平均在籍児童数 H22 16名</p> <p>本館・給食棟改築 ・実施設計完了 ・本館仮設施設レンタル契約</p> <p>本館・給食棟改築工事 【310,567千円】</p>	<p>◆専門性を持った児童支援を行うことにより、関係機関から信頼され、活用される施設運営</p>	◆同左

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【課名:児童家庭課】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進まなかったか、できなかったのか)	これからの対策	対象者	
						区分	年齢
(4)子育て家庭への支援	◎児童手当・子ども手当費	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育てにかかる費用が大きい</li> <li>◆子育て環境の不備</li> <li>◆子どもの貧困</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童手当実施時期 S47年1月～</li> <li>20年度 支給対象児童数 67,212人 負担金 1,435,587,798円</li> <li>21年度 支給対象児童数 65,726人 負担金 1,409,370,292円</li> <li>◆子ども手当</li> <li>・市町村におけるシステム改修</li> <li>・制度改正に伴う市町村事務への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆23.9月までは、22年度の制度(つなぎ法)</li> <li>◆23.10月以降は、「平成23年度における子ども手当支給等に関する特別措置法」が成立</li> <li>◆22年度は児童手当の制度を残し、地方自治体も財源を負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国の動向に注視し24年度以降の制度設計についての情報収集</li> <li>◆制度の変更に伴う市町村事務に対する支援</li> <li>◆制度の周知徹底</li> </ul>	0歳～15歳	になった年の3月31日までの子ども

H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
				短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
児童手当	子ども手当	子ども手当	恒久的な制度(未定)	◆次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援し、ゆとりを持って子育てできるような環境を造る	◆同左
<p>児童手当から子ども手当に切替え</p> <p>支給対象児童数 65,726人 県負担金額 1,409,370,292円</p> <p>市町村システム改修費 85,067,000円</p>	<p>半額支給 13,000円</p> <p>支給対象児童数 86,343人 県負担金額 1,409,370,292円</p> <p>全国知事会「子ども手当・子育て支援PT」</p> <p>検討</p> <p>地方が担うサービス給付のあり方 子ども手当の制度設計</p> <p>提言・要望</p> <p>国</p>	<p>3歳未満 15,000円</p> <p>3歳以上 小学校修了まで 10,000円</p> <p>3歳以上 小学校修了まで(第3子以降) 15,000円</p> <p>中学生 10,000円</p>	<p>国</p> <p>恒久的な子どもための金銭給付制度の構築</p> <p>↑</p> <p>早急に検討</p> <p>提言・要望 全国知事会等</p>		
児童手当・子ども手当費 【1,518,698千円】	子ども手当費 【1,453,285千円】				

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名: 少子対策課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までで上手くできなかった できなかったのか)	これからの対策	対象者		H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
						区分	年齢					短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)
IV 次代を担う子どもを守り育てる環境づくり	1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり (3) 健全育成への環境づくり 子どもの環境づくり事業費 (子ども条例推進事業費)	◆一人一人の子どもが、幸せで、豊かに育ち、自分の人生の主人公でいられることを大人が支援し、子どもが高知県で育ってよかったと感じられるような社会を築くことを目的として条例を制定 ◆条例の認知度 ◆H20シールアンケート 知っている:41% 知らない:59%	◆子ども条例の制定(H16.8施行) ◆高知県子どもの環境づくり推進計画の策定(H19.3) ◆高知県子どもの環境づくり推進委員会の設置(H17.3) ◆現在第3期(H22.1～) ◆委員15人(内高校生1人) ◆高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(H17～) ◆子ども条例記念日フォーラムの開催(H19～) ◆「子ども条例」パネル展示・シールアンケート(H20～) ◆「さんSUN高知」はいすくくるタイムス(H18) ◆新小学1年生へのパンフレットの配布	◆子ども条例の広がり	◆子ども条例の周知、啓発 ◆イベントの開催や各種研修会での説明、冊子の配布など、子ども条例の周知、啓発を行う			◆周知・啓発 ◆高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(3回) ◆子ども条例記念日フォーラムの開催(H21.8.22) ◆子ども条例パネル展示、シールアンケートの実施 ◆県内新小学1年生へのパンフレットの配布 ◆教育委員会主催研修会での子ども条例の啓発(3回) ※H21シールアンケート結果 知っている:35% 知らない:65%	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(4回) ◆子ども条例記念日フォーラムの開催(H22.8.15) ◆「子ども条例」パネル展示・シールアンケートの実施 5回 ◆子育て応援情報紙でのPR ◆県民手帳に「子ども条例記念日」を掲載 ※H22シールアンケート結果 知っている:35% 知らない:65%	◆高知県子どもの環境づくり推進委員会の開催(年4回予定) ◆子ども条例記念日フォーラムの開催 ◆「子ども条例」パネル展示・シールアンケートの実施 ◆県内小学4年生へのパンフレットの配布		○子ども条例の認知度のアップ	◆子ども条例の認知度のアップ ◆子ども条例の理念を踏まえた地域等での活動が広がっている
					◆高知県子どもの環境づくり推進計画(第二期)の策定				◆第二期計画の策定に向けた取り組み ◆高校生・教員等へのアンケート ◆NPOとの意見交換	◆計画策定検討部会の設置 ◆第一期計画の検証 ◆NPOや県民からの意見聴取		○子どもの環境づくり推進計画(第二期)の策定	
		★こうち子どもプランの推進と進行管理						◆こうち子どもプランの策定(H22.3)	◆プランの策定に基づく公表の作成  ◆少子化対策推進本部などを通じた進行管理 ◆第1回少子化対策推進本部会の開催(H22.6.7)	◆施策の進捗に基づく公表の修正  ◆少子化対策推進本部会の開催 ◆プランの進捗管理 ◆少子化対策の全庁的な取組の推進 ◆第1回幹事会 6.23		○プランに沿った取組の策定・推進	◆プランの目指す社会像である「子どもを生き育てやすい環境づくり」の実現
2 少子化対策の推進 (1) 県民運動の推進 少子化対策推進費 少子化対策県民運動推進事業費	◆人口減少と高齢化 人口自然減(平成2年～) 少子高齢化の進行 (人口動態統計1974～2009) 出生数12,403人～5,518人 出生率(千人当り) 15.5～7.2(全国45位) 合計特殊出生率 2.03～1.29(全国37位)  ◆少子化の要因<1> 子育てへの不安・負担感の増大による夫婦の持つ子供数の減少 ◆核家族の割合 56.8% 全国29位 ◆共働き世帯 世帯数の48.6% 全国20位 ◆三世同居世帯 6.8% 全国39位 (H17国勢調査)	◆高知県少子化対策推進県民会議を中心とした企業・団体と連携した取組(高知県少子化対策推進県民会議)設立:H20.2 構成:県内各分野33団体  ◆家族の大切さ、子育ての喜びを伝える取組 ◆子どものひとこと宝物 19年度～21年度 家庭のおもいで宝物 22年度  ◆子育て応援フォーラム 20年度 11/3 21年度 11/8 22年度 10/24  ◆テレビCMの制作、放映 21年度 制作放送 22年度 放送(15秒×2 328回)	◆県民運動の広がり ◆「県民会議」やその取組の認知度の低下 ◆県民会議の構成団体から傘下の団体などへ活動の広がりがつくりきれない	◆各構成団体の取組の拡充  ◆広報の充実	◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等			◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等		○県民会議の各構成団体の活動の活性化 ◆傘下の団体への広がり ◆団体同士の連携  ○県民会議やその活動の認知度のアップ  ○県民を巻き込んだ、より一層の県民運動の推進	◆自立した団体として活動 ◆県民運動の推進 ◆子育てを応援する気運の醸成
			◆民間事業所の協力による地域での子育て応援 ◆オムツ替えスペースの提供など子ども連れに優しい設備や商品割引・プレゼントなどの優待サービスの実施 第二期 H21.10.1～ H23.3月末登録店舗数 477	◆登録店舗数の伸び悩み ◆制度のPR不足 ◆登録事業所のPR不足 (メリットが見えにくい)	◆登録店舗数の増加、利用促進に向けた取組 ◆広報により、県民に店舗の制度、店舗を周知し、利用促進を図るとともに、応援の店として登録することのメリットを示す			◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等	◆子育て応援の取組 応援宣言に基づく各構成団体の取組の推進 子育ての楽しさ、喜びを伝える取組  ◆県民会議の構成団体(傘下の団体を含む)が他団体と連携して行う取組に助成 定額上限 100万円 実施3団体 (県民会議活動推進事業補助金) ◆各構成団体自ら会報誌等を活用した広報 県の広報誌、テレビ・ラジオなどを通じた広報 プレマネット等		○「子育て応援の店」の拡大 ◆目標:600	◆すべての市町村で応援の店が登録され、身近に応援の店がある ◆応援の店のサービス内容のアップ



テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手く進めなかったか)	これからの対策	対象者 区分 年齢	H21	H22	H23	H24～H30	目指すべき姿	
											短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年後)
(2) 地域の子育て支援 地域子育て推進費 安心こども基金預立金			●地域子育て創生事業費補助金による支援 ・H21～H22	●子育て家庭の多様なニーズを踏まえたサービスの提供 ●各施策の連携	●地域子育て創生事業費補助金による支援 ●子育て家庭の多様なニーズを踏まえた施策・取組みの展開		●地域子育て創生事業費補助金による支援 6市町村 7事業 24,166千円	●市町村等の実施する地域の実情に応じた子育て支援への助成 ・民間施設のベビーベッド、ベビーカー等の整備への助成 実施23市町村 261,024千円	●市町村等の実施する地域の実情に応じた子育て支援への助成 ・民間施設のベビーベッド、ベビーカー等の整備への助成 (地域子育て創生事業費補助金)	●地域の実情に応じた子育て支援の取組の広がり ○小さい子どもを連れて外出しやすい設備を整備した施設の増加 ○保護者等が子育てについての相談や情報を得る機会の増加 ○企業等による従業員の子育て支援や独自従業員の結婚応援の取組の広がり	安心して子育てができる環境づくり	
			●地域の子育て支援の充実 ・地域子育て支援拠点事業 21市町村38施設 (H23.4現在) ・地域子育て支援拠点センター職員等への研修 ・子育て支援アドバイザーの派遣 ・子育て講座の委託 ・家庭教育サポーターの活動支援 ・子育て応援情報紙「大きなあれ」の発行(H21～) ・企業での子育て出前講座の実施 ・出産・育児応援ポータルサイトの運営 ・子育て支援ポータルサイトの開設・運営	●子育て支援情報の一元化	●子育て支援情報の一元化	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討	●子育て支援情報の一元化 関係課による検討
(3) 独身者の出会いのきっかけづくり 出会いのきっかけ応援事業費		●少子化の要因<2> 未婚化・晩婚化の進行 ・平均初婚年齢(H22) 男性 30.3歳(全国15位) 女性 28.7歳(全国10位) ・生涯未婚率(H17) 男性 18.7(全国4位) 女性 9.04(全国5位)	●未婚化・晩婚化への対応 (こうち出会いのきっかけ応援事業) 結婚を望みながら出会いの少ない独身者に対して出会いのきっかけとなる場を提供 ・出会いのきっかけ交流会 ・出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・出会い応援団制度 ・地域のお世話焼きの仕組みづくり	●出会いのきっかけづくりへの県民の参画	●県民会議を中心とする企業・団体と連携した取組		●出会いのきっかけづくり ・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:7団体 企業連携型:11団体 地域型:9団体 企業等連携型:2団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●年間を通じた「出会いイベント」の開催 ○婚活サポーターの活動の活性化	県民を巻き込んだ出会いのきっかけを応援する雰囲気醸成 結婚相談体制の充実	
			●イベント実施後の参加者へのフォローアップ		●効果的な情報提供		●出会いのきっかけづくり ・市町村やNPO等が実施する出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業等連携型:2団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体
			●地域のお世話焼きの仕組みづくり		●効果的な情報提供		●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業等連携型:2団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体
			●効果的な情報提供		●効果的な情報提供		●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:9団体 企業等連携型:2団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体	●出会いの場を提供するイベントへの助成 地域型:10団体 企業連携型:11団体

テーマ【日本一の健康長寿県づくり～高知型福祉の実現～】

【 課名:福祉指導課 】

予算体系項目	事業名	現状	これまでの取組 (今まで何に取り組んできたか)	課題 (今までなぜ上手くできなかったのか)	これからの対策	対象者					
						区分	年齢				
I ともに支え合う地域づくり 1 誰もが安心して暮らせる 支え合いの仕組みづくり  (5)施設サービスの充実 社会福祉施設等指導監査費	社会福祉施設 298施設 (障害者 39 高齢者 62 児童 20 保育所 177) 社会福祉法人 70法人 特例財団法人 23法人	指導監査を下記施設等 に対して定期的に実施し ている	指導監査の実施内容 法令等の遵守指導及 び法令違反等の是正 指導  実施回数 原則2年に1回(保育 所を含む児童福祉施 設は1年に1回)  指導監査結果の公表	定期的な指導監査を実施してい るにもかかわらず同じ指摘事項 が繰り返されるなど指導が徹底 されていない。 繰返し指摘している主な事例 <法人監査> ・理事会審議が十分行われてい ない ・理事会への欠席が継続してい る理事がいる等 <施設監査> ・利用者処遇 事案対応が不適切な事例等 ・防災対策 定期的な防災訓練の未実施等	1 指摘事項が改善されるまで指導を徹 底して行うとともに、指導監査結果を公表 することで、適正な法人・施設運営を目指す。  2 指摘が改善されない場合、主管課と情 報共有を行い、特に運営に著しい不備等 が認められた場合は特別監査を実施し、 運営の改善を求める。  3 近い将来発生が予想される南海地震 や、風水害・土砂災害に対応するマニ ュアルの作成を促し、災害時の利用者の安全 向上を図る。						
						3 セーフティネット施策の 充実・強化  (1)低所得者の生活支援の 充実・強化 住宅手当緊急特別措置事業費 (住宅手当緊急特別措置事業費) (緊急雇用喪失住まい対策事業費 補助金) 緊急雇用創出臨時特例基金積立金	・本県の住宅手当緊急特 別措置事業の支給決定 者数:228人(H23.3末) ・就労支援員(市分):9市 19人	・さんさん高知への掲載、 チラシの配布、テレビ・ラ ジオなどで広報をしてい るが、申込者が少ない ・時間的制約あり、H22年 度末が最終の支給決定 となる ・就労支援について、一 部の市に就労支援員を 配置していない	1住宅手当について、支給要件 緩和の広報を行う。 2全市に就労支援員を配置し、 きめ細やかな就労支援を実施 する。 3国のナショナルミニマムの検討 結果に沿った仕組みづくり		
						(2)生活保護対策 行政病人死亡取扱い費市町村 交付金 生活保護費 生活保護事務費	・保護の実施機関 県内 16実施機関 ・保護率 H10:15.1% →H22:25.7% (H21全国13.8%、第3位) ・被保護世帯数 H10:9,004世帯 →H22:14,662世帯 ・被保護人員 H10:12,276人 →H22:19,943人 ・高齢者世帯の割合が高 い(H22:高知県46.7%、 H21:全国44.3%) ・稼働年齢受給者の増加 (その他世帯の割合、 H10:3.8%→H22:15.3%)	・保護率の上昇(高知市) ・ケースワーカー不足(高知 市) ・要保護者の郡部から高 知市への流入 ・郡部でも被保護者数の 増加 ・自立には就労が必要	1実施機関支援 ・フォロー指導の徹底 ・SV支援 2漏給防止 ・保護を要する方の発見への取組 み ・相談体制の充実 ・ホームレスへの対応 3支給防止 ・届出義務の指導の徹底 ・福祉事務所の調査の徹底 ・年金等他法他施策の活用指導 ・医療扶助の適正化 4就労支援員の増員 5貧困の連鎖を防止するために、子育 て支援専門員を増員		
II 高齢者が安心して暮らせる 地域づくり 3 介護保険制度の円滑・適正 な運営 (2)介護保険制度の適正な運営 社会福祉施設等指導監査費 (介護保険事業者指導監査費)	介護保険事業所数 2,018 内訳 -施設系 139 -居宅系 1,879	1 介護保険事業者の不正 請求や運営基準違反等 の情報提供がある。 2 法令等遵守の徹底	1 懸念事業所に対する監査の実施 2 計画的な実地指導の実施 期間:H20~H24 対象:829事業所 実施状況 H20... 117 H21... 160 H22... 166 H23~H24... 386 3 営利法人事業所に対する監査の 実施 期間:H20~H24 対象:1189事業所 実施状況 H20... 111 H21... 206 H22... 596 H23~H24... 276	高 45歳 高 以上							
III 障害者が生き生きと暮らせ る地域づくり 1 身近な地域における障害 福祉サービスの確保 (2)施設サービスの充実 障害福祉サービス事業者指導 監査費	・指定障害福祉サービス事業者に対 し、平成24年度までに1回の指導を 行う必要がある サービス事業数:508サービス (内訳) ホームヘルプ(居宅介護) 134 重症訪問介護 127 行動援護 37 ショートステイ 41 生活介護 16 自立訓練 5 就労移行支援 15 就労継続支援 70 児童デイサービス 5 グループホーム 24 ケアホーム 29 相談支援 29 施設入所支援 2	1 計画的な指導が行わ れていなかったため、法 令が遵守されているかの 確認が進んでいない。	1 計画的な指導の実施 期間:H20~H24 対象:508事業所 年1回の集団指導において、基準違反 等の事例を示しながら法令遵守を指導す る。 H24までに全てのサービス事業者に 指導を行い、法令違反等の確認を行う。 2 懸念事業所に対する監査の実施 集団指導における指導内容が遵守さ れていない事業所や、基準違反が認め られた事業所については、必要に応じて監 査を実施、是正指導を行う。	障害者 (児)	全						

				目指すべき姿		
H21	H22	H23	H24~H30	短期的な視点(平成23年度末)	中長期的な視点(概ね10年先)	
<p>H21~H23</p> <p>1 定期的な指導監査及び結果の公表により、適正な法人・施設運営、利用者の処遇向上を図る。 2 指摘事項が改善されない施設・法人に対し、継続的指導若しくは特別監査を実施し、基準遵守、利用者視点での処遇改善を行わせる。</p> <p>H21定期指導監査実績 ・社会福祉施設 251 ・社会福祉法人 50 ・特例財団法人 12</p> <p>H22定期指導監査実績 ・社会福祉施設 266 ・社会福祉法人 43 ・特例財団法人 11 特別監査実施 1施設 1法人</p> <p>H23定期指導監査予定 ・社会福祉施設 286 ・社会福祉法人 38 ・特例財団法人 9</p> <p>H22~H23 3 南海地震対策対応マニュアルの作成とマニュアルに基づく訓練実施を指導、地震発生時の利用者の安全確保を図る。</p>				<p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p>	<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。 2 災害時の要援護者対策の充実 火災・水害だけでなく南海地震や土砂災害対策への対応マニュアルの作成を推進し、災害発生時における利用者の安全確保を図る。 3 作成された各種災害対応マニュアルによる訓練実施を継続して指導、災害発生時における利用者の安全確保を図る。 4(暫)南海地震に伴う津波からの避難対策への指導強化を行う。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 どの施設においても同じサービスが提供できる体制にしたうえで、利用者の個々のニーズにあったサービスが提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。  2 災害時の要援護者対策の充実 災害発生時において、利用者の被害を最小限にする体制を整えるとともに、大規模災害発生時において在宅の要援護者の受入態勢を充実させるよう事業課とも協力して取り組む。</p>
<p>住宅手当制度の発足(H21.10.1)</p> <p>就労支援員の設置</p> <p>制度継続を国に要請</p> <p>制度継続</p> <p>・指摘事項に対するフォロー指導の徹底 ・相談体制及び新規申請対応体制の充実を指導</p> <p>・他法他施策の専任職員</p> <p>・実施機関のレベルアップのため 調査指導員に対する支援・指導を実施 ・実施機関ごとの改善課題を明確にし指摘事項に対するフォロー指導を徹底 ・自立支援プログラムの活用の徹底</p> <p>扶助費 3,989,548千円 扶助費 4,123,054千円 扶助費 4,250,675千円</p> <p>・母子加算の復活(H21年12月~)</p> <p>・就労支援員の設置(H19~、1名)、就労支援員の増員(H22~、6名)</p> <p>・子育て支援専門員の設置(H21~、2名)・(H23~、4名)</p> <p>・電算システムの改修(3月稼働)</p>				<p>低所得者に対する現行制度の周知徹底及び支援を必要とする方への支援強化</p> <p>生活保護に至らないためのシステム(第2のセーフティネット)作り</p>	<p>生活保護に至らないためのシステム(第2のセーフティネット)作り</p>	
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。 4 営利法人事業所に対する監査の実施。(H24で終了)</p> <p>H21実績 実地指導: 153事業所 集団指導: 1回</p> <p>H22実績 実地指導: 161事業所 集団指導: 1回</p> <p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p> <p>懸念事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。</p> <p>H21実績 7事業所で実施</p> <p>H22実績 5事業所で実施</p>				<p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p>	<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 事業課別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>
<p>H20~H24</p> <p>1 計画的な実地指導を実施し、H24までに全ての事業所の実地指導を行い、不適切事例の改善を指導。 2 年1回集団指導を行い、指導監査での指摘事項等を説明、サービス内容の改善を指導する。 3 指導監査結果を定期的に公表し、事業所にサービス内容についての注意喚起を行う。</p> <p>H21実績 実地指導: 8事業所 集団指導: 1回(48事業所) 指導監査結果の公表</p> <p>H22実績 実地指導: 104事業所 集団指導: 1回(48事業所) 指導監査結果の公表</p> <p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p> <p>懸念事業所に対する監査の実施(随時) 不適切なサービス事例が認められた事業所に対して、監査を実施、サービス内容の改善を指導する。</p> <p>H21実績 2サービス事業所で実施</p> <p>H22実績 2サービス事業所で実施</p>				<p>H24以降も計画的に実地指導、集団指導を継続して行う。</p>	<p>1 運営の適正化の推進 不適切事例の改善を図り、法令基準の遵守を徹底、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>1 利用者サービスの質の向上 事業課別ごとに求められるサービスが、利用者の個々のニーズにあった内容で提供されるよう、事業課とも共同して取り組む。</p>